

ISSN 1343-4225

ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

ERINA REPORT 54

キーパーソンインタビュー

「日本とロシアの交流について」

株式会社みちのく銀行会長 大道寺小三郎氏に聞く

中国の「三農」問題解決の方策 李勁

韓国鉄道の現状と南北鉄道連結運行方案 李容相

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（7・完） 三村光弘

Proceedings and Outcomes of the Neo-liberal Policy During the Mongolian

Economic Transition Enkhbayar Shagdar

2003
OCTOBER
vol. 54

目 次

キーパーソンインタビュー（日）	
「日本とロシアの交流について」	
株式会社みちのく銀行会長 大道寺小三郎氏に聞く	1
中国の「三農」問題解決の方策（日／英抄）	
Measures to Solve Problems Affecting the "Three Dimensions of Agriculture" in China (Summary)	
ERINA調査研究部研究員	李 勁
Jin Li, Researcher, Research Division, ERINA	5
韓国鉄道の現状と南北鉄道連結運行方案（日／英抄）	
The Current State of the ROK's Railways and Ways of Connecting Railways Between South and North Korea (Summary)	
韓国鉄道技術研究院責任研究員	李容相
Yong Sang Lee, Research Fellow, Korea Railroad Research Institute	11
朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（7・完）(日／英抄)	
Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (7 - final)(Summary)	
ERINA調査研究部研究員	三村光弘
Mitsuhiro Mimura, Researcher, Research Division, ERINA	18
Proceedings and Outcomes of the Neo-liberal Policy During the Mongolian Economic Transition (英)	
Enkhbayar Shagdar, Visiting Researcher, Research Division, ERINA	35
会議・視察報告	
地域経済協力の推進力となるサハリンプロジェクト（日）	
ERINA調査研究部研究主任	新井洋史
	43
中口国境周遊紀 - ウラジオストク～グロデコボ～綏芬河～牡丹江～延吉～図們～琿春 - （日）	
ERINA調査研究部研究員	李 勁
	47
北東アジア動向分析	52
Book Review 「東北アジアへの提言 - 戦争の危機から平和構築へ」	57
Sunset Notes 「北東アジアに観光の風を」	58
研究所だより	59

(キーパーソンインタビュー)

「日本とロシアの交流について」

株式会社みちのく銀行会長 大道寺小三郎氏に聞く

- 大道寺会長は、ロシアとの交流に大変熱心でおられますが、ロシアとのかかわりを持つようになったきっかけ等をお話いただけますか。

(大道寺) 初めてソ連を訪問したのは、ブレジネフ時代の1972年のことでした。横浜・ナホトカ航路に走っていた姉妹船の一隻「ジェルジンスキー」という3,600トンの船をチャーターして150人程の視察団を組み、横浜からナホトカに入港したのです。ナホトカ港では沖仲士が青色のくたびれた作業服を着て、所在なげに波止場をぶらぶらしたり、岸壁に佇んだりしておりました。彼らの傍らにより顔を見ると、虚無というよりはぞっとするような絶望的な眼差しをしており、その連中が岸壁に佇んで水平線をじっと眺めている光景には肌寒いものと感じました。同じ頃、何回か中国を訪れていますが、おそらく同じような共産主義下にある中国でもそれほど悲しげな目つきは見なかったと思います。

ナホトカから一晩列車に乗ってハバロフスクに行きましたが、列車はいわゆるシベリア鉄道でコンパートメントになっており、日本人にとっては珍しい体験でした。一等寝台はソファを兼ねた、向き合っている2つのベッド、二等に使うときは普段は壁に紐で結んであるベッドを外して2段ベッドにして使用します。つまり上下2段ベッドで真ん中に小さなテーブルを挟んだ4人部屋になるわけです。列車の入り口の所に銅製のサモワール(炭でお茶用のお湯をわかすもの)があり、そのサモワールの隣に女性の車掌さんが寝泊りする小部屋がついております。1日2回大きなマグカップでお茶をサービスしてくれます。食堂車も1両付いており、なかなかよい雰囲気ですが、食堂車への行き帰りが大変でした。というのは、レールの幅は日本の倍ほどもあり横揺れはほとんど無いのですが、進行方向に向かって大波に乗るように縦に大きく揺れるのです。これは表面だけが夏に融ける凍土地帯にレールが引いてあるのでどうしようもないということでした。車両から車両に渡してある鉄板がバタンバタンと踊り、頃合いをみて「ややっ」と渡るので。

翌朝ハバロフスクに着くと街は誠に整然としておりました。ちょうど着いた日は日曜日でしたが町には大勢の女の



人がスコップを持って街路樹の傍らに立ったりしゃがんだりしていました。通訳に聞いてみると「街路樹を大切にする日」とかで無理やり駆り出された奥さん連中とのことでした。それぞれ皆スコップは持っていました。外出着で綺麗に着飾っており、仕事をしている様子はなくお喋りに夢中になっていたようでした。すべてお上の命令で運営されるソ連当時の典型的な世相を見たような気がしました。夜になると当時は多くのレストランが開いており、豪華といわれないまでも着飾ったお客さんがたくさん食事をしており、どんな小さなレストランでもバイオリニストとアコーディオン弾きがいて、食事の合間に演奏していました。申し合わせもないのに、お客さんたちがナイフとフォークを置いて二重奏・四重奏の見事な合唱を始め、鮮やかなテクニックで踊りだすという風景がよく見られました。

夕方歩道を散歩している時、いくらか酔っ払ったおじいさんから「なんとかかんとか、ニッポンスキー？」と話しかけられ、「うん」と言うと、くちゃくちゃのお札で3ルーブルをもらいました。そしてまた別のおじいさんから同じ質問をされて、「そうだ」というと1ルーブルを差し出され、一杯飲めという仕草をされました。当時のロシアの月給は200ルーブル位だと聞いていますから、結構なプレゼント

だったのでしょ。

その時見たロシアはいわばあまりお金持ちではなくても、整然と完成した一つの社会だったようです。その後、ペレストロイカが起り、再訪したところ、今度はまったく違うロシアを見ました。自由経済を手に入れたということで、ロシア人は何をすればよいのかわからなくなり、すべてめくらしたらとなり、街は汚くなり、社会は混乱の極みを呈していました。その間に、アメリカの3倍にも達していた同盟国への支援からくる援助疲れや、アフガン侵攻後の若者の徴兵逃れなどがあって、経済・社会が疲弊していたということもあったと思います。ところが、旧官僚システムはほとんど完全な姿でそのまま残り、いろいろな利権にくっついて、さらに混乱を深めました。

それから、中央は地方への締め付けを強めています。私は、極東の各州の知事の方々といろいろな機会でお話しながらお話しすることがありました。一緒にサウナに入って語り合ったりすることもありました。そういう時に、彼らは「今は昔以上に中央が強くなってしまった」、「地方には金もなく、力が出せない」、「最近では命の危険を感じることもある」とまで言って、現状を嘆くのです。今の連邦管区も、いわばかつての軍管区であって、「管理の思想」から生まれた仕組みです。極東管区の代表のプリコフスキー氏はハバロフスクにいますが、彼が出席するイベントには、地元のエチャーエフ知事は出ないと言われていました。逆に、エチャーエフ知事が出る場面には、プリコフスキー代表は出ないそうです。

- 最近、日口医学医療交流財団の関係の会議に出席するため、ヤクーチアを訪問されたとうかがいました。医療関係の協力にも携わっておられるのですか。

(大道寺) 今回の会議は、本当は中山太郎さん(元外相)が行くはずだったのが急用でいけなくなったので、私が行くことになったのです。別に医学の専門家というわけではないけれども、少し医療関係の協力もやっています。ロシアの病院は資金不足でまったく設備が足りませんでした。使い捨て注射針も無いので、注射針は煮沸消毒して使っていました。CTスキャンの機械など1台もありません。そこで、極東の病院にCTスキャンの機械をこれまでに合計3~4台贈っています。日本の病院で使われていたものを、1台当り1千万円くらいかけてオーバーホールして現地に出すのですが、ただ機械を贈るだけといったことはしません。まず、贈り先の病院の担当医師を日本に呼んで、同じ機種を使っている病院で研修を受けてもらいました。それから、機械を送る時に合わせて技術者も派遣して、実

際に運用が軌道に乗るまで数ヶ月間現地でサポートしてもらいました。

また、1995年にサハリンで地震があった際、現地では負傷者の手当ができず、ハバロフスクの極東総合医科大学に搬送されました。こうした場合に重症患者は腎臓機能が低下するので、人工透析が必要なのですが、現地には機械はあるが純水がないので援助してほしいという話が来ました。調べてみたら、純水製造機は一般にオーダーメイドなので納入まで半年はかかるということでした。2人まで使える簡易透析機ならすぐ手配できるというので、それを10台ほど用意して現地に持って行きました。実は、我々とは別に日赤が現地に人工透析機を贈っていたのですが、現地に行くと見るとその機械は梱包されたまま放置されていました。理由を聞くと、マニュアルがないから使えないということだったのです。

日本のODAには似たような例がよくあります。今年SARS騒ぎで有名になった北京の日中友好病院には、120億円ものODAが投入されたけれども、ここには日本人医師は勤務していません。その後の指導などのアフターケアもまったく無い。設備を入れて、それでおしまい。日本のODAの悪い点です。

- 数年前に中古ピアノをロシア極東に贈ったそうですね。

(大道寺) ロシアは芸術教育が熱心な国だが、学校に行ってみると非常に古いピアノしかない。これに対して、日本の家庭には、いまや使われていないたくさんさんのピアノが眠っている。日本では多くの家庭で女の子にピアノを買い与えます。まず、バイエルの練習から入りますが、中学を卒業して高校に進学する頃にはピアノの稽古をやめてしまう。結婚しても、アパートには持っていけないので実家に置きっぱなし。これらをなんとかできないかと考えて、全国に呼びかけました。幸い全国紙が紹介してくれたので、全国の多くの方からお申し出をいただきました。せっかくのご好意ですので、すべて当行の行員にそれぞれのご自宅まで取りに行かせました。ピアノは、日本で必要な修理や調律等を行い、寄贈者の名前を入れてロシアに送りました。全部で620台になりました。その作業は一括してヤマハにお願いし、その費用は銀行が負担したのですが、後でヤマハの人から「最初から言ってもらえればもっと安く新品のピアノを用意できたのに」と言われました。ロシア国内輸送の際には、なんとロシア内務省が無償でトラックを提供して、僻地までの配達をしてくれました。それぞれのピアノが学校に届いた時に、その学校の先生らと写真を取り、その写真を寄贈された日本の家族に記念として差し上げました。

サハリン州知事から、花火をやって欲しいと言われて、ユジノサハリンスクで花火を上げたこともあります。ユジノサハリンスク市の人口が18万人、サハリン州全体で60万人しかいないところ、10万人が花火見物に集まりました。全島から、バスを使い、電車を使い、自家用車を使い、3日くらい前から集まってきたということです。戦勝を記念した「栄光広場」というところがあるのですが、人出が多くて身動きが取れなくなりました。翌朝、知事が「昨日は珍しいことがおきた。戦後、初めて犯罪は1件も無かったし、交通事故が一軒も無かった」というのです。理由は、皆が花火に夢中で、町中の交通が麻痺したからだということでした。

- 日ロ交流の将来についてはどんな展望をお持ちでしょうか。

(大道寺) 将来性という意味で、重要なのは子供たちです。私のところでは、毎年ロシア極東から800人の子供たちを呼んでいます。そして、日本から200人~250人の小学生を送り出しています。ロシア人は非常に親日的です。日本は、アメリカと並んでもっとも好きな国に挙げられます。普通の日本人はそのことをあまりにも知らなすぎます。これは、冷戦時代の日本の政策が悪いのです。当時、アメリカの言うとおりに、ソ連は悪い国だというイメージを日本国内に植えつけました。ソ連ではそこまでの反日教育は行われていませんでした。少なくとも極東はそうです。ですから、極東の人たちは、日本人と一緒に仕事をしたいと思っているわけです。ところが、日本では財界でも最近まで「『赤い石油』は供給が突然止められてしまうリスクがあるから輸入すべきではない」という短絡的な議論が説得力を持っていました。

- ロシアに対する支援では「サンタクロース」のようなご活躍ですが、貴行はわが国の銀行として唯一、ロシアに現地法人をお持ちになり、7月には3店舗目となるハバロフスク支店を開設されました。ビジネスの対象としてのロシアはいかがですか。

(大道寺) 私は、ロシアでビジネスが成功できるとは言っていません。まだまだリスクが大きい国です。ロシア人には、資本主義やビジネスのルールがわかっているようでいて、最後の最後のところでわかっていない人が沢山います。行政府は第3セクターが所有するビルに入居しながら「おれは出資者だから賃借料は払わなくてもよい」といった理屈を真面目に言ってくるのです。だから私は、現在、ロシアビジネスをやりたいという人には「やめておきなさい」と言うことにしています。

もちろん、成功例もあるので、まったく否定するわけではありません。私が知っている例でも、北海道の尾札部という国内最高品質の昆布の産地の人でサハリンから高級昆布を輸入するビジネスを軌道に乗せた人がいます。この例では、昆布漁をする現地の漁師の人たちの指導に5~6年くらいかけているのです。ロシアには天然資源はあるが、それを継続的に出荷する体制にないということです。

ロシアでは、農業の可能性があるかもしれません。私の知っている例で、ベトナムでのゴボウ生産を指導して、日本に輸入して成功した方がいます。今、外食産業のゴボウのほとんどはベトナム産だそうです。ロシアでも似たようなことが考えられると思っています。以前、沿海地方の農業地帯に行った時に、原米の反収が10俵近いという話も聞きました。直播の陸稲でそれだけの反収を上げているということです。日本では、水田の方が単収が高いということで、水田での稲作を行っています。向こうは陸稲でやって同じくらい収穫を上げているのです。もちろん、米の輸入が難しいことはわかります。ただ、日本の農業政策も、何が何でも輸入阻止というわけにはいかないと思います。自動車は好きなだけ輸出するが、農産物は輸入しないということを使い続けることはできないと思います。青森はリンゴの産地ですが、いまやニュージーランドやタスマニアからリンゴが大量に輸入されています。確かに、青森のリンゴは大玉で見てもきれいで味もおいしい。ただし、値段が高い。私から見ても高いと思います。日本の問題は、労働生産性以上に賃金水準が上がってしまったことです。労働生産性の高い部門も低い部門も皆同じように賃金が上がった。ロシアでは、政治的に社会主義を実現しようとして失敗しましたが、日本は商人の国でそれを実現してしまったのです。一番責任が大きいのは、公務員の労働組合です。

銀行として考えれば、現在の日本には残念ながら資金を振り向けるべきところがありません。その点、ロシアはこれからです。ところが、日本側は領土問題などがあるからといって、踏み込んだ対応をしてくれませんでした。ロシア側では、日本は口だけで実行が伴わないと言っています。例えば、90年代前半に日本がロシア向け支援として導入した旧輸出入銀行のローンは、15%の頭金をロシア側が用意することを条件としていました。これが、用意できないために実現できなかった案件もある。融資総額の15%というのは、日本にしてみれば金額としてはそれほど大きいものではない。しかし、日本政府は15%ルールを維持しています。

自分自身の経験から別の例をあげますと、何年か前にロシアの鉄道省からシベリア鉄道の枕木交換作業への融資の

話を持ちかけられたことがあります。シベリア鉄道のインフラはしっかりしていて運行には問題ないのですが、枕木は木でできているため、何年かごとに交換しないと腐ってきます。そのための資金が調達できないということで、私のところに相談にきたのでした。全体で20億円くらいとの話であって、少し金額が大きかったこともあり、その場では日本輸出入銀行（当時）に相談することをアドバイスしました。実際には、半分くらい政府の保証がつけば、うちが融資してもよいとも思っていたので、日本政府の考えも聞いてみました。ところが、「大道寺さん、この話はあんまり触らないほうがいいよ」という反応なのです。領土問題があるからということなのかもしれませんが、中国に対して多額のODAを提供しているのと比べて、態度がまったく違ってきます。

- こちらの部屋には、ロシアの民族衣装をまとったきれいな人形が沢山飾ってありますが、こうしたものを輸入するようなこともされているのですか。

（大道寺）ビジネスとしてはやっていません。青森に、引退した青函連絡船「八甲田丸」が展示保存されているのですが、その中でガラス工芸品ショップ「ヴェネチア硝子」というお店をやっています。日本国内に硝子産業がある地域というのはそう多くはないのですが、青森は魚網の浮き玉生産を起源とした硝子産業があるのです。そのお店の一角にこれらの人形を展示しています。人形の数が少ないので、販売というわけにはいきません。どうしても欲しい

とおっしゃる方には、個別に相談に応じるという形です。これらの人形は、一つ一つ皆手作りなのです。だから、ビジネスとして成り立つほどには、数が揃いません。労賃が特に低いわけではないので、大量に作らせるという形のビジネスは成り立たないのです。

- ロシアは国が大きいですから、一つにまとめることも大変でしょうね。

（大道寺）とにかく広い。今回行ってきたサハ共和国だけで、日本の国土の8倍以上あります。滞在中にも、サハ共和国内の移動のための航空機をリースで調達したいという相談を受けました。それくらい広いのです。

ですからロシアには大きな可能性があります。先ほども言いましたが、日本国内には投資をして、そこから利益を得られるところが無くなってしまった。古典的な銀行観かもしれませんが、銀行というのはそもそも信用だけを頼りに預金を集めて、それを公益に役立つところに回すのが役割です。公益というのは、投資に使われて生産が伸びる、そして経済が発展するといったことです。その意味で、今の日本では、銀行がやることはあまりなくなりました。逆に、ロシアにはそういった役割が必要だと思います。

- 本日はありがとうございました。

（2003年8月29日 みちのく銀行東京支店にて）

聞き手：ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

記録：ERINA調査研究部研究主任 新井洋史



プロフィール

大正14年 北海道生まれ。

昭和27年 東北大学法学部卒業。

昭和33年 弘前相互銀行（みちのく銀行の前身）入行。

昭和61年 頭取就任。

平成9年 会長就任、現在に至る。

公職等

ハバロフスク市とユジノサハリンスク市の名誉市民。

平成12年初のロシア連邦名誉領事就任。

青森経済同友会代表幹事、日口交流協会会長、（財）みちのく北方漁船博物館財団会長等。

中国の「三農」問題解決の方策

ERINA調査研究部研究員 李勤

1. はじめに

2003年3月18日、中国全国人民代表大会第10次全体会議が閉幕し、国家の新しい指導者が選出された。新政権はGDP総額を2020年には2000年（1兆804億ドル）の4倍の4兆ドルまで伸ばし、さらに中国共産党建党100周年に当たる2021年には小康社会¹を実現するという目標を掲げている。しかし、上記の目標を実現するには、まず現在の総人口の6割に相当する約8億人の農村人口の年純収入2,366元（約286ドル）を増大させなければならない。この問題には新政権も注目しており、施政方針の中で農業改革は最重要課題として取り上げられた。

1949年の新中国建国後、中国では各政権ともに「三農（農業、農村、農民）」問題を重視し、さまざまな政策を実施してきた。しかし、これらの政策は成果を収めた部分もあるが、悪影響を及ぼした部分もあった。本稿では、新中国建国後に実施した「三農」政策の歴史を振り返り、現在の「三農」問題の問題点を整理した後、その解決策を探る。

2. 新中国建国後に実施した主な「三農」政策の歴史

(1) 土地改革（1950～1952年）

中国は1949年までは封建的な土地所有制度を実施したため、農業生産の発展は抑制されていた。この問題を解決するため、1950年に政府は「中華人民共和国土地改革法」を公布した。この主な内容は地主から土地、農具を没収し、小作農に分配することであった。これによって、約3億人の農民が4,666.7万ヘクタールの土地を手に入れた。全国の農村統計調査資料によると、1952年の土地改革完了後、人口の52.2%を占める小作農が47.1%の耕地を所有した。その結果、農耕に従事したい者が耕作でき、農業生産力が高められ、全国的に封建的・詐欺的な土地所有制度を廃除し、小作農を中心とする土地所有制度が成立した。この改革により農民の生産に対する積極性が高まり、戦後の農業生産の復興に決定的な役割を果たした。

(2) 農業生産協力組合運動（1955～1956年）

土地改革後、農民の生産に対する積極性は主に2つの方面において現れた。1つは個人経済への積極性、もう1つは協力・連携の積極性である。政府は零細経営によるさま

ざまな困難を克服させるため、自由参加と互恵の原則の下で、農民の協力・連携を促した。それが農業生産協力組合運動である。

農業生産協力組合運動の組織形態には3種類ある。即ち農業生産協力チーム、初級農業生産合作社（初級協力組合）、高級農業生産合作社（高級協力組合）である。協力連携過程において、所有関係は次第に変化した。初級協力組合段階では、組合員の私有の土地と耕作家畜、大型農具などの生産資料を組合が有償で使用し、組合の経営収入から積み立てて組合の財産とし、私有財産も一部容認された。高級協力組合段階に入ると、土地などの生産資料は無償で公有となり、耕作家畜、大型農具などの生産手段も有償使用から公有に転換した。同時に、組合の経営収入の一部を積み立てて組合の財産とした。このように、初級協力組合と高級協力組合は所有制度の点で明確に変化したのである。

農業生産協力組合運動は1951年に既に一部の地域で実施されたが、1955年までの中央政府の政策は慎重なものであった。しかし、その後経済の復旧や第1次5ヵ年計画が順調であったため、中央政府は農業生産協力組合運動を急速に展開せよとの指示を出し、政策が左翼的²に傾斜し始めた。よって、農業生産協力組合運動は、当初の自主、互恵の理念を離れ、多くの地域で強制的に行われるようになった。政府は組合に加入した者に対しては食糧の政府取り上げ分を少なくし、組合に加入しない者に対しては取り上げ分を多くした。また、協力組合の土地をできるだけ連続した形でまとめておきたいという理由で組合に加入していない農民の土地を強制的に取り上げた。その結果、1年余りで中国における土地の私的所有制度は消滅したのである。

(3) 人民公社化と共産風運動（1958～1978年）

1958年元旦、「人民日報」の社説で「15年後にイギリス、20年後にアメリカを追い越す」、「1958年農業生産は大躍進を遂げる」という目標が発表された。この発表をきっかけに、農業生産の大躍進運動が全国において展開された。1958年1月、中央政府は杭州会議と南寧会議において、1958年の農業生産総額を前年比6.5%増の643億元、食糧総生産量を1.9億トンという目標に掲げた。しかし、同年3

¹ 小康社会とはいくらか余裕のある社会を意味し、具体的には全国平均年収が3,000ドルという目標である。

² 左翼的とは共産主義よりを意味する。

月の成都会議では1958年の農業生産総額を前年比16.2%増の702億元、食糧総生産量を2.15億トンと目標を大幅に修正した。さらに、同年5月に開かれた「中国共産党第8回2次会議」では1958年の農業生産計画を再修正し、農業生産総額を23.3%増の793億元、生産量を2.19億トンへと目標をさらに引き上げた。

1959年4月、国家統計局の発表では、1958年食糧総生産量は3.75億トンに達し、前年から倍増した。しかし、数年後の国家統計局の訂正発表によると、1958年の食糧生産量は2億トンで、前年比2.5%増に過ぎなかった。このように当時中国では農産物の生産量が幾何級数的勢いで伸びるといった現実的に不可能な数字が飛び回っていた。

当時は「大躍進運動」に適応させるため、高級協力組合よりさらに公有化した社会組織「人民公社」が誕生し、わずか1ヶ月余りで中国全土に展開された。「人民公社」の急速な発展によって、「共産風」も中国各地の農村で吹き荒れた。当時、全国で人民による製鋼、錬鉄、水力工事が絶えず行われていたが、ほぼ全ての工事は「人民公社」という組織形態を通じて、無償或は低賃金で大規模な農村労働力、物資、財力を利用して行われた。「共産風」の大流行は農民の利益を損なったため、多くの農民は農業生産に対し消極的な態度を取って抵抗した。これによって、労働積極性は急激に低下した。

「人民公社化」と「共産風」運動の展開によって、でたらめな指揮、自然法則を無視した業績誇張などの現象が現れ、新中国建国後の農業生産に最も深刻な打撃を与え、計り知れない損失をもたらした。

(4) 農業生産請負責任制（1978～1984年）

1978年の「中国共産党第11回3次会議」において、政府は農民の生産積極性を引き出すために、農村政策を緩和し、農民に生産などの自主権を与えることを決定した。同会議で決めた農業政策方針は人民公社を維持し、労働に応じて収入を分配すること、平均主義³を廃止すること、家庭菜園などの副業による市場取引を認めること、食糧買付価格を引き上げること、農業用工業製品価格を引き下げることなどであった。

同会議の開催をきっかけに、家庭経営を中心とする「農業生産請負責任制」が全国の農村で展開され、政府は土地の国家所有を堅持しながらも所有権と経営権の分離を認めた。1984年までに「農業生産請負責任制」が中国全土で実施され、その結果同年の全国食糧生産量は史上初4億731万トンを記録し、世界の平均水準に達した。

「農業生産請負責任制」の実施を通して、農村では平均主義を克服した。以前は生産、分配ともに指令を受けなければならなかったが、改革後、農民は生産と分配の自主権を得たのである。この変化によって、農民が農業生産に積極的になり、農業発展を促進し、長期的な食糧不足の問題を解決し、国内の食糧の自足を実現した。しかし、この政策の実施は地域の格差を配慮せずに行われていたため、黒龍江省、新疆ウイグル族自治区などの農業機械化水準の高い地域では生産効率が逆に低下した。

上述した新中国建国後に行われた主な政策は、当時の政府が農業発展を目指した結果の措置であった。これらの政策は一定の成果を上げたが、当時を取り巻く政治環境などの要因により、農業生産、農業社会に深刻な影響を与えたことも事実であった。「農業生産請負責任制」の実施によって、その状況は改善されたが、農村人口が多いこと、1人当たり資源が減少したこと及び1人当たりGDP水準が低いことといった問題は依然として存在している。以下では、現在中国の「三農」問題の問題点を見ていきたい。

3. 「三農」問題の主な問題点

上述のようなさまざまな改革を経た現在、中国の「三農」問題には以下の4つの主な問題が現れている。

(1) 農作物の過剰生産

1980年代以降、農地総面積が変化しない或いは減少した状況で、トウモロコシなどの主な穀物の総生産量が1980年の3億2,056万トンから2001年の4億5,264万トンに増加した（図1）。1人当たりの食糧消費も370キログラムに達し、1980年代の全面的不足状況から過剰状態へと変化した。特に1996～1999年の4年間は記録的豊作であった。

このような変化の背景には、「農業生産請負責任制」の導入により農業生産性が向上したこと、農産物、化学肥料など農薬市場のマーケットが拡大したこと、そして品種改良が進められたこと、政府が農業投資を大幅に増やしたこと、1994～1996年の3年間の政府買付け価格が引き上げられたことなどがあると考えられる。

1990年代初期、国家の年間農業投資額は67.2億元に過ぎなかったが、2001年には993.4億元を超え、15倍近くに増加した。また、政府は農産物買付け価格を1994～1996年の3年間で計8割引き上げる政策を打ち出し、結果、政府の買付け価格は国内の市場価格を上回る水準となった（図2）。この政策により、農民の農産物栽培への意欲を向上させ、食糧増産に走らせ、1996年からの4年連続の豊作

³ 平均主義とは労働量や能力に関わらず誰でも同じ収入を得ることを指す。

をもたらした。しかし、1997～2000年に国際農産物市況が下落したのを受けて、政府は1999年に農産物買い付け価格の引き下げに踏み切った。この価格の下落によって、農民の収入は低迷した。増産しても収入は増えないという現象は東北部の食糧生産基地である黒龍江省、吉林省で特に深刻な状況となり「新東北現象」⁴と呼ばれていた。

この収入低迷のもう一つの要因は、国民生活水準の向上に伴って需要構造も変化しているにもかかわらず、農産物生産はこれを認識しないで、最大限の量の生産を行ったことである。このような状況を受け、政府は2000年から作付面積調整政策を展開し始めた。高付加価値農産物の栽培が増えたことで、農民の増収にもつなげると期待している。

(2) 農村住民と都市住民の収入格差がますます拡大

図3のように1996年以後、農業は増産しながらも農民の収入は増えないという現象が続き、農村住民と都市住民の収入格差は拡大した。2001年には都市住民の収入は農村住

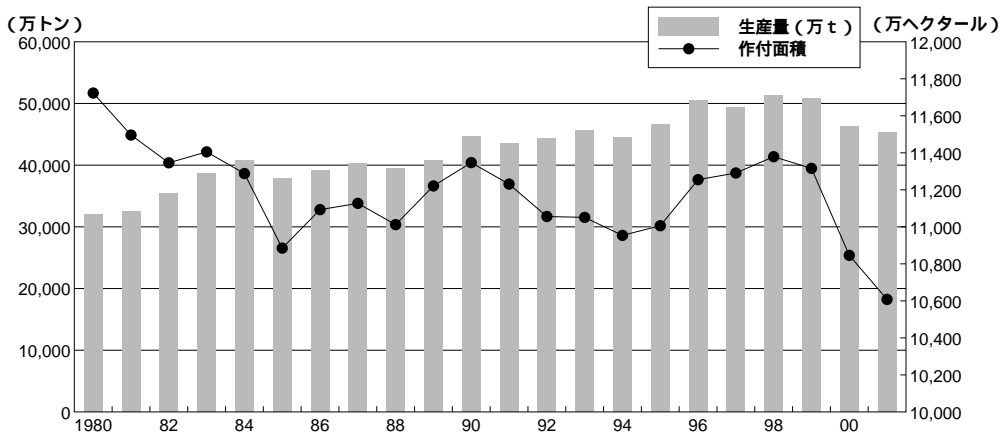
民の3倍近くに上った。

また、農村住民1人当り収入の増加率をみても1996年は前年比22.1%増であったのに対し、2001年は5.0%である。さらに、国内農産物の生産過剰により価格が下落し、農民が農業から得た収入は4年連続マイナスとなった。

農村住民の収入増を抑制している主な要因は3つあると考えられる。第1は農産物価格の下落である。第2は国内市場において工業製品が飽和状態にある中、輸出能力が不足している郷鎮企業の成長が鈍化し、郷鎮企業に従事している農村住民の収入増が期待できないことである。第3は国有企業改革を実施した結果、都市部のレイオフ者が急増し、就業難が発生していることから、各都市ではさまざまな制限措置を設け、農村住民の都市での就業を阻止していることである。

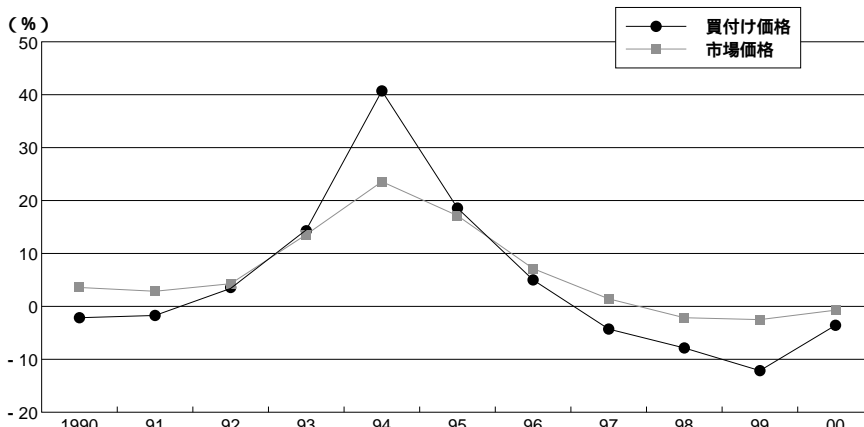
農村住民の収入が伸び悩んでいるのに対し、都市住民の収入は1990年以来増加し続けている。上昇の主な原因は公

図1 穀物の生産量と作付面積の推移



(出所) 中国国家统计局『中国農村統計年鑑2002』より作成。

図2 農産物の政府買い付け価格と市場価格の前年比増加率



(出所) 中国国家统计局『中国農村統計年鑑2002』より作成。

⁴ 「新東北現象」という表現は、1990年代初期、国有企業が集中している東北で発生した国有企業の利益の伸び悩み、レイオフ労働者の大量発生などの現象を「東北現象」と称したことを受けて、生まれたものである。

務員および事業部門職員の賃金が連年引き上げられていることにある。政府は内需拡大に向けて個人消費を刺激するため、1999年に公務員及び事業部門職員に対し、1人当り月平均120元の収入増を図った。2000年には、一部の大都市では都市住民に対し住宅手当額を引き上げた。これらの措置をとった結果、農村住民と都市住民の収入はますます拡大することとなった。

(1) 「乱收費」などの現象が絶えず、農民負担は依然として厳しい

1994年以後、農民の税金負担額は連年増加しており、収入の増加幅をはるかに超えている。この現象は2つの方面に現れている。

第1は納税面である。納税は国民の果たすべき義務であるが、負担の急増は常識的には考えにくい。しかし、1994～2000年の間、農民が国家へ納付した農業税、農業特産税などの税金は223億元から4,653億元まで増えた。1人当り年平均増加率は12.1%である。しかし、農民収入の増加率は年平均2.1%に過ぎない。これは地方政府が地方の財政収入を増やすため、中央政府の政策を真面目に実行せず、農民に対し重複徴税を行っている結果である。

第2には費用徴収面である。農村において、行政の「乱集資」(乱れた資金集め)現象は深刻である。道路補修費、検疫費、義務教育達成費などさまざまな名目で農民から費用が徴収されている。例えば湖北省のある農村では世帯ごとに学校建設費を徴収しており、校舎が完成した時には農家の子供は学費を払えず、学校に通えないといった事態が発生している。

以上のような「乱收費」は、さまざまな悪影響を及ぼしている。まず、農民の限られた収入が各名目で徴収され、生産拡大のために投入する資金がないことである。次に、農民の可処分収入が減少したことで、工業製品の購買力が

減少し、工業部門に打撃を与えている。第3に、行政は農民からさまざまな費用を徴収し、農民らの反感を買っていることである。このようなことが長期的に続くと社会的不安を招きかねない。

(4) 農村余剰労働力が多く、就業問題が深刻化

2002年末の中国農村人口は総人口の60.9%に当たる7億8,241万人(就業者数4億8,960万人)であるが、『中国農業年鑑2001年』によるとこのうち、1億2,000万人以上が余剰労働力である。改革開放当初は郷鎮企業が農村余剰労働力を吸収するための主な受け皿となっていたが、近年は郷鎮企業も労働集約型から資本集約型へと転換し、農村余剰労働力を吸収しきれずにいるのが現状である。さらに、農業では作付面積の調整・減少、機械化の導入などで農業に従事する者は減少傾向にあり、農村部での余剰労働力は今後もさらに増加することが予想される。

4 「三農」問題を解決するための具体的方策

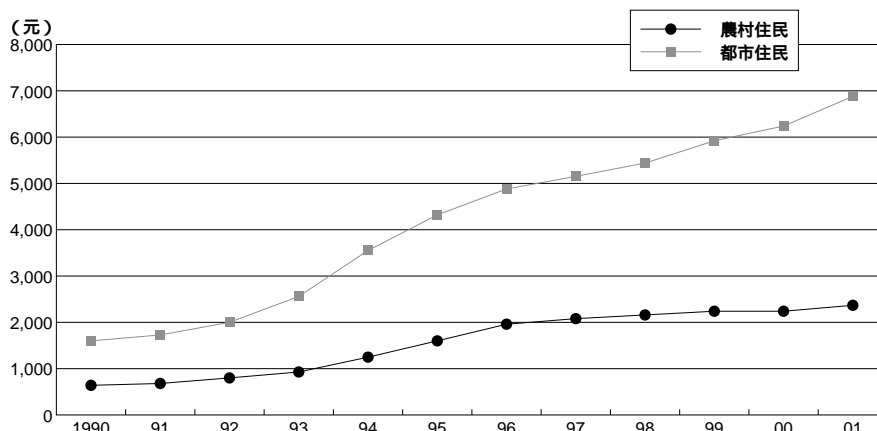
政府はこうした「三農」問題を深刻に受け止め、農村税費改革、食糧買付販売システム改革、農民補助金方法改革、農村金融制度改革と農村医療制度改革などを打ち出した。これらの政策を実施する際、問題を解決する具体的方策を以下の方面から提案したい。

(1) 農産物の過剰生産を避け、栽培構造を調整するために耕地の開拓をやめ、牧草地や林地に適応すべき土地はそれに戻す

農業の科学技術普及、市場情報伝達システムを確立

行政機関が農家に市場情報を伝達し、農民が市場の動きに対応して、需要に見合った作物栽培を行う。また、有機穀物、野菜などの高付加価値農産物の栽培技術を開発するため、農家と大学、研究機関の技術協力を強化し、農業分野における産学連携を強化していく。これにより

図3 都市住民と農村住民の収入格差



(出所) 中国国家统计局『中国統計年鑑2002』より作成。

付加価値の栽培を目指す。

(2) 農村住民と都市住民の収入格差など問題を是正するために

戸籍制度を緩和

農村住民の都市での経営活動を許可し、農村住民の都市への流入制限などの差別政策を廃止する。都市で就業している農村戸籍住民に対し、都市住民と同様な権利を与える。

農村住民の国民待遇を回復

教育、医療、就業、社会保障、市場参入及びその他公共財政支出などの面において、都市と農村で統一した政策を実施し、最終的に都市農村の一体化した政策を実施していく。

農民参加型の業種別協力組合を設立

政府が各種の専門性のある農業組合の設立を支援し、これらの組合を通じて農家と販売会社を結び付け、農業の産業化経営を促進し、市場競争力を向上させる。

農業への財政支出比率の拡大

農業インフラ投資を増加して、生産条件、環境を改善し、「農民から取る部分が農民へ与える部分を上回る」という状況を是正する。トウモロコシ、大豆などの農産物に対する補助金方式を見直し、現在の流通分野への補助から直接農民への補助とする。

土地制度の見直し

政府が農民の土地使用権の譲渡を認めることで、一定規模の土地での農業経営ができるようになる。また、一定規模の農業経営を実現することによって、農業の生産効率が向上できる。

農産物市場と農村金融市場を開放

すべての農産物の生産商品化と経営市場化を実施し、初級市場 - 卸市場 - 先物市場を含む市場システムを確立し、開放的かつ秩序のある競争を行うべきである。また、農民が助け合うという性質を持つ金融組織 - 協力銀行の設立を認め、国家の金融政策に基づいて管理を行っていく。

(3) 「乱収費」など農民の負担を軽減するために

農業税、農業特産税などの税目の廃止

現在実行している農業税収には主に農業税、農業特産税、食糧売り渡し割り当て、教育費、計画出産、行政サービス費が含まれている。歴史的にみても農民の直接納税はない。諸先進国の中でも多くの国は農業税を徴収していない。従って、農村住民も都市住民と同様に財産税、個人所得税を実施すべきであると考えられる。

農村教育システムの確立を強化し、9年間の義務教育の

普及を継続

義務教育費については省、市、県財政から支出し、現在の農民、郷鎮、県が主に負担している状況を改善する。これを実現すれば、現在の農民負担は半減されることとなる。同時に農村の職業教育や成人教育を発展させ、農民の教育レベルを高めていく。

郷鎮レベル政府の機構改革を行い、郷鎮の自治を認可

現在実施している郷鎮レベル政府での村民自治、民主的な選挙を継続し、郷鎮の自治を実施していく。県は郷鎮政府に出張所を置き、政府の機能を行使する。その結果、行政の人員削減を実現し、農民の負担も削減できる。

(4) 余剰労働力を吸収するために

郷鎮企業の産業構造を調整

郷鎮企業の産業構造を調整させ、農産物加工業や第三次産業を発展させることが重要である。現在、主な農作物の生産地と余剰労働力の出身地は中西部に集中し、生産加工地は東部沿海に集中している。今後中西部は労働集約型の農産物加工を中心とする郷鎮企業を育成し、余剰労働力を吸収すべきである。

農村の都市化（中小規模都市）

国家財政、金融部門などは郷鎮企業を育成し、農村の工業化と都市化を促進して、多くの農業人口と農村余剰労働力を吸収する受け皿を設ける。その具体的方法の1つとして、農産物流通、農村不動産、観光などの第三次産業を発展させることなどがある。

5 まとめ

本稿では中国の「三農」問題について政策の歴史を振り返り、現存する問題点を整理し、問題の解決策に向けた具体的方策を提案した。提案した方策の中で、既に政府が取り組んでいるものもあるが、今後さらに徹底的に進める必要がある。

現在中国農村人口約8億人のうち、余剰労働力は1億2,000万人を超えていると言われていた中、2001年末のWTO加盟に伴う外国の農産物の流入によって、中国農業はさらに大打撃を受けることが予測されている。人口の大半を占める農民収入の向上と余剰労働力の吸収のための改革を中国政府は急務の課題と位置付けている。その改革の実施、そしてその結果は今後の中国の経済発展及び社会安定に大きく影響するものと考えられる。

中国の食糧生産基地として位置づけられる東北3省においては、特にこの「三農」改革の成果が期待されることである。東北3省における改革の成功は北東アジア周辺各国へも好影響をもたらすものとなる。

参考文献

1. 「江沢民総書記の中国共産党第16回大会における報告」
2002年11月8日。
2. 柯隆「制度移行期の中国農業制度改革の方向性」富士
通総研経済研究所、研究レポート 139、2002年8月。
3. 馬曉河「新時期の農業、農村と農民問題」『第二回中
国農業機械フォーラム発言要旨』（中国語）2002年10月
18日。
4. 長瀬誠「中国農業・農村経済の現状と展望」東アジア
総合研究所、研究レポート 7、2003年7月。
5. 「温家宝総理の記者会見」中国ニュースサイト「新華
網」、2003年3月18日。

Measures to Solve Problems Affecting the "Three Dimensions of Agriculture" in China (Summary)

Jin Li

Researcher, Research Division, ERINA

On 18th March 2003, the General Assembly of the 10th National People's Congress came to a close and the country's new leaders were appointed. The new administration has set the goals of expanding GDP fourfold on the 2000 level (\$1.804 trillion) to \$4 trillion by 2020 and to create a "society with a certain amount of latitude" by 2021, the year that will mark the centenary of the founding of the Chinese Communist Party. However, in order to attain these goals, it is first of all necessary to increase the annual net incomes of the eight hundred million people living in rural areas. The new administration is devoting attention to this problem and has taken up the issue of agricultural reforms in its policy program as a matter of the utmost importance.

Since the founding of the People's Republic of China in 1949, successive Chinese administrations have focused on problems affecting the "three dimensions of agriculture" (agriculture, rural areas and farmers), and have implemented policies relating to such issues as land reforms, agricultural production cooperatives, the creation of communes and the collectivization of agriculture, and the agricultural production contract responsibility system. However, although some of these policies have been successful, others have had a negative impact.

Problems currently affecting the "three dimensions of agriculture" include overproduction of agricultural produce, inconsistencies in the structure of crop cultivation, the increasing income gap between rural and urban populations, the heavy burden still borne by farmers, and the fact that rural areas have significant surplus labor, leading to the escalation of employment problems.

I would like to make the following proposals for specific measures to solve problems affecting the "three dimensions of agriculture":

- 1) In order to avoid overproduction of agricultural produce and rectify the structure of crop cultivation, the

government should:

- i) stop reclaiming arable land, return land that would be more appropriate as pastureland and forest to its original state, and rectify the structure of crop cultivation;
- ii) establish systems for promoting science and technology in agriculture and distributing information to local citizens.
- 2) In order to redress income disparities between rural and urban populations, the government should:
 - i) ease the family registration system;
 - ii) extend the social safety net to include those living in rural areas;
 - iii) establish cooperative associations for each industry, in which farmers can participate;
 - iv) increase the share of government spending on agriculture;
 - v) revise the land system;
 - vi) liberalize markets for agricultural produce and rural financial markets.
- 3) In order to ease the burden on farmers, such as that resulting from excess taxes and levies, the government should:
 - i) abolish such taxes as the agriculture tax and the local agricultural specialty tax;
 - ii) reinforce the establishment of the education system in rural areas and continue to propagate the 9-year compulsory education system;
 - iii) conduct structural reforms of government at the level of rural businesses and authorize self-government for rural businesses.
- 4) In order to absorb surplus labor, the government should:
 - i) adjust the industrial structure of rural businesses;
 - ii) promote the urbanization of small and medium-sized rural areas.

韓国鉄道の現状と南北鉄道連結運行方案

韓国鉄道技術研究院責任研究員 李容相

1. 問題提起

最近、南北鉄道の連結を通じた朝鮮半島縦断鉄道と大陸鉄道との輸送可能性が急速に高まっている。韓国側と北朝鮮側の鉄道断絶区間は四つのルートで316.6kmに上っている。主なルートである京義線はソウル～平壤～新義州を経由して中国とつながっているが、韓国側の12kmと北朝鮮側の12kmだけが断絶されている。京元線は元山～羅律～ハサン～ウスリースクからシベリア鉄道に接続するルートで、連結のためには韓国側の16.2km、北朝鮮側の14.8kmが残されている状況である。

韓国は去る2000年6月平壤で行われた南北トップ会談以後、南北の間では京義線連結の機運が高まり、同年9月18日に鉄道と道路を連結する着工式が行われた。2002年9月18日には東海岸沿いに北上する東海線の連結工事も始まった。

京義線は、2002年9月19日から軍事境界線周辺で機雷除去作業が始まり、既に韓国側は完了した。北朝鮮側も路盤工事が完了し線路敷設が残っている。一方、京元線の南側は設計を終え、土地を買収したところである。

現在、推進している京義線の連結は韓国と北朝鮮の設計基準がほぼ同じで、列車の運行に対しては技術的な面では大きな問題がないと思われる。なぜなら1948年以前は釜山～ソウル～平壤～新義州の路線を列車が走っていたからである。但し、北朝鮮側の鉄道設備が老朽化しているため運行速度が時速30～40km水準に止まっている。

大陸横断鉄道に関しては、北朝鮮とロシアの首脳会談で合意した朝鮮半島縦断鉄道（TKR：Trans-Korean Railway）、シベリア横断鉄道（TSR：Trans-Siberian Railway）の接続に備え、韓国は国際鉄道協力機構（The Organization for Cooperation of Railways）に加入する準備を進めている。

ロシアと北朝鮮側はTKRとTSRの連結を主な内容とする北朝鮮-ロシア鉄道協定を2001年8月14日締結した。その内容は北朝鮮鉄道技術者のロシア派遣と教育、ロシア技術者の北朝鮮派遣、北朝鮮側とロシア側の鉄道接続のため北朝鮮（1,435mm：標準軌）とロシア（1,520mm；広軌）と

の異なるゲージ問題に対して積み替え施設の拡張などを検討することなどである¹。

一方、韓国側とロシア側との鉄道協議（2001年9月3日～9月4日）では、韓国、北朝鮮、ロシアの三カ国の専門家による協議会の設立に合意した²。さらに韓国とロシア側の交通協力委員会が構成された。

大陸鉄道の活性化のため、ロシア側は2002年、TSRの全線電化を完了した。複線化もアムール川鉄橋を除いて完了している。また能力の50%水準とされる輸送実績をさらに引き上げるため努力している。一方、中国側も丹東～瀋陽間の複線化を計画している。

最近の急激な変化は、将来の北東アジアの鉄道に大きな影響を与えると考えられる。そこで先ず、朝鮮半島の鉄道の現状及び将来計画を検討することが重要である。

2. 韓国鉄道の現状と発展

(1) 鉄道事業の概況

現在、韓国の交通モードとして、道路、鉄道、航空、船舶などがある。2002年の輸送機関別分担率を表1にまとめた。

表1 韓国の輸送手段別分担率

(2002年基準、単位：%)

	道路	鉄道	船舶	航空
旅客(人基準)	91.3	8.0	0.02	0.1
貨物(トン基準)	94.5	1.2	4.3	0.01
旅客(人* ₀ 基準)	73.6	21.3	0.3	4.7
貨物(トン* ₀ 基準)	47.9	11.3	40.6	0.2

(資料：韓国建設交通部、建設交通統計年鑑)

以上の分担率からも分かるように、現在の韓国の交通システムは道路＝自動車中心である。長距離貨物輸送の場合、鉄道や船舶の役割も大きい。

道路中心の交通システムは、韓国社会に便益を与える一方で、環境破壊など大きな社会的費用を発生させている。なかでも、国民経済との関係で問題となってきたのが混雑費用の増大である。道路の混雑により混雑費用が激増し、それが物流費用増加の主要因になっているのである。例えば、2000年の物流費用は85.1兆ウォン（約8.51兆円）でGDPの16.3%であったが、この年の道路混雑による混雑費

¹ 2003年ロシアと韓国鉄道会議ではロシア側は北朝鮮側に新しい広軌線より在来線の現在化を提案し、京元線を中心した現代化費用は24億ドルを試算している。

² ロシアと北朝鮮側は朝鮮半島縦断鉄道（TKR）とシベリア横断鉄道（TSR）の連結に伴い、車両、信号、電圧などの技術的問題を解決するため共同の努力を進めることで合意した。

用は19.4兆ウォン（約1.94兆円）と推計されており、それはGDPの実に3.7%に達していたのである。

この問題に対処するために、政府は最近、鉄道ネットワークの拡張計画などを含む「国家基幹交通網計画（2000～2019）」を策定した。「国家基幹交通網計画」の大きな特徴は、後で述べるように鉄道を重視した計画であるという点である。この計画に基づいて、目下3,129kmの韓国国鉄（KNR：Korean National Railroad）の営業キロを5,000kmに拡大する投資計画が進行中である。

これに関連して、現在、韓国には鉄道をめぐって四つの画期的な動きが進展中である。

第一は、いわゆる新幹線計画、つまり2004年4月開通予定の京釜高速鉄道計画の進展である。京釜高速鉄道は、ソウルから釜山までの444.3kmを最高速度300kmで走行し、所要時間は2時間40分の予定となっている。これにより航空機や高速バスとの競争も可能になり、道路の輸送量が鉄道へ移る可能性も高いとみられている。

第二は、京義線の連結・再建である。京義線は、もともとソウルから新義州まで約500kmの路線として1906年に開通した。その後、朝鮮戦争で分断され不通状態となっていたが、2000年6月の南北首脳会談での合意に基づいて、2000年9月に韓国と北朝鮮のそれぞれが分断部分の再建工事に着手した。2003年6月現在、韓国側は12kmがほぼ完成し、他方、北朝鮮側は路盤工事が終わった状況にある。京義線が連結されることになれば、将来的には韓国と中国東北部やロシアとの鉄道による一貫輸送も可能となる。

第三は、都市鉄道ネットワークの拡張である。2002年現在、韓国の都市鉄道は延長401.4km程度に止まっている。現在ソウル市の地下鉄分担率は36.5%ほどしかない。ソウル都心部の道路渋滞は極めて深刻で、自動車の平均走行速度は22km/hにすぎない。これを30km/h以上に引き上げるためには都市鉄道と地下鉄を拡張しなければならないという問題にソウル市は直面している。同市では、新交通システムを含むネットワークを2020年まで3倍以上に拡大する計画が立てられている。

第四は、KNRの構造改革である。政府は、KNRを活性化させるために、KNRの上下分離と公社化を柱とする構造改革を計画している。しかし、鉄道労働組合はこれに激しく反対しており、現在、政府と労働組合との間でせめぎ合いが続いている。

KNRは国の機関である鉄道庁によって運営されている。1899年の京仁線（ソウル～仁川、32.5km）の開通を起源とする韓国の鉄道事業は既に104年の歴史を持っており、韓国の近代化に大きな役割を果たしてきた。しかし、ここ20

年ほどは自動車の急速な発展の影響により、輸送量の減少、国営事業であることに起因する組織の官僚主義化、鉄道施設への投資不足、非効率な安全管理システムなどの問題点を露呈させてきている。KNRのパフォーマンスが悪化したのは、一つには道路中心の交通政策をとってきた歴代政府の鉄道軽視の姿勢によるものであるが、最も大きな原因は、1960年代の輸送独占時代の官僚的な組織運用が今日まで残存し、そのため代替機関との競争に敗れてしまったことにある。

KNRは、鉄道庁によって運営されていることから基本的に政府の規制下にある。すなわち、組織と人事部門は政府組織法や国家公務員法が、予算編成と運用は予算会計法や企業予算会計法が適用されている。また、労働関係は勤労基準法に、運賃は物価安定に関する法律によって統制されている。そして付帯事業は、国有鉄道運営に関する特別法によって規制が行われている。

施設への投資不足も深刻であり、安全の確保でも問題が生じている。人口千人当たりの鉄道営業キロは0.06kmで、日本の0.16km、ドイツの0.46km、フランスの0.54kmなどに比べると非常に低い水準である。そのような問題点を認識した政府は、高い競争力と自律的な運用を目指す鉄道改革の政策を実現しようとしている。

鉄道は道路混雑問題の解決手段としてだけでなく、近年、環境、エネルギー、安全の面でもその優秀性が再認識されてきており、設備が段々と現代化されている。すなわち、1993年と比べると2002年は複線化キロが1.2倍、電化キロが1.3倍に増加している。

表2 鉄道施設の変化

	1993年(A)	2002年(B)	B/A
営業 ^{*)} (km)	3,098	3,129	1.01
複線 ^{*)} (km)	852	1,003	1.2
複線化率 (%)	27.5%	32.1%	1.2
電化 ^{*)} (km)	528	668	1.3
電化率 (%)	16.9%	21.4%	1.3

(資料：韓国鉄道庁、鉄道統計年鑑)

特に、地下鉄の場合1993年の161.5kmから2002年には401.4kmへと営業キロが2.49倍に伸張している。

鉄道ネットワークの充実は、鉄道に対する投資額の推移からもうかがうことができる。表3が示す通り、分野別の投資額を比べても、近年、鉄道への投資が拡大されてきていることがわかる。

表3 輸送モード別投資額の推移

(単位：億ウォン)

	1993年(A)	2002年(B)	B/A
道路	21,049	78,602	3.7
鉄道	7,058	30,884	4.4
船舶	3,506	12,961	3.7
航空	1,959	3,119	1.6

(資料：韓国企画予算処内部資料)

近年の鉄道の伸張は、輸送分担率の推移においても認めることができる。表4を見ると分かるように、1993年から2002年の期間に、道路は91.9%から91.3%へと微減したが、一方、鉄道は0.6%ポイント微増している。

表4 輸送機関別輸送分担率の推移(旅客)

	1993年(%)	2002年(%)	増減
道路	91.9%	91.3%	0.6%ポイント
鉄道	8.0%	8.6%	+0.6%ポイント
船舶	0%	0.02%	+0.02%ポイント
航空	0.1%	0.1%	0

(資料: 韓国建設交通部、建設交通統計年鑑)

図1 韓国鉄道路線図



(資料: 韓国鉄道庁)

(2) 鉄道事業の発展

今後20年の韓国の交通基本計画である「国家基幹交通網計画」では、鉄道についてより積極的な計画が盛り込まれている。すなわち、2000年から2019年までの予定総投資額335兆ウォンのうち、その28.1%に当たる94兆ウォンが鉄道に投資されることになっている。

表5 輸送機関別投資額計画(2000 - 2019)

(単位: 億ウォン)

	2000 - 2009	2010 - 2019	合計
道路	936,907	925,610	1,862,517 (55.5%)
鉄道	508,266	431,982	940,248 (28.1%)
船舶	179,206	189,122	368,328 (11.0%)
航空	42,276	94,414	136,690 (4.2%)
物流	24,140	14,440	38,580 (1.2%)
合計	1,690,795	1,655,568	3,346,363 (100%)

(資料: 韓国建設交通部)

鉄道と道路の投資額を比較してみると、2002年では道路が鉄道の2.5倍であったが(表3参照)、表5の今後の投資

計画によれば、その格差は2.0倍に縮まって行くことになる。鉄道重視の姿勢が投資額の面でも顕著であるのである。このような投資計画の下で、2020年には鉄道の営業キロは5,164km、複線化率は78.4%、電化率は86%に伸びることになると見込まれている。

表6 鉄道発展計画(2000 - 2020年)

	2002(A)	2007	2012	2020(B)	B/A
営業キロ(km)	3,129	3,592	4,314	5,164	1.6
複線化率(%)	27.5	45.4	72.9	78.4	2.8
電化率(%)	16.9	56.3	75.5	86	5.0

(資料: 韓国建設交通部)

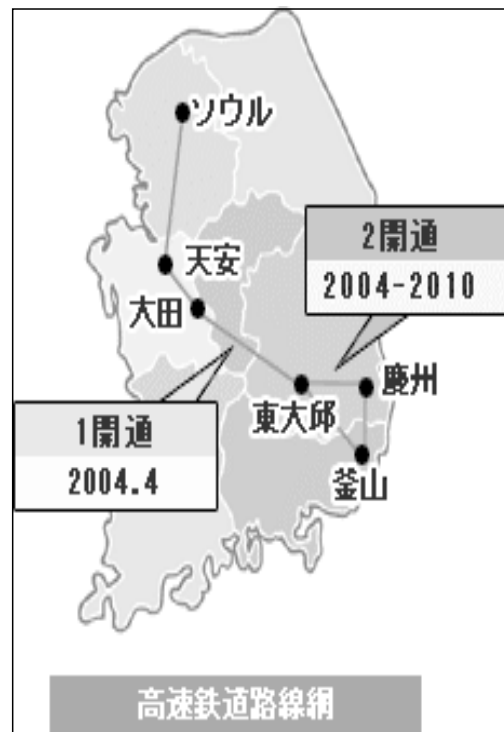
(3) 高速鉄道計画

韓国では現在、ソウルと釜山結ぶ、フランスのTGV方式による高速鉄道計画が進行中である。高速鉄道の開通は、韓国の交通システムに画期的な変化をもたらすことになる。

韓国的高速鉄道計画は、二段階方式で進められている。

第一段階は、2004年4月の開通である。これは、一部在来線を利用して開業されるため、ソウル~釜山間の所要時間は2時間40分である。第二段階は、2010年が開業年度とされており、全線にわたって新しい専用路線が用いられるため、ソウル~釜山間の所要時間は1時間50分に短縮される。

図2 京釜高速鉄道路線網



高速鉄道の開業によって、ソウル~釜山間の鉄道旅客は4倍以上増加すると予測されている。また、高速列車は新

線を走行することから在来線の線路容量に余裕が生まれ、貨物列車の増発が可能になって貨物輸送量も約8倍に増加すると見込まれている。さらに、沿線地域の発展、観光の活性化、社会的費用の減少などの効果も期待されている。

表7 在来線と高速鉄道の比較

	在来線(A)	高速鉄道(B)	B/A
最高速度	140km/h	300km/h	2.2
ソウル～釜山間所要時間	4時間10分	1時間50分	45%減少
運賃	34,000ウォン	44,000ウォン	1.3
需要	3.5万人	14万人 (2004年)	4.0

(注) 在来線はセマウル号を指す。運賃はソウル～釜山間基本運賃。
(資料：韓国建設交通部、韓国鉄道庁)

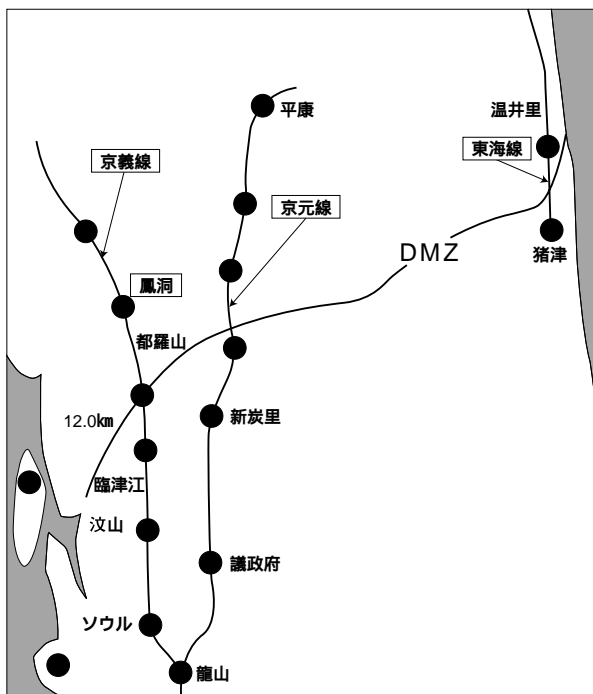
3. 南北鉄道の現状と連結運行方案

(1) 南北鉄道の現状

南北鉄道は京義線と京元線の連結が推進されている。京義線はソウルから新義州までの486kmのうち韓国側は文山から軍事境界線までの12km、北朝鮮側は軍事境界線から鳳洞までの12kmが断絶されているが、韓国側はほぼ工事を完了し、現在、都羅山まで運行している。残されているのはDMZ（非武装地帯）2kmだけである。北朝鮮側の工事期間は約4ヶ月所要を予想している。韓国側の総工事費用は736億ウォンと試算されている。

一方、京元線はソウルから元山までの222kmのうち、断絶区間は韓国側が新炭里と軍事境界線まで16.2km、北朝鮮側は軍事境界線から平康まで14.8kmで合計31kmである。連結のためには総工事費用は868億ウォンと試算されている。

図3 南北鉄道連結路線



一方、2002年4月、南北会談において東海岸に沿って鉄道で南北を結ぶ案も合意された。

北朝鮮側は温井里から軍事境界線まで18.5km、韓国側は猪津から軍事境界線まで9kmを連結することになる。韓国側は単線を建設する計画で、工事費用は約748億ウォンと試算されている。

またそれに続いて、韓国側で断絶されている東海北部線127km、東海中部線171kmを2010年までに建設する予定である。それによって釜山から江陵、元山を經由してロシアへと連結できることになる。総工事費用は24,412億ウォンと予測されている。

韓国と北朝鮮の鉄道を比較すると、営業[※]は北朝鮮が約1.7倍、電化率も韓国より3.7倍であるが、複線化、信号システムなどの現代化は韓国より遅れている。牽引方式は韓国が電化またはディーゼル（AC25kv）、北朝鮮は電化（DC3kv）となっており、連結する場合はディーゼルまたは直交流兼用機関車が必要である。

表8 南北鉄道比較（2002年基準）

	韓国	北朝鮮
営業 [※] (km)	3,129	5,214
複線化	複線 [※] (km)	1,003
	複線化率 (%)	32.1
電化	電化 [※] (km)	668
	電化率 (%)	21.4
ゲージ	広軌 (km)	0
	標準軌 (km)	3,129
	狭軌 (km)	0
信号自動化区間 (km)	857.2	60
貨物輸送量 (百万トン - km)	10,372	9,137
旅客輸送量 (百万人 - km)	329,777	2,535
牽引方式	電化またはディーゼル (AC25kv)	電化 (DC3kv)

(資料：韓国建設交通部)

韓国側と北朝鮮の車両保有現状を見ると、韓国側が2002年基準で18,052輛となっており、そのうち、貨車を13,528輛（74.9%）保有している。一方、北朝鮮側は1999年基準で貨車を18,119輛（88.9%）保有し、貨物中心の運送システムになっている。

表9 韓国と北朝鮮の車両保有比較

	韓国 (2002年)				北朝鮮 (1999年)			
	機関車	客車	貨車	合計	機関車	客車	貨車	合計
車両数	2,869	1,636	13,528	18,052	1,119	1,132	18,119	20,370
(%)	(16.0)	(9.0)	(74.9)	(100)	(5.5)	(5.6)	(88.9)	(100)

(資料：韓国建設交通部)

また輸送量の差異は経済規模と関係がある。＜表10＞では韓国の経済規模は一人当たりGNIが12.6倍に達していることが示されている。

韓国と北朝鮮の貿易規模は1990年1,346万ドル、1995年28,729万ドル、2001年は40,295万ドルと急増した。2001年の規模は1990年に比べて29.9倍に増大している。

表10 韓国と北朝鮮の経済比較(2001年、2002年基準)

	韓国(A)	北朝鮮(B)	B/A
人口(千人)	47,604(02年)	22,430	2.1
面積(km ²)	99,274	120,538	0.8
国民総所得GNI(億ドル)	4,222	157	26.9
一人当たりGNI(ドル)	8,900	706	12.6
貿易規模(億ドル)	3,145.9(02年)	22.7	138.6

(注:(02年)以外は2001年)

(資料:韓国統計庁など)

表11 韓国と北朝鮮の貿易規模推移

(単位:千ドル)

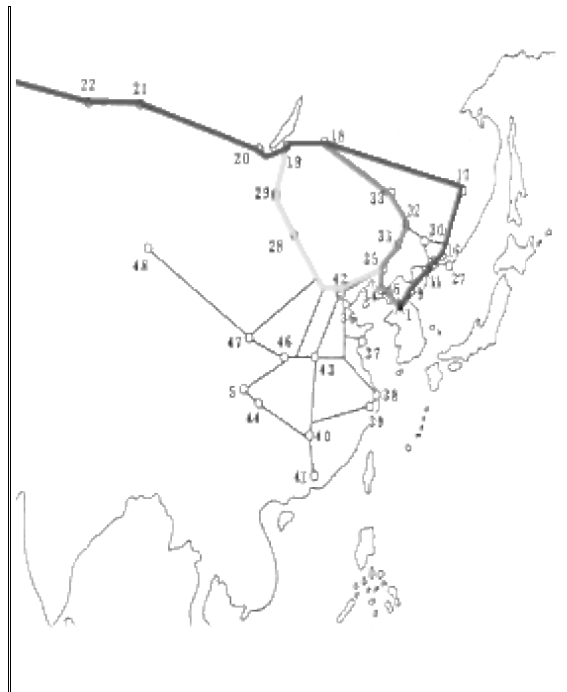
	輸入	輸出	合計
1990年(千ドル)	12,278	1,188	13,466(100)
1995年(千ドル)	222,855	64,436	287,291(21.3)
2001年(千ドル)	176,170	226,787	402,957(29.9)

(資料:韓国統一部)

(2) 国際列車運行の現状

現在、北朝鮮は中国とロシアとの2か国間で国際列車が運行されている。中国との国際鉄道輸送量は70年代には年間400万トンを送ったが、現在、北朝鮮の経済状況のため100万トンに止まっている。国際列車の主な路線は北京とモスクワである。

図4 北朝鮮の国際列車運行路線



(注:図の中にある番号は貨物需要予測した時使用したネットワーク番号である)

北京は1週間に4回運行している。そのうち2回は中国車両、2回は北朝鮮車両で運行している。モスクワ路線は1週間に1回運行している。平均運行速度は、北朝鮮地域は40~50kmである。また国境通過の複雑な手続き、競争力をもたない運賃体系などが問題としてあげられる。

(3) 南北鉄道運行方案

南北鉄道の運行のためには、路線の現代化、相互運転技術及び車両の開発、貨物運送に関する手続きなどのソフト面の改善が求められる。

1) ネットワークの連結

南北鉄道の断絶された京義線と京元線を復旧が完了されると、中国鉄道とシベリア鉄道(TSR)との連結が可能になる。地理的観点から考えれば、京義線は中国を中心に、京元線はロシアを中心に輸送することになる。また東海線を建設する計画は韓国鉄道建設計画に含まれているので推進すべきである。

2) 施設の現代化

現在、京義線は単線であるため、線路改良、複線化することによって競争力をもつ速度70~80kmの水準まで現代化するためには5兆ウォン程度の費用が必要である。従って列車自動制御装置(ATC)自動信号システム導入、路盤強化、変電所容量増大なども推進すべきである。

もし、京義線の路線が現代化され、平均速度70kmに走る場合、開城 新義州方面(423km)は6時間1分で走れる(TPS simulation結果)。

3) 新しい車両の開発

韓国と北朝鮮との牽引方式の差を解決するためには、まずディーゼル車両を運行しながら、輸送量が増えれば直流兼用機関車を開発することである。またゲージの差を乗り越えるためには、多重信号、貨物位置追跡システム、可変台車システムを備える車両の開発が必要である。

4) 大規模の物流センターの開発

南北鉄道を連結する場合、2010年を基準に約30万TEUから60万TEUまで輸送が予測される。そのような貨物を処理するためにはソウル周辺に15万平方以上の面積をもつ新しい物流センターが必要である。

5) 貨物運送協約などの改善

現在、二つの地域(ロシア中心と西欧中心)で使われている異なるインボイス制度は運送の迅速化のため単一運送インボイスで統合する必要がある。また国境通過時の税関手続きの効率化、海運と鉄道などの単一複合運送運賃体系の構築が必要である。

6) 大陸鉄道調査委員会構成など

韓国、北朝鮮、日本、中国、ロシアなど北東アジア各国の鉄道専門家たちの共同調査委員会を構成し、技術面、運営面で検討する。特に、相互運転を含む大陸横断輸送専門会社の共同設立についても積極的に検討する。

4. おわりに

南北鉄道の連結は朝鮮半島だけではなく 関連国の鉄道の復活、相互利益増進、新しい市場創造に大きな影響を与えると同時に、物流費用の節約、運送収入の増加などの経済的利益も予想される。

<参考文献>

李容相「南北鉄道とシベリア連結」韓国シベリア学会論文集、韓国シベリア研究(2000.12)
 李容相『CCTST会議報告書』(2000.10.16)
 李容相「京義線の建設と統一」統一韓国(2000.10)
 李容相「国際鉄道連結の運営と技術的課題」Russian-Korean Conference (TKR-TSR Linking and Prospects

for Establishing Eurasian Regional Community)(2001.11)

李容相、羅喜丞『大陸横断鉄道調査報告書』(2002.12)

李容相、羅喜丞「北東アジア鉄道の発展」韓国鉄道学会(2003.5)

韓国建設交通部『建設交通統計年鑑』

韓国建設交通部『国家基幹交通網計画(2000-2019)』

韓国建設交通部『第4次国土総合開発計画(2000-2020)』

韓国鉄道庁『鉄道統計年鑑』

韓国鉄道庁『国際鉄道運営研究』(2001.1)

交通開発研究院、韓国鉄道技術研究院『21世紀国家鉄道網基本計画』(1998.12)

The Current State of the ROK's Railways and Ways of Connecting Railways Between South and North Korea (Summary)

Yong Sang Lee

Research Fellow, Korea Railroad Research Institute

1. Introduction

Recently, the potential for linking the railways of North and South Korea, which have a total of 316.6 km of track missing, has been increasing rapidly. On the Gyungui line, a trunk line connecting Seoul, Pyongyang, Sinuiju and China that runs along the west coast of the Korean Peninsula, 12 km of track is disconnected on either side of the DMZ (demilitarized zone). The Gyungwon Line, which runs along the east coast, connecting Seoul, Wonsan, Rajin, Khasan and Russia, has a total of 31 km of track missing on both sides of DMZ.

The plan to connect the missing sections of railway between the north and the south has its origin in an agreement concluded during the historic South-North summit meeting held in Pyongyang in June 2000. On 18th September that year, a ceremony to mark the commencement of work to link railways and roads between the countries took place and work on the West Coast Line began.

The ROK has already completed its share of work on the Gyungui line, but work on the DPRK side has not yet finished. As there was a line running to Shinuiju from Busan, via Seoul and Pyongyang before 1948 and the two countries share the same technical and hardware standards, there should be no major technical problems in linking the two sides of the Gyungui line. However, railways in the DPRK are very old and in need of modernization, with trains only able to run at 30-40 km/h at present.

The ROK is currently making preparations for admission to the Organization for Railway Cooperation (OSJD), which is one of the main institutions coordinating international freight transportation, including that on the Trans-Siberian Railway.

An agreement was concluded by the DPRK and Russia on 14th August 2001, regarding the mutual dispatch of engineers and consideration of the issues involved in linking the two countries' railways, given that they use different gauges.

In 2002, work to make the TSR line an electrified, double-track line along the whole of its length was completed.

Recent rapid changes, including the linkage of the railway between the two Koreas, will have significant effects on railways in Northeast Asia. Therefore, it is important to consider the current state of and future plans for railways on the Korean Peninsula.

2. The current status and development of the ROK's railways

The transport system in the ROK is mainly road-oriented, resulting in the railways accounting for only 8% of all passengers and 1.2% of all freight in 2002. The country's road-oriented policy has given rise to significant social costs, which have been calculated as costing the country 1.9 billion won, or 3.7% of GDP, as a result of road traffic congestion. The role of the railways has also been

reevaluated in terms of energy, the environment and safety. The ROK has therefore established a National Transport Masterplan for 2000 to 2019, in which the railways play a bigger part, with the total distance covered by rail services being enlarged from 3,129 km to 5,000 km and work being carried out to ensure that 78.4% of railway lines are double-track lines and 86% are electrified. The reasons for the increased emphasis on rail transport are its ability to transport large volumes of passengers and freight, while also relieving atmospheric pollution.

The ROK is currently promoting four projects aimed at strengthening the role played by the railways:

- 1) The construction of a high-speed railway that will lead to the introduction of trains running at 300km/h from Seoul to Busan, taking 2 hours 40 minutes to cover the 444.3 km distance. This project is due to be completed in April 2004.
- 2) The connection and rebuilding of the Gyungui line linking the two Koreas to form a TKR (Trans-Korean Railway) that will ultimately connect the ROK with the TSR and Northeastern China.
- 3) The expansion of the urban railway network, which lacks the capacity to deal with metropolitan transport, with the aim of increasing the size of the network threefold on 1999 levels by 2020.
- 4) The privatization of the state-owned KNR (Korea National Railroad), in order to improve efficiency. However, this project has been dogged by protests from the labor union, which is vehemently opposed to privatization.

KNR began operating in 1899, running a service on 32.5 km of track between Seoul and Incheon, and has spent the last 104 years as a government enterprise, leading to inefficiency and insufficient competition. Government regulation has failed to make it market-oriented. The total number of kilometers covered by the ROK's railways per thousand people is only one-third to one-ninth of the figure for such advanced countries as Japan, Germany and France.

3. The current state of and ways of connecting railways between South and North Korea.

There is a big difference between the condition of rails in the ROK and those in the DPRK: the DPRK has a more

extensive rail network and a greater percentage of its track is electrified. However, the ROK has a more modern network, with an automated signal system, higher average speeds for trains and a higher percentage of its lines being double-track, something that is due to the difference in the level of economic development between the two countries.

I would therefore like to suggest a way forward for connecting the railways of the two countries, in a way that will improve the current international freight transportation system, with a particular focus on upgrading the DPRK's railways.

Firstly, all missing sections between the ROK and the DPRK must be connected, including the Gyungui and Gyungwon lines, thereby linking the ROK with Europe by means of the TSR and TCR.

Secondly, the construction of a modern railway system should be promoted, including the introduction of automated train control and automated signal systems, the strengthening of the railbed and the enlargement of transformer substations. In addition, the average speed should be increased to 70-80 km/h, in order to be competitive in the international freight market.

Thirdly, a new type of locomotive that can run on both direct and alternating current must be devised, as well as a system for tracking freight movements and a system that will allow trains to move freely along rails of different gauges.

Fourthly, a logistics center that will handle freight efficiently must be built, covering about 15 acres.

Fifthly, unified through consignment notes will be required, in order to ease the passage of cargo through customs checkpoints, especially in border areas.

Finally, the idea of creating a joint Northeast Asia railway study council and a block train company for the region will be actively pursued.

4. Conclusion

If these proposals are carried out, the connection and operation of railways between the two Koreas will promote mutual cooperation and the revitalization of the railways, while yielding economic benefits and new business opportunities.

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(7・完)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮とする)では、1991年12月に羅津・先鋒自由経済貿易地帯(現在は、羅先経済貿易地帯に名称変更)が初めての経済特区として指定された。その後、新たな経済特区が指定されるという情報が何回か伝えられたが、2002年の後半に新義州特別行政区、開城工業地区、金剛山観光地区の3つの経済特区が設置された。これらの経済特区の設定に伴い、2002年9月12日に『朝鮮民主主義人民共和国新義州特別行政区基本法』が、11月13日には『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』が、11月20日には『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法』が、それぞれ最高人民会議常任委員会の採択により立法された。

今回は新義州特別行政区基本法、開城工業地区法、開城工業地区開発規定、開城工業地区企業創設運営規定、金剛山観光地区法、金剛山観光地区開発規定、金剛山観光地区企業創設運営規定について、その主要な内容と条文から見る各地区の姿について見ていくことにする。

1. 新義州特別行政区

(1) 新義州特別行政区基本法

新義州特別行政区(以下、特別行政区または区とする)は、特殊経済地帯として捉えられている羅先経済貿易地帯や後述する開城工業地区、金剛山観光地区とは異なり、「北朝鮮の主権が行使される特殊行政単位」(第1条)つまり立法、司法、行政の三権を持つ地区として規定されている。

特別行政区という発想は、中国の香港特別行政区と類似していると言われている。実際に、特別行政区の綱領的文書に「基本法」という名称を付けるところ、立法、司法、行政の三権を特別行政区に付与しているところ、また現制度を50年間変更しない基本法の内容にも、香港との類似性が認められないことはない。しかし、香港特別行政区は、英国の植民地として独自の司法および行政制度を持っていた香港を中国に復帰させるためにつくられた法律である。中国本土と香港は、制度的にも、生活実態の上でも全く異なった空間であった。

新義州特別行政区がある新義州市は、特区の設置が行われるまでは、北朝鮮の他の地方と変わりのない、一地方都市であった。制度的にも生活実態の上でも、特別行政区を

設置する必然性のないところに、突然特別行政区を設置したのである。

中国憲法は香港、マカオ、台湾の復帰のため、第31条で特別行政区を設置することを予定しており、香港特別行政区の設置、および同基本法による基本的事項の規定は、憲法上の根拠を持つものである。北朝鮮の場合、1998年に改正された現行憲法には、このような特別行政区に関する規定はなく、第37条に特殊経済地帯という概念があるのみである。この特殊経済地帯とは、羅先経済貿易地帯のような経済特区を意味すると解される。憲法上の根拠から言えば、新義州特別行政区の性格は特殊経済地帯と考えるのが妥当である。つまり、新義州特別行政区とは、香港特別行政区とは異なり、比較的付与された権限の大きい経済特区ととらえるべきものである。

この特別行政区には立法権、行政権、司法権が付与され(第2条)、基本法を含む法律制度は50年間変化しない(第3条)。このような特別行政区の性格から、中央政府の内閣、委員会、省、中央機関は、新義州特別行政区の事業に関与しないし、これらの機関が特別行政区に人員を派遣又は駐在させようとする場合には、長官の同意を得ることになっている(第6条)。

国防と外交に関する権限は、国家が留保している。防衛に関しては、必要に応じて特別行政区に軍事人員を駐屯させることができるし、特別行政区の要請により駐屯部隊は社会秩序維持、災害救助を行う(第7条)。外交に関しては、特別行政区は、国家が委任した範囲で、自己の名義で対外事業を行い、新義州特別行政区の旅券を発給できる(第8条)規定がある。また、外国の政治組織の活動は禁止されており(第10条)、非常事態が宣布された場合、全国的に適用する法規を実施することになっている(第11条)。

経済に関する規定ではまず、地区の建設について特別行政区は、国際的な金融、貿易、商業、工業、先端科学、娯楽、観光地区で構成される(第13条)ようになっており、特別行政区には土地の開発、利用、管理の権限が付与されている。しかし、マスタープランである建設総計画は国家の承認を得る必要がある(第14条)。

財産権に関する規定を見ると、新義州特別行政区の土地は国家の所有であり、賃貸の形をとるが、賃貸期間は2052年12月31日までである(第15条)。土地利用権や建物、施

設物の譲渡、賃貸、転賃、抵当は認められている（第16条）。個人所有の財産を保護し、それに対する相続権を保障する規定、個人所有の財産を国有化しない規定、国防上の理由から接収する場合の補償規定が設けられている（第17条）。

労働に関する規定としては、労働年齢は16歳であり（第18条）、勤労者の労働時間を1日8時間、週48時間以内と規定されている（第19条）。特別行政区に創設された企業は基本的に北朝鮮の労働力を採用しなければならない（第20条）。最低賃金は行政区政府及び共和国当該機関が合意して定める（第21条）ことになっている。また、有給休暇制、社会保障制度等の実施も規定されている（第22条）。

金融貨幣制度については、自身の貨幣金融施策を実施（第23条）することになっており、公正で特恵的な税金制度の確立が規定されている。税金の種類及び税率は特別行政区が定める（第24条）。また、特恵関税制度の実施が定められており、関税率は新義州特別行政区が定める（第25条）。

特別行政区の予算は、特別行政区が編成し執行するが、予算と関連した立法会議決定は最高立法機関に登録しなければならない（第28条）規定がある。これにより、予算に対しては中央政府の意向を反映させることができるようになっている。

特別行政区内で生産した商品に対する検査は、特別行政区が行い、原産地証明書を発給する（第28条）。水上輸送業、航空輸送業以外の特別行政区における企業創設申請に対する審議は区区政府が行う（第30条）。羅先経済貿易地帯において、1999年の改正で企業創設申請の審議がすべて中央政府によることとなったことに比較すると、特別行政区は大きな権限を持っているとも言える。しかし、経済特区に一定程度の企業創設権限を与えるのは、中国などでは常識となっているので、これが新義州の目玉であるとまでは言えない。

文化に関する規定については、先端科学技術の導入は積極的に行い、新たな技術導入を推進する規定を持っている（第35条）。文化分野の施策の実施（第32条）を予定している。教育に関しては、「国家による1年間の就学前義務教育を含む全般的11年制無料義務教育」を区の予算で、実施するとしており、社会科学科目教育については、「共和国の当該機関と合意」が必要である（第33条）。また、学齢前児童の託児所及び幼稚園での保育（第34条）についての規定もある。このように、教育に関して、特に歴史や政治に関する教育については、特別行政区以外の地域との整合性を保つことが原則となっている。

北朝鮮で一般的に社会主義思想教育の一環としての位置

づけがなされている文学芸術活動については、「国の統一及び民族の団結を阻害する文学芸術活動は行うことができない」（第36条）という規定をおいている。また、中央政府が指定する（第37条）「革命事跡地、名勝地、天然記念物及び文化遺物」の保護が義務づけられており、その費用は区の予算から支出される（第37条）。

マスメディアに関しては、特別行政区が区内で新聞、雑誌等の定期刊行物を発行し、通信、放送網等を運営することになっているが、「住民の健全な社会意識及び区の社会秩序を害する行為を行うことはできない」との規定がある（第40条）。特別行政区内であっても、北朝鮮の思想体系に反する内容の報道はできない。

このように教育、文化、芸術、マスメディアの分野では、特別行政区外の地域との整合性が重視されるため、北朝鮮の思想体系や教育体系、教育内容に反する内容、特に歴史や政治分野での多様な意見は許容されない。

医療、健康に関しては、医療保険制の実施（第38条）と大衆体育活動の奨励（第39条）が規定されている。

特別行政区住民の権利と任務として、まず住民になる条件が定められている（第42条）。住民とそうでない外国人は、選挙権、被選挙権および区の予算で実施する社会的恩恵を受ける権利を受けられないという違いがある（第57条）。「性別、国籍別、民族別、人種別、言語、財産及び知識程度、政見、信仰によって住民は差別を受けない」（第43条）との規定がある。選挙権および被選挙権は共に17歳以上の住民が持つ（第44条）。また、言論、出版、集会、デモ、ストライキ、結社の自由を持つが、この権利は基本法上の権利ではなく、特別行政区の当該法規により保障されるのみである（第45条）。このような自由を認める法規が制定されなければ、権利は絵に描いた餅である。また、そのような自由を全面的に認める法規が立法された場合、後述する立法手続の過程で中央政府により、登録を拒否される可能性がある。

その他の権利としては、信仰の自由があるが、「宗教を社会秩序を害することに利用できない」との規定も同時に置かれている（第46条）。また、人身及び住宅の不可侵権、書信の秘密、人身の自由（第47条）、居住移転、旅行の自由（第49条）が規定されている。申訴及び請願の権利は特別行政区でも保障されている（第48条）。

そのほか、労働に対する権利、職業選択の自由（第50条）、休息（第51条）、治療を受ける権利（第52条）を有し、新義州特別行政区の教育施策によって保障される範囲で教育を受ける権利（第53条）を有する。科学及び文学芸術活動の自由と著作権、発明権及び特許権の保護（第54条）も規

定されている。

男女平等や産前産後の休暇制等の施策による乳児を持つ母親及び子どもの保護（第55条）が規定されており、結婚の自由と法に基づく結婚および家庭の保護（第56条）が規定されている。

住民の義務としては、「共和国公民」の祖国防衛の義務（第58条）、住民の法遵守の義務（第58条）が規定されている。特別行政府および公務員の法遵守義務については規定がない。

特別行政区の機構としては、立法会議、長官、行政府、検察所、裁判所が基本法で規定されている。

まず立法会議であるが、この機関は特別行政区の立法権を行使する立法機関である（第60条）。立法会議の議員数は15人で議員は住民の一般的、平等的、直接的選挙原則により秘密投票で選挙する（第61条）としている。議員の被選挙権は特別行政区の住民である「共和国公民」と住民権を持つ外国人がなることができる（第62条）。立法会議の任期は5年であり、議員の任期も5年である（第63条）。立法会議の主な権限は、法規の制定、修正、補充又は廃止する、区の予算及びその執行に対する報告の審議、承認、自らが採択した法規の解釈、行政府の事業監督である（第64条）。

立法会議の議案提案権は議員、長官、行政府にあり（第71条）。採決は出席した議員の過半数で採択される（第72条）。長官は採択された決定について意見を提起することができ、この場合立法会議は1ヶ月以内に再び審議する。

長官による送り返しは、1件の決定につき2回までである（第80条）。ただし、立法会議議員全員の3分の2以上の賛成があった場合は、長官は同意しなければならない（第73条）。

立法会議で採択された決定は、最高立法機関（最高人民会議）に登録しなければならないが、この際に最高立法機関は提出された決定を送り返して修正させることができる（第74条）。立法会議議員が全員一致して決定した採択であっても、最高立法機関は自らの裁量で送り返して修正させることができるので、特別行政区の立法権は最高立法機関に大きく制約される。特別行政区が立法権を持っているとはいえ、中央の裁量によるコントロールが行えるように設計されているのがこの基本法の特徴である。

長官は新義州特別行政区を代表し、自己の事業について最高立法機関の前に責任を負う（第76条）。長官になることができるのは、新義州特別行政区の住民であって事業能力があり、住民の信望の高い者とされており、任命及び解任は最高立法機関が行う（第77条）。主要な長官の権限お

よび任務は、立法会議の決定、行政府の指示を公布し命令を下すこと、行政府メンバーの任命、解任、検察、警察の人事権、大使権及び特使権である。

行政府は、「新義州特別行政区の行政的執行機関であり、一般的な管理機関である」と規定されており、行政府の責任者は長官である（第81条）。行政府の主要な任務および権限は、区の予算編成および執行対策の作成、教育、科学、文化、保健、体育、環境保護等の部門の事業、住民行政事業、社会秩序維持事業、建設総計画の作成と、建設許可及び竣工検査、投資誘致、企業の創設申請の審議、承認、土地利用権と建物の登録、税務事業、税関検査、衛生、動植物検疫事業、インフラ施設の管理である（第83条）。

検察所には、区検察所及び地区検察所があり（第85条）区検察所が上位にたつ（第89条）。その主要な任務は、法規順守の監視、法の定めるところに基づく、犯罪事件の捜査、起訴である。区検察所は、自己の事業について長官の前に責任を負う。

裁判所には、区裁判所及び地区裁判所があり（第91条）、区裁判所は終審権を持っている（第98条）。裁判所の任務は、提起された事件の裁判、法人及び個人の合法的権利及び生命財産の保護、裁判活動を通じた法規順守教育、判決、判定の執行（第92条）である。裁判は、専ら法に基づいて独自に行い、何人も裁判活動に干渉することができない（第92条）との規定がある。裁判は、判事1人及び参審員（日本の裁判員に似た制度）2人で構成されるが、場合によっては判事3人で裁判を行うこともあるとしている（第95条）。裁判は特殊な事件を除き公開で、被訴者の弁護権は保障される旨の規定がある（第96条）。

基本法の附則では、朝鮮民主主義人民共和国の国籍、国章、国旗、国歌、首都、領海、領空、国家安全に関する法規以外の法規を適用しないことが規定されているほか（附則第1条）、基本法の解釈権は最高人民会議常任委員会にあることが明記されている（附則第4条）。

以上見てきたように、新義州特別行政区とは、香港特別行政区に似せてつくった経済特区であり、その権限は対外経済関係の推進分野に限られている。立法会議の立法権も最終的には最高立法機関のコントロールを受けるため、区域内の自治についても中央政府のコントロールを受ける。住民の権利や義務に関する規定も、そこに投資する外国や大韓民国（以下、韓国とする）の投資家、在外同胞等に安心して投資してもらうための規定であり、日本で考えられているような自由権的基本権が保証されているわけではない。しかし、外国からの投資を受け入れる際に、経済的な

条件のみを規定するのではなく、一定の社会的な環境が整っていることをアピールするようになったのは、北朝鮮が低税率等の経済的要因だけでは投資を受け入れることが難しいということを理解し、外国の投資家の要望に応えようとする努力だと考えることができる¹。

2. 開城工業地区

開城工業地区（以下、工業地区とする）は、韓国の現代峨山、韓国土地公社、北朝鮮の民族経済連合会、三千里総会社が主体となって建設を行う、韓国からの投資を主な対象として、南北の経済交流事業の場として設定された地区である。開城工業地区では、このような性格から南北の協議と合意によって事業を行う方式が採用されており、それが工業地区法や下部規定にも反映されている。

(1) 開城工業地区法

この法律では開城工業地区を「共和国の法に従い管理運営する国際的な工業、貿易、商業、金融、観光地域である」としつつ、民族経済の発展に貢献するという規定をおいている（第1条）。工業地区の開発は、地区の土地を開発業者が賃借して、敷地の整理及びインフラ建設を行い、投資を誘致する方法で行う（第2条）とし、「南側及び海外同胞、外国の法人、個人、経済組織」の投資を認めており、「労働力の採用、土地の利用、税金の納付等の分野で特恵的な経済活動条件」の保障を謳っている（第3条）。

投資奨励項目としては、インフラ建設部門、軽工業部門、先端科学技術部門があげられており、禁止項目としては、「社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民の健康及び環境保護に害を与え、又は経済技術的に立ち後れた部門」があげられている（第4条）。

工業地区の事業に対する指導は工業地区管理機関を通じて、中央工業地区指導機関が行う（第5条）。北朝鮮国内の機関、企業所、団体は、工業地区の事業に関与することを基本的に禁止されている（第6条）。投資家の権利及び利益を保護、投資財産に対する相続権の保障と投資家の財産は国有化しないこと、やむを得ず収用における場合に事前に合意し、価値を補償する原則が定められている（第7条）。また、「法に基づかなければ南側及び海外同胞並びに外国人を拘束、逮捕し、又は身体、住宅を捜索しない」との原則が設定されている。また、身辺安全及び刑事事件と関連して北南間に合意又は共和国と外国の間に締結された

条約がある場合には、それに従うという原則も設定されている（第8条）。

法規で定めない事項に対する処理は、中央工業地区指導機関及び工業地区管理機関が協議して処理する。

工業地区の開発は定められた開発業者が行う（第10条）とされ、開発業者は、中央工業地区指導機関と土地賃貸借契約を締結するが（第11条）、土地賃貸期間は、土地利用証を発給した日から50年である（第12条）。

開発業者は、工業地区開発総計画の作成、インフラ建設を行い、工業地区の土地利用権及び建物は、企業に譲渡し、又は転貸することができ、住宅建設業、観光娯楽業、広告業等の営業活動を行うことができる（第13～19条）。

工業地区の管理は、中央工業地区指導機関の指導の下に工業地区管理機関が行う（第21条）が、工業地区管理機関は、開発業者が推薦するメンバーと中央工業地区指導機関が推薦するメンバーで構成される（第24条）。

通行に関しては、韓国から工業地区に出入する「南側及び海外同胞並びに外国人並びに輸送手段」は、「工業地区管理機関が発給した出入証明書所持し、指定された通路で査証なしで出入することができる」（第28条）と、韓国との交通について主に規定されている。

通信については、「郵便、電話、ファックス等の通信手段を自由に利用」（第29条）でき、広告は、場所、種類、内容、方法、期間等に制限を受けずに行うことができるが、屋外広告は承認制である（第31条）。物資（生産財）の搬出入は届出制となっている（第32条）。工業地区に搬入する物資に対する関税と工業地区から韓国または外国に搬出する物資に対する関税は免除される（第33条）。

工業地区における企業創設は、工業地区管理機関に企業創設申請書を提出する（第34条）。承認または否決は10日以内に処理される（第35条）。企業は、従業員を基本的に「共和国の労働力」で採用しなければならない（第37条）。企業は、「工業地区外の共和国領域」において経営活動に必要な物資を購入し、又は生産した製品を「共和国領域」に販売することができ、「共和国の機関、企業所、団体」に燃料、資材、部品の加工を委託ができる（第39条）。工業地区に関連する取引は国際市場価格に準ずる（第40条）。流通貨幣は転換性外貨で、韓国人から平壤では使えないとの苦情があったクレジットカードの利用が認められている（第41条）。

工業地区の企業所得税率は、決算利潤の14%、インフラ

¹ 2000年以降、西欧諸国との国交を正常化し、欧州との関係が深まったことも無関係ではない。投資を受け入れようとするれば、現地に駐在してくる投資家が安心して駐在できる環境をつくるのが重要である。また、欧州ではこれまで企業が発展途上国に投資をした際に「独裁的な政権の延命に手を貸している」など批判されることも多かったが、投資家にそのような社会的な打撃を受けないように配慮した結果でもあろう。

建設部門及び軽工業部門、先端科学技術部門は10%（第43条）である。外貨の搬入は自由で、利潤や所得金は、南側地域又は外国に税金なしに送金し、または持ち出すことができる。

紛争解決のメカニズムとしては、南北間で合意した商事紛争解決手続又は仲裁、裁判手続で解決する（第46条）。また、附則で南北間で締結された合意書の内容が、この法と同じ効力を持つこと、この法の解釈権は最高人民会議常任委員会にあることが規定されている。

(2) 開城工業地区開発規定

開城工業地区開発規定は、2003年4月24日に採択された。この規定は、開発に関連して、開発業者の選定、開発総計画（マスタープラン）の作成、建設、住民の移転、インフラ建設、労働力の利用、開発業者の事業権などについて規定している。

開発業者の選定は中央工業地区指導機関が南北間で結んだ合意書に基づき、開発業者を選定することになっている。工業地区法で南北間の合意書は同法と同じ効力を持つとしているので、合意書はこの規定の上位に位置すると考えてよい。

開発業者は土地測量と地質調査を行い、土地利用計画、インフラ建設計画、区域別開発計画、段階別投資及び事業推進計画等を含んだ工業地区開発総計画の作成を作成する。このマスタープランの作成にあたっては、中央工業地区指導機関に必要なインフラ実態資料及び気象水文資料等の提供を義務づけている。適時に保障しなければならない。中央工業地区指導機関に提出されたマスタープランは、受理した日から30日以内に内閣の審議を経て、その結果が開発業者に伝えられる。

工業地区の開発は、マスタープランに基づき、開発業者が行う。すでに存在する建物又は付着物の撤去、移設は中央工業地区指導機関と合意しなければならないが、同時に同機関が開発工事に支障がないように、建物又は付着物を適時に撤去又は移設し、住民を移住させる義務を課している。すでに存在する建物又は付着物の撤去、移設、住民移住にかかる費用は、中央工業地区指導機関と協議した価格を開発業者が負担する。

地区内のインフラ建設については、開発業者が行う。工業地区外から工業地区まで繋がるインフラの建設は、中央工業地区指導機関が行うが、インフラ建設に必要な設備、資材を開発業者が商業的方法で保障することもでき、開発業者と協議して、他の投資家がインフラ建設を行い、運営するようにすることもできる。

地区内の建築に関する許可は、工業地区管理機関が行う。高麗の首都であった開城の特殊性に鑑み、開発過程で歴史的遺物が発見された場合の処理も規定されているが、厳格な保護規定は用意されていない。

中央工業地区指導機関の責任として、地区への出入、開発業者が要求する共和国の労働力、物資、用水等の供給が規定されている。

開発業者の事業権としては、インフラ建設事業、エネルギー供給事業、輸送事業、物資保管事業、広告事業等が規定されており、事業権の第三者への譲渡、委託も許容されている。

(3) 開城工業地区企業創設運営規定

開城工業地区企業創設運営規定は、2003年4月24日に採択された。この規定は、工業地区での企業の創設、登録、運営に関する細則である。

企業創設のためには、経営活動に必要な管理成員と従業員、固定した営業場所等を準備しなければならないと規定している。総投資額に対する登録資本の割合は、合併や外国人企業（外資100%）で30～65%以上と規定されているのに比較すると非常に緩やかな規定といえる。

工業地区に投資を行えるの南側及び海外同胞および外国の法人、個人、経済組織である。

企業は定款に規定すれば、株式、債券等を発行することができ、株式、債券等は、譲渡・流通することができる。会計は半年、1年間を周期に行うことになっている。会計周期が四半期ではなく、半年ごとでよい点が、外国人投資法に規定された投資とは異なる点である。予備基金（登録資本の増加および経営損失の埋め合わせを用途とする基金）は、登録資本の10%になるまで、積み立てればよい。この規定も、外国人投資法による投資に比べると緩やかである。

この規定ではその他、利潤配当、企業の解散とそれに伴う清算についての規定があるが、企業解散の場合に構成される清算委員会の構成員に法律および会計の専門家が規定されている点が、外国人投資法に規定されている投資とは異なる。投資者は韓国企業を想定しているため、このような規定になっていると思われる。

これまで見てきたように、開城工業地区は民族内部での経済協力を深めるために設置された地区であるという性格から、投資条件が外国人投資法に定められる外国人の投資よりも緩和されている。また、事業の進行方法においては、

南北間での合意書を法と同等に扱うことを規定している。これは、韓国側の開発業者が開城に骨を埋めるつもりで投資をしていると北朝鮮側が見ている結果であろうし、北朝鮮が求めているのは、そのような義理堅い投資家であるということが推測できよう。南側の意見が大きく受け入れられているのは、開発規定と企業創設運営規定の条文からも見て取れる。これまでの北朝鮮の法規には、日本や韓国の六法についているような各条文の内容を示す説明はなかった。今回の開発規定と企業創設運営規定の条文にはこのようなかっこ書きが行われており、これは南北のパートナーが協力して条文の作成、調整にあたっていることを想像させる。

3. 金剛山観光地区

金剛山観光地区（以下、観光地区とする）は、2002年10月23日に設置され、2002年11月13日に『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』が採択された。観光地区が設置される以前にも金剛山観光は行われていたが、輸送手段が海路に限られており、費用と時間がかかるため、観光客数が伸びなやんでいた。今回の観光地区法では、陸路の観光が許容されており、観光は陸路を中心とする流れにある。

南北は、離散家族の面会所を金剛山に設置することに關して協議を重ねており、離散家族の面会所が金剛山に完成すれば、南北合わせて1,000万人に上るといわれる離散家族の面会を行う条件が整うことになる。南北双方にとって、金剛山は景色のよい名山であるだけでなく、引き裂かれた家族が会えるかもしれない、期待の山でもある。

(1) 金剛山観光地区法

観光地区の基本法であるこの法では、観光地区を「共和国の法に従い管理運営する国際的な観光地域」（第1条）と規定している。観光地区における観光は「南側及び海外同胞」が行い、また外国人も行うことができる（第2条）。観光の内容としては、「登山、海水浴及び休養」が例示されている（第3条）。観光地区における観光、観光業及びその他の経済活動は、本法及びその施行のための規定に従い行くとされており、法規で定めない事項は、中央観光地区指導機関及び観光地区管理機関が協議して処理する（第4条）。観光地区の開発は、観光地区開発総計画を作成し、開発業者が行う（第7・8条）開発において、自然の破壊につながる行為は禁止されている。

観光地区の管理は、中央観光地区指導機関の指導の下に、観光地区管理機関が行う。観光地区管理機関は、開発業者が推薦するメンバーと中央観光地区指導機関が推薦するメ

ンバーで構成される。（第10～12条）

観光を行う上では、観光地区管理機関は観光客から観光料を徴収することができる（第16条）。また、観光客による武器等、定められた拡大倍数又は規格を超過するレンズを備えた双眼鏡、望遠鏡、写真機、録画撮影機、無線機等、社会秩序維持に支障をきたすおそれのある各種印刷物等の持ち込みは禁止されている（第17条）。

観光地区の旅行業、宿泊業、娯楽及びサービス施設業等の観光業への投資は、南側及び海外同胞並びに外国の法人、個人、経済組織に投資することができる。また、ソフトウェア産業のように公害のない先端科学技術部門の投資も観光地区で行うことができる（第21条）。

法律違反への制裁としては、損害賠償、追放等が予定されている（第28条）。紛争解決方法は、南北間で合意した商事紛争手続又は仲裁、裁判手続で解決すると規定されており（第29条）。観光地区法においても、南北間で締結した合意書の内容は、観光地区法と等しい効力を持つとしている。また、観光地区法の解釈権は、最高人民会議常任委員会が持っている。

(2) 金剛山観光地区開発規定

金剛山観光地区開発規定は、2003年4月24日に採択された、韓国地区開発に關連する細則である。ここでは、開発業者の選定、観光地区の区分（名勝地遊覽地域、生活及び奉仕地域、工場区域等）、各区分ごとの開発方法の原則、開発総計画（マスタープラン）作成に關連する北朝鮮側の土地測量と地質調査条件の保障、インフラ実態資料又は気象水文資料等の提供の義務などが規定されている。

そのほか、自然環境の破壊に關する規定（観光地区法と内容は同じ）、建物、付着物の撤去、移設、住民の移住の方法と開発業者による費用負担の原則、開発業者によるインフラ建設の原則、建設許可、開発過程における歴史的遺物発見時の処理方法、北朝鮮側の開発事業の条件の保障義務、労働力、物資、用水等の保障義務などを規定している。

開発業者の事業権としては、インフラ建設、エネルギー供給、輸送、物資保管、広告等が規定されており、事業権の第3者への譲渡、委託も許容されている。

(3) 金剛山観光地区企業創設運営規定

金剛山観光地区企業創設運営規定は、2003年4月24日に採択された。この規定は、観光地区での企業の創設、登録、運営に關する細則である。

内容的には、開城工業地区企業創設運営規定と変わらない。

これまで見てきたように、金剛山観光地区は民族内部での経済協力を深めると同時に、民族の名山という位置づけで、離散家族の面会等を行うための地域としての整備を行おうとしている。風光明媚な山であることから、大規模な観光開発による自然環境の破壊防止にはかなり気を使っていることが環境保護に関する条項から見て取れる。

企業創設等の投資条件は基本的に開城工業地区と同じであり、外国人投資法に定められる外国人の投資よりも緩和された条件が適用されている。また、事業の進行方法においては、南北間での合意書を法と同等に扱うことを規定している。

おわりに

新義州特別行政区、開城工業地区、金剛山観光地区の設置は、2つの意味で北朝鮮の対外経済政策の転換を意味する。まず、経済特区を羅先経済貿易地帯以外に設置したことがあげられる。1999年の改正で自由経済貿易地帯という

枠組みが消え、自由経済貿易地帯法は羅先経済貿易地帯法へと変化した。1998年の憲法改正で「特殊経済地帯」という概念が導入されたが、今回設置された経済特区を見ると、北朝鮮の特区政策は、自由経済貿易地帯のみの政策から、目的別、地域別に様々な特区を設置する方向に変化しつつあるように思われる。

次に、対外経済政策の転換であるが、これは民族内部での経済協力すなわち南北経済協力と、それ以外の外国人の投資を区別し、それぞれに投資類型と条件を用意したことである。南北経済協力では、南側にパートナーを置き、リスクを共同で負担する代わりに、南側の意見を広く取り入れる方法をとっている。

北朝鮮をめぐる国際環境が改善されたとき、対外経済政策が再び変化する可能性は大いにあるが、北朝鮮が外国の投資家よりも韓国の投資家をより信頼できるとみなしているとすれば、南北経済交流とそれ以外の外国人との経済交流の峻別は、当分続くのではないと思われる。

資料（筆者による翻訳¹）

1．朝鮮民主主義人民共和国新義州特別行政区基本法

チュチェ91（2002）年9月12日 最高人民会議常任委員会政令として採択

第一章 政治

第1条 新義州特別行政区は朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される特殊行政単位である。

国家は、新義州特別行政区を中央に直轄させる。

第2条 国家は、新義州特別行政区に立法権、行政権、司法権を付与する。

第3条 国家は、新義州特別行政区の法律制度を50年間変化させない。

第4条 国家は、新義州特別行政区における住民及び非住民の合法的権利及び利益を保障するようにする。

第5条 国家は、新義州特別行政区における住民及び非住民の身辺を法に基づき保護するようにする。

第6条 朝鮮民主主義人民共和国の内閣、委員会、省、中央機関は、新義州特別行政区の事業に関与しない。

新義州特別行政区に人員を派遣又は駐在させようとする場合には、長官の同意を得る。

第7条 新義州特別行政区の防衛事業は国家が行う。

国家は、必要に応じて新義州特別行政区に軍事人員を駐屯させることができる。

新義州特別行政区は、駐屯部隊に社会秩序維持、災害救助の協力を要求することができる。

第8条 新義州特別行政区と関連した外交事業は国家が行う。

新義州特別行政区は、国家が委任した範囲で、自己の名義で対外事業を行い、新義州特別行政区の旅券を別に発給できる。

第9条 国家は、新義州特別行政区で公式文書を朝鮮語で作成するようにする。

外国語で作成された公式文書には朝鮮語の翻訳文を添付する。

第10条 国家は、新義州特別行政区で外国の政治組織の活動を許容しないようにする。

第11条 国家は、戦争、武装反乱等の事由の発生時、新義州特別行政区で非常事態を宣布できる。この場合、全国的に適用する法規を実施する。

第二章 経済

第12条 新義州特別行政区の土地及び天然資源は朝鮮民主主義人民共和国の所有である。

国家は、新義州特別行政区における土地及び天然資源の侵害を許容しない。

第13条 国家は、新義州特別行政区を国際的な金融、貿易、商業、工業、先端科学、娯楽、観光地区で構成するようにする。

第14条 国家は、新義州特別行政区に土地の開発、利用、管理の権限を付与する。

新義州特別行政区の建設総計画は国家の承認を得る。

対象建設は、承認された建設総計画に沿って行う。

第15条 新義州特別行政区の土地賃貸期間は2052年12月31日までである。

国家は、土地賃貸期間が終了した後も、企業の申請に従ってその期間を延長する。この場合、企業に与えた有利な経営活動条件をそのまま保障する。

第16条 国家は、新義州特別行政区で合法的に得た土地利用権、建物及び施設物を譲渡し、賃貸し、転貸し、抵当とするようにする。

第17条 国家は、新義州特別行政区において個人所有の財産を保護し、それに対する相続権を保障するようにする。

国家は、新義州特別行政区で個人所有の財産を国有化しない。

国の安全と関連して、個人所有の財産を接収しようとする場合はその価値を補償する。

第18条 新義州特別行政区において、住民の労働する年は16歳からである。

国家は、労働する年に至っていない少年の労働を禁止する。

第19条 国家は、新義州特別行政区における勤労者の労働時間を1日8時間、週48時間を超過しないようにする。

第20条 国家は、新義州特別行政区に創設された企業が共和国の労働力を採用するようにする。

必要な職種には、区行政の承認を得て、外国人を使用できる。

第21条 国家は、新義州特別行政区における勤労者の最低労賃基準を、区区政府及び共和国当該機関が合意して定めるようにする。

第22条 国家は、新義州特別行政区で有給休暇制、社会保障制等の労働施策を正しく実施するようにする。

第23条 国家は、新義州特別行政区において、自身の貨幣金融施策を実施するようにする。

新義州特別行政区では外貨を制限なく搬出入することができる。

第24条 国家は、新義州特別行政区において公正で特恵的な税金制度を確立するようにする。

税金の種類及び税率は新義州特別行政区が定める。

第25条 国家は、新義州特別行政区において特恵開税制度を確立するようにする。

開税率は新義州特別行政区が定める。

第26条 国家は、新義州特別行政区において会計制度を正しく確立し、計算及び検証を厳格に行うようにする。

第27条 国家は、新義州特別行政区において自身が予算を編成し執行するようにする。

予算と関連した立法会議決定は最高立法機関に登録する。

第28条 国家は、新義州特別行政区で生産した商品の検査を自身で行い、原産地証明書を発給するようにする。

第29条 国家は、新義州特別行政区における投資家の投資を奨励するようにする。

国の安全、住民の健康及び環境保護を阻害し、又は経済技術的に立ち遅れた部門の投資は行うことができない。

第30条 新義州特別行政区における企業創設申請に対する審議は区政府が行う。

水上輸送業、航空輸送業は、共和国当該機関の承認を受けてはじめて行える。

第31条 国家は、新義州特別行政区において企業に有利な投資環境及び経済活動条件を保障するようにする。

新義州特別行政区は人員の出入及び物資、資金、情報、通信交流の便宜を保障する。

第三章 文化

第32条 朝鮮民主主義人民共和国は、新義州特別行政区において文化分野の施策を正しく実施し、住民の創造的能力を高め、健全な文化情緒的要求を充足させるようにする。

第33条 国家は、新義州特別行政区で1年間の就学前義務教育を含む全般的11年制無料義務教育を区の予算で、高い水準で実施する。

新義州特別行政区において、社会科学科目教育は、共和国の当該機関と合意しなければならない。

第34条 国家は、新義州特別行政区において学齡前児童を託児所及び幼稚園で育てるようにする。

第35条 国家は、新義州特別行政区で先端科学技術を受け入れ、新たな科学技術分野を積極的に開拓するようにする。

第36条 国家は、新義州特別行政区で現代的な文化施設を備え、広範な住民が文学芸術活動に参加できるようにする。

国の統一及び民族の団結を阻害する文学芸術活動は行うことができない。

第37条 国家は、新義州特別行政区にある革命事跡地、名勝地、天然記念物及び文化遺物を区の予算で特別に保護するようにする。

保護する革命事跡地、名勝地、天然記念物及び文化遺物は共和国の当該機関が定める。

第38条 国家は、新義州特別行政区で医療保険制を実施するようにする。

新義州特別行政区は伝染病の蔓延等の重大な事態が発生した場合、共和国の当該機関に依頼して援助を受けることができる。

第39条 国家は、新義州特別行政区において大衆体育活動を奨励し、住民の体力を増進させ、体育科学技術を発展させるようにする。

第40条 国家は、新義州特別行政区で新聞、雑誌等の定期刊行物を発行し、通信、放送網等を自身で運営するようにする。

定期刊行物、通信、放送網を利用して、住民の健全な社会意識及び区の社会秩序を害する行為を行うことはできない。

第41条 国家は、新義州特別行政区において自然資源を保存、造成し、環境汚染を防止し、住民たちに文化衛生的な生活環境及び労働条件を整えるようにする。

第四章 住民の基本権利及び義務

第42条 新義州特別行政区の住民になる条件は次の各号に掲げるとおりである。

1. 新義州特別行政区が組織される以前に居住した者
2. 共和国公民として、新義州特別行政区の要求に従って区内の機関又は企業に就職した者
3. 外国人で合法的な職業を持ち、区に7年以上居住した者
4. 最高立法機関又は長官が推薦した者

第43条 住民は社会生活の全ての分野において、誰もが同等の権利及び義務を担う。

性別、国籍別、民族別、人種別、言語、財産及び知識程度、政見、信仰によって住民は差別を受けない。

第44条 新義州特別行政区において17歳以上の住民は選挙権及び被選挙権を有する。

法に基づき選挙権を奪われた者は、選挙権及び被選挙権を有することはできない。

第45条 住民は言論、出版、集会、デモ、ストライキ、結社の自由を持つ。この権利は新義州特別行政区の当該法規により保障される。

第46条 住民は信仰の自由を有する。

いかなる者も宗教を社会秩序を害することに利用できない。

第47条 住民は人身及び住宅の不可侵権、書信の秘密を保障される。

法に根拠なく住民を拘束、逮捕し、又は身体、住宅を捜索できない。

第48条 住民は申訴及び請願の権利を有する。

新義州特別行政区は住民の申訴及び請願を公正に審議、処理する。

第49条 住民は居住移転、旅行の自由を有する。

共和国の他の地域又は外国に移住し、又は旅行する秩序は、新義州特別行政区が定める。

第50条 住民は労働に対する権利を有する。

住民は希望及び才能に沿って住民は職業を選択でき、労働に基づく報酬を受ける。

第51条 住民は休息する権利を有する。

新義州特別行政区において住民は、共和国が定めた公休日、祝日の休息の保障を受け、外国人は民族の風習に基づく休息の保障を受けることができる。

第52条 住民は治療を受ける権利を有する。

高齢又は病弱若しくは障害で労働能力を喪失した人、世話をする人がいない年寄り及び子どもは、社会保険及び社会保障制度による物質的援助を受ける。

第53条 住民は教育を受ける権利を有する。この権利は、新義州特別行政区の教育施策によって保障される。

第54条 住民は、科学及び文学芸術活動の自由を有する。

新義州特別行政区は、法に基づき著作権、発明権及び特許権を特別に保護する。

第55条 女子は男子と同等の社会的地位及び権利を有する。

新義州特別行政区は、産前産後の休暇等の施策で、乳児を持つ母親及び子どもを保護する。

第56条 住民は結婚の自由を有する。

新義州特別行政区は法に基づき結婚及び家庭を保護する。

第57条 新義州特別行政区において住民権を持てなかつた外国人は、住民と同等の権利及び義務を負う。但し、住民権を持たない外国人は選挙権、被選挙権及び区の予算で実施する社会的恩恵を受ける権利を有することはできない。

第58条 新義州特別行政区の共和国公民は祖国防衛の義務を担う。

新義州特別行政区における軍隊召募秩序は別に定める。

第59条 法規は住民の意思及び利益を反映するもので、区管理の基本手段である。

住民は新義州特別行政区において制定した法規を尊重し、厳格に遵守しなければならない。

第五章 機構

第1節 立法会議

第60条 立法会議は新義州特別行政区の立法機関である。

立法権は立法会議が行使する。

第61条 立法会議議員数は15人とする。

立法会議議員は住民の一般的、平等的、直接的選挙原則により秘密投票で選挙する。

第62条 立法会議議員には、新義州特別行政区の共和国公民がなることができる。

新義州特別行政区の住民権を持つ外国人も立法会議議員になることができる。

第63条 毎期の立法会議の任期は5年である。

立法会議議員の任期は立法会議任期と同じである。

第64条 立法会議の権限は次の各号に掲げるとおりである。

1. 法規を制定、修正、補充又は廃止する。
2. 区の予算及びその執行に対する報告を審議、承認する。
3. 採択した法規を解釈する。
4. 長官から行政府の事業報告を聴取し審議する。
5. 長官の提議により、区裁判所長を任命、解任する。
6. 区裁判所長らの提議に沿って区裁判所判事、地区裁判所長、判事を任命、解任する。

第65条 立法会議は定期会議及び非定期会議を開く。

定期会議は四半期に1回、非定期会議は定期会議の休会期間に立法会議議員全員の3分の1以上の要請に基づき招集する。

会議期間は年に100日以上とする。

第66条 立法会議は、議員全員の3分の2以上が出席してはじめて成立する。

第67条 立法会議は、議長、副議長を置く。

議長、副議長の任期は立法会議の任期と同じである。

第68条 立法会議議長、副議長は、立法会議で選挙する。

議長、副議長は、会議に出席した立法会議議員の半数以上の賛成を得てはじめて選任される。

第69条 立法会議議長の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 立法会議を司会する。
2. 立法会議の召集日を定め公布する。
3. 立法会議が委任した事業を行う。

第70条 立法会議の副議長は、議長の活動を助ける。

議長が欠院中あるいは職務を遂行できない場合には、それを代理する。

第71条 立法会議の議案は、議員が提出する。

長官及び行政府も立法会議の議案を提出できる。

第72条 立法会議は、決定を下す。

立法会議の決定は、会議に出席した議員の半数以上の賛成を得てはじめて採択される。

第73条 立法会議は、採択した決定について長官が意見を提起する場合、1カ月以内に再び審議する。

再審議して採択された決定について長官が意見を提起する場合、立法会議の議員全員の3分の2以上の賛成を得て採択する。この場合、長官は義務的に同意する。

第74条 立法会議で採択した決定は、1カ月以内に最高立法機関に登録する。

最高立法機関は、提出された決定に対して登録、又は送り返して修正させることができる。

登録せず送り返した決定は、効力を持たない。

第75条 立法会議の議員は、不可侵権の保証を得る。

立法会議の議員は、現行犯の場合を除いて立法会議の承認なく拘束又は逮捕することができない。

第2節 長官

第76条 長官は、新義州特別行政区を代表する。

長官は、自己の事業について最高立法会議の前に責任を負う。

第77条 長官には、新義州特別行政区の住民であって事業能力があり、住民の信望の高い者がなることができる。

長官の任命及び解任は最高立法機関が行う。

第78条 長官は、朝鮮民主主義人民共和国及び新義州特別行政区に忠実であることを宣誓する。

宣誓は最高人民会議常任委員会の全体会議で行う。

第79条 長官の権限及び任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 区事業を指導する。
 2. 立法会議の決定、行政府の指示を公布し命令を下す。
 3. 行政府成員を任命、解任する。
 4. 区検察所長を任命、解任する。
 5. 区検察所長の提議により区検察所副所長、検事、地区検察所長を任命、解任する。
 6. 区警察局局长を任命、解任する。
 7. 区警察局局长の提議により区警察局副局长、部署責任者、地区警察署署長を任命、解任する。
 8. 賞状を制定、授与する。
 9. 大使権及び特使権を行使できる。
 10. その他提起される事業を行う。
- 第80条 長官は、立法会議で採択された決定が区の利益に合致しないと認定した場合、それを立法会議に送り返し、再び審議させることができる。
- 立法会議が下した1件の決定について長官は、2回まで送り返すことができる。

第3節 行政府

第81条 行政府は、新義州特別行政区の行政的執行機関であり、全般的管理機関である。

行政府の責任者は長官である。

第82条 行政府には、必要な部署を置く。

行政府の部署責任者、警察局局长には、新義州特別行政区の住民がなる。

第83条 行政府の任務及び権限は次の各号に掲げるとおりである。

1. 法規執行事業を組織する。
 2. 区の予算を編成してその執行対策を講じる。
 3. 教育、科学、文化、保健、体育、環境保護等の各部門の事業を組織し執行する。
 4. 住民行政事業を行う。
 5. 社会秩序維持事業を行う。
 6. 建設総計画を作成する。
 7. 建設許可及び竣工検査を行う。
 8. 投資誘致を行う。
 9. 企業の創設申請を審議、承認する。
 10. 土地利用権、建物を登録する。
 11. 税務事業を行う。
 12. 税関検査、衛生、動植物検疫事業を行う。
 13. インフラ施設を管理する。
 14. 消防対策を講じる。
 15. 国家が委任したところに基づき、対外事務を処理する。
- 第84条 行政府は、指示を下す。

第4節 検察所

第85条 新義州特別行政区の検察事業は、区検察所及び地区検察所が行う。

第86条 検察所の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 法規を正確に順守するかを監視する。
2. 法の定めるところに基づき、犯罪事件について捜査、起訴を行い、法人及び個人の合法的権利及び生命財産を保護する。

第87条 区検察所長には、新義州特別行政区の住民がなる。

所長の任期は5年である。

第88条 地区検察所検事の任命、解任は、地区検察所所長の提議により新義州特別行政区検察所長が行う。

第89条 新義州特別行政区において、検察事業に対する指導は、区検察所が行う。

地区検察所は区検察所に服従する。

第90条 新義州特別行政区検察所は、自己の事業について長官の前に責任を負う。

第5節 裁判所

第91条 新義州特別行政区における裁判は、区裁判所及び地区裁判所が行う。判決は朝鮮民主主義人民共和国新義州特別行政区の当該裁判所の名義で宣告する。

第92条 裁判所の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 提起された事件について裁判する。
2. 法人及び個人の合法的権利及び生命財産を保護する。
3. 裁判活動を通じて法規を正確に順守するよう教育する。
4. 判決、判定を執行する。

第93条 裁判は、専ら法に基づいて独自のに行う。

何人も裁判活動に干渉することができない。

第94条 区裁判所長には、新義州特別行政区の住民がなる。

所長の任期は立法会議の任期と同じである。

第95条 裁判は、判事1人及び参審員2人で構成し、裁判を行う。

場合によって判事3人で裁判所を構成し裁判することもできる。

第96条 裁判は、公開し、被訴者の弁護権を保証する。

特殊な事件に対する裁判は、公開しないこともできる。

第97条 裁判は、朝鮮語で行う。

外国人は、裁判において自国の言葉を使うことができる。

第98条 新義州特別行政区において裁判事業に対する監督は、区裁判所が行う。区裁判所は、最終裁判機関である。

第六章 区章、区旗

第99条 新義州特別行政区は、朝鮮民主主義人民共和国の国章、国旗を使用するほか、自己の区章、区旗を使用する。

区章、区旗の使用秩序は新義州特別行政区が定める。

第100条 新義州特別行政区の区章は、円形空色の線及び白色の帯内の左右の下部分に空色の5角形星が描かれ、その上の部分には空色で「朝鮮民主主義人民共和国」と書かれており、白色の帯に囲まれた空色の下地の中心には木蘭の花が白色で描かれており、その下の円形の下部分と重なった空色の帯の部分には2列で「新義州特別行政区」と白色で書かれている。

円形空色の下地の下部分と空色の帯が重なった部分には白い線がある。

第101条 新義州特別行政区の区旗は、空色の下地の中心に木蘭の花が白色で描かれている。

旗の縦と横の比率は1:1.5である。

附則

第1条 本法は、採択された日から実施する。

第2条 新義州特別行政区では、朝鮮民主主義人民共和国の国籍、国章、国旗、国歌、首都、領海、領空、国家安全に関する法規以外の法規を適用しない。

第3条 新義州特別行政区における法規制定は、本法に厳格に準じて行う。

第4条 本法の解釈は、最高人民会議常任委員会が行う。

2. 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法

チュウチエ91(2002)年11月20日 最高人民委員会常務委員会政令として採択

第一章 開城工業地区法の基本

第1条 開城工業地区は、共和国の法に従い管理運営する国際的な工業、貿易、商業、金融、観光地域である。

朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法は、工業地区の開発及び管理運用において制度及び秩序を厳格に確立し、民族経済を発展させることに貢献する。

第2条 工業地区の開発は、地区の土地を開発業者が賃借して、敷地の整理及びインフラ建設を行い、投資を誘致する方法で行う。

工業地区は、工場区域、商業区域、生活区域、観光区域等に区分する。

第3条 工業地区では南側及び海外同胞、外国の法人、個人、経済組織が投資を行うことができる。

投資家は、工業地区に企業を創設し、又は支社、営業所、事務所等を設置して経済活動を自由に行うことができる。

工業地区では、労働力の採用、土地の利用、税金の納付等の分野で特恵的な経済活動条件を保障する。

第4条 工業地区では社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民の健康及び環境保護に害を与え、又は経済技術的に立ち後れた部門の投資及び経営活動を行うことができない。

インフラ建設部門、軽工業部門、先端科学技術部門の投資は、特に奨励する。

第5条 工業地区の事業に対する統一的指導は中央工業地区指導機関が行う。

中央工業地区指導機関は、工業地区管理機関を通じて、工業地区の事業を指導する。

第6条 機関、企業所、団体は、工業地区の事業に関与することができない。

必要に応じ工業地区の事業に関与しようとする場合には、中央工業地区指導機関と合意しなければならない。

第7条 工業地区では投資家の権利及び利益を保護し、投資財産に対する相続権を保障する。

投資家の財産は国有化しない。社会共同の利益と関連してやむを得ず投資家の財産を収用する場合には、投資家と事前に合意をして、その価値を補償する。

第8条 法に基づかなければ南側及び海外同胞並びに外国人を拘束、逮捕し、又は身体、住宅を捜索しない。

身辺安全及び刑事事件と関連して北南間に合意又は共和国と外国の間に締結された条約がある場合には、それに従う。

第9条 工業地区において経済活動は、本法及びその施行のための規定に従って行う。

法規で定めない事項は、中央工業地区指導機関及び工業地区管理機関が協議して処理する。

第二章 開城工業地区の開発

第10条 工業地区の開発は定められた開発業者が行う。

開発業者を定める事業は中央工業地区指導機関が行う。

第11条 開発業者は、中央工業地区指導機関と土地賃貸借契約を締結しなければならない。

中央工業地区指導機関は、土地賃貸借契約を締結した開発業者に当該機関が発給した土地利用証を交付しなければならない。

第12条 工業地区の土地賃貸期間は、土地利用証を発給した日から50年とする。

土地賃貸期間が終了した後も、企業の申請により、賃借した土地を継続して利用することができる。

第13条 開発業者は、工業地区開発総計画を正確に作成し、中央工業地区指導機関に提出しなければならない。

中央工業地区指導機関は、工業地区開発総計画を受理した日から30日以内に審議結果を開発業者に通知しなければならない。

第14条 工業地区の開発は、承認された工業地区開発総計画に従い行う。

工業地区開発総計画を変更しようとする場合には、中央工業地区指導機関に申請書を提出し、承認を受ける。

第15条 中央工業地区指導機関は、開発工事に支障をきたさないよう、建物及び附着物を適時に撤去、移設して住民を移住させなければならない。

開発区域内にある建物、附着物の撤去及び移設、住民の移住にかかる費用は開発業者が負担する。

第16条 開発業者は、開発区域内にある建物及び附着物の撤去事業が終了し次第、開発工事に着手することができる。

工業地区開発は、段階別に分けて行うことができる。

第17条 工業地区のインフラ建設は開発業者が行う。

開発業者は必要に応じて、電力、通信、用水保障施設等のインフラ対象を他の投資家と共同で建設し、又は譲渡、委託の方法で建設することができる。

第18条 開発業者は、インフラ対象建設が終了し次第、工業地区開発総計画に従い投資企業を配置しなければならない。

この場合、工業地区の土地利用権及び建物は、企業に譲渡し、又は転貸することができる。

第19条 開発業者は、工業地区において住宅建設業、観光娯楽業、広告業等の営業活動を行うことができる。

第20条 中央工業地区指導機関及び当該機関は、工業地帯開発に支障をきたさないよう、人員の出入と物資の搬出入条件を保障しなければならない。

第三章 開城工業地区の管理

第21条 工業地区に対する管理は、中央工業地区指導機関の指導の下に工業地区管理機関が行う。

工業地区管理機関は、工業地区の管理運営事業の状況を四半期別に中央工業地区指導機関に報告しなければならない。

第22条 中央工業地区指導機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 開発業者の指定
2. 工業地区管理機関の事業に対する指導
3. 工業地区開発事業に対する指導
4. 対象建設設計文書の合意
5. 工業地区法規の施行細則作成
6. 企業が要求する労働力、用水、物資の保障
7. 工業地区で生産された製品の北側地区における販売の実現
8. 工業地区の税務管理
9. その他国家から委任された事業

第23条 中央工業地区指導機関は、工業地区の管理運営と関連して提起される問題を当該機関と正常に協議しなければならない。

当該機関は、中央工業地区指導機関の事業に積極的に協力しなければならない。

第24条 工業地区管理機関は、開発業者が推薦する成員で構成する。

中央工業地区指導機関が推薦する成員も工業地区管理機関の成員となることができる。

第25条 工業地区管理機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 投資条件の整備と投資誘致
2. 企業の創設承認、登録、営業許可、
3. 建設許可及び竣工検査
4. 土地利用権、建物、車両の登録
5. 企業の経営活動に対する支援
6. インフラ施設の管理
7. 工業地区の環境保護、消防対策
8. 南側地区から工業地区に出入する人員及び輸送手段の出入証明書の発給
9. 工業地区管理機関の作業準則作成
10. その他、中央工業地区指導機関が委任する事業

第26条 工業地区管理機関の責任者は理事長である。

理事長は工業地区管理機関の事業全般を組織し、指導する。

第27条 工業地区管理機関は運営資金を持つ。

運営資金は、手数料等の収入金をもって充当する。

第28条 南側地域から工業地区に出入する南側及び海外同胞並びに外国人並びに輸送手段は、工業地区管理機関が発給した出入証明書を所持し、指定された通路で査証なしで出入することができる。

共和国の他の地域から工業地区に出入する秩序、工業地区から共和国の他の地域に出入する秩序は別に定める。

第29条 工業地区において南側及び海外同胞並びに外国人は、文化、保健、体育、教育分野の生活上の便宜を保障され、郵便、電話、ファックス等の通信手段を自由に利用することができる。

第30条 工業地区に出入、滞留、居住する南側及び海外同胞並びに外国人は、定められたところに従い、開城市の革命史跡地、歴史遺跡・遺物、名勝地、天然記念物等を観光することができる。

開城市人民委員会は、開城市の観光対象及び施設をよく整備し、保存、管理して必要なサービスを提供しなければならない。

第31条 工業地区において広告物は、場所、種類、内容、方法、期間等に制限を受けずに行うことができる。

但し、野外に広告物を設置する場合には、工業地区管理機関の承認を受ける。

第32条 工業地区において物資の搬出入は申告制とする。

物資を搬出入しようとする者は、搬出入申告書を正確に作成し、物資出入地点の税関に提出しなければならない。

第33条 工業地区に搬入し、又は工業地区から南側又は外国へ搬出する物資及び共和国の機関、企業所、団体に加工を委託する物資に対しては、関税を賦課しない。

外国から搬入した物資をそのまま共和国の他の地域に販売する場合には、関税を賦課することができる。

第34条 検査、検疫機関は、工業地区の出入検査、税関検査、衛生及び動植物検疫事業を工業地区の安全及び投資誘致に支障をおよぼさないよう、科学技術的方法で迅速に行わなければならない。

第四章 開城工業地区の企業創設運営

第35条 投資家は工業地区に企業を創設しようとする場合、工業地区管理機関に企業創設申請書を提出しなければならない。

工業地区管理機関は、企業創設申請書を受理した日から10日以内に、企業創設を承認し、又は否決する決定を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。

第36条 企業創設承認を受けた投資家は、定められた出資を行い、工業地区管理機関に企業登録を行った後、20日以内に当該機関に税関登録、税務登録を行わなければならない。

この場合、定められた文書を提出しなければならない。

第37条 企業は、従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。

管理人員及び特殊な職種の技術者、技能工は工業地区管理機関を通じて中央工業地区指導機関と合意して、南側又は外国の労働力で採用することができる。

第38条 企業は承認を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならない。

業種を増やし、又は変更しようとする場合には、工業地区管理機関の承認を受けなければならない。

第39条 企業は、工業地区外の共和国領域において経営活動に必要な物資を購入し、又は生産した製品を共和国領域に販売することができる。

必要に応じて、共和国の機関、企業所、団体に燃料、資材、部品の加工を委託することもできる。

第40条 工業地区において商品の価格及びサービス料金並びに企業と共和国の機関、企業所、団体間で取引される商品の価格は、国際市場価格に準じて、当事者が合意して定める。

第41条 工業地区において流通貨幣は転換性外貨とし、クレジットカード等を使用することができる。

流通貨幣の種類及び基準貨幣は、工業地区管理機関が中央工業地区指導機関と合意して定める。

第42条 企業は工業地区に設立された銀行に口座を置かなければならない。

工業地区管理機関に届け出て、工業地区外の南側又は外国銀行にも口座を置くことができる。

第43条 企業は会計業務を正確に行い、企業所得税、取引税、営業税、地方税等の税金を適時に納付しなければならない。

工業地区において企業所得税率は、決算利潤の14%とし、インフラ建設部門及び軽工業部門、先端科学技術部門は10%とする。

第44条 工業地区では、外貨を自由に搬出入することができる。

経営活動を行って得た利潤及びその他の所得金は、南側地域又は外国に税金なしに送金し、又は持ち出すことができる。

第45条 工業地区に支社、営業所、事務所等を設置しようとする場合には、工業地区管理機関に該当する申請を行い、承認を受ける。

支社、営業所は工業地区管理機関に登録をしてはじめて営業活動を行うことができる。

第五章 紛争解決

第46条 工業地区の開発、管理運営及び経営活動と関連した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。

協議の方法で解決することができない場合には、北南間で合意した商事紛争解決手続又は仲裁、裁判手続で解決する。

附則

第1条 本法は採択された日から実施する。

第2条 開城工業地区と関連して北南間で締結した合意書の内容は、本法と同じ効力を持つ。

第3条 本法の解釈は、最高人民会議常任委員会が行う。

3. 開城工業地区開発規定

チュチェ92(2003)年4月24日 最高人民会議常任委員会決定第102号として採択

第1条(使命)

本規定は開城工業地区法に基づき、工業地区開発において制度と秩序を厳格に定め、工業地区を効果的に開発することに貢献する。

第2条(開発業者の選定)

開発業者の選定は中央工業地区指導機関が行う。

中央工業地区指導機関は、北南間で結んだ合意書に基づき、開発業者を選定しなければならない。

第3条(開発総計画の作成)

工業地区開発総計画の作成は開発業者が行う。

開発業者は土地測量と地質調査を行い、工業地区開発総計画を作成しなければならない。

工業地区総計画には土地利用計画、インフラ建設計画、区域別開発計画、段階別投資及び事業推進計画等を反映する。

第4条(開発総計画作成に必要な資料保障)

中央工業地区指導機関は工業地区開発総計画の作成に必要なインフラ実態資料及び気象水文資料等の提供を適時に保障しなければならない。

第5条(開発総計画の審議承認)

開発業者は作成した工業地区開発総計画を中央工業地区指導機関に提出しなければならない。

中央工業地区指導機関は工業地区開発総計画を受理した日から30日以内以内閣の審議を経て、その結果を開発業者に伝えなければならない。

内閣は工業地区開発総計画に対する修正・補充を要求することができる。

第6条(計画的開発及び変更)

工業地区の開発は承認された工業地区開発総計画に基づき、開発業者が行う。

開発業者は工業地区開発を工業地区開発総計画と異なってしまう場合、中央工業地区指導機関に提起しなければならない。

中央工業地区指導機関は20日以内に提起された内容の処理結果を開発業者に伝えなければならない。

第7条(建物、付着物の撤去、移設)

開発業者は開発区域の中にある建物又は付着物の撤去、移設に関する事業を中央工業地区指導機関と合意しなければならない。

中央工業地区指導機関は開発工事に支障がないように、建物又は付着物を適時に撤去又は移設し、住民を移住させなければならない。

第8条(撤去、移設、住民移住費用)

開発区域内の建物又は付着物の撤去、移設、住民移住にかかる費用は開発業者が負担する。

開発業者が負担する費用額は、中央工業地区指導機関と開発業者が合意して定める。

第9条(開発工事着手)

工業地区の開発は段階別に分けて行うことができる。

開発業者は開発区域内にある建物又は付着物の撤去事業が終わり次第、開発工事に着手しなければならない。

第10条(インフラ建設)

工業地区のインフラ建設は開発業者が行う。

開発業者は必要に応じて、電力、通信、用水保障施設等のインフラ対象を他の投資家と共同で建設すること、又は譲渡、委託して建設することができる。

第11条(インフラ施設物の使用料)

インフラ建設部門に投資家は工業地区管理機関に企業登録を行い、経営活動ができ、道路、電気、ガス、用水等の使用料を徴収することができる。この場合、使用料は工業地区管理機関と協議して定めなければならない。

第12条(工業地区外のインフラ建設)

工業地区外から工業地区まで繋がるインフラの建設は、中央工業地区指導機関が行う。この場合、中央工業地区指導機関はインフラ建設に必要な設備、資材を開発業者が商業的方法で保障することができ、開発業者と協議して、他の投資家がインフラ建設を行い、運営するようにすることもできる。

第13条(企業配置)

開発業者は企業を合理的に配置しなければならない。この場合、工業地区の土地利用権及び建物用途別に分けて、企業又は投資家に、譲渡又は賃貸することができる。

開発業者は企業の配置、土地利用権及び建物の譲渡、賃貸等の事業を工業地区管理機関に委託して行うこともできる。

第14条(建設許可)

工業地区内の建設許可は工業地区管理機関が行う。

対象建設を行う者は、工業地区管理機関に対象建設の設計文書を提出して、建設許可を得なければならない。

第15条(課題設計文書の保管)

工業地区管理機関は建設許可を行った対象の課題設計文書の写しを中央工業地区指導機関に提出しなければならない。

中央工業地区指導機関は課題設計文書の写しを受理し、保管しなければならない。

第16条(歴史的遺物の処理)

工業地区を開発する過程で歴史的遺物を発見した場合には、直ちに中央工業地区指導機関に伝えなければならない。

中央工業地区指導機関は、歴史的遺物を当該機関と協議して処理しなければならない。

第17条(開発事業の条件保障)

中央工業地区指導機関と当該機関は、工業地区開発に支障がないように、人員の出入、生活上の便宜保障、物資の搬出入条件を責任を持って保障しなければならない。

第18条(労働力、用水、物資の保障)

中央工業地区指導機関は、開発業者が要求する共和国の労働力、物資、用水等を適時に保障しなければならない。必要に応じて共和国の当該機関、企業所、団体と開発業者間で契約を結ぶ形で保障することもできる。

第19条(開発業者の事業権)

開発業者は工業地区のインフラ建設事業、エネルギー供給事業、輸送事業、物資保管事業、広告事業等の分野の事業権を持つ。

必要に応じて、開発業者は事業権を第三者に譲渡、委託することもできる。

4. 開城工業地区企業創設運営規定

チュチェ92(2003)年4月24日最高人民会議常任委員会決定第103号として採択

第1条(使命) 本規定は開城工業地区法に基づき、工業地区での企業の創設、登録、運営秩序を厳格に定め、企業活動の便宜を保障することに貢献する。

第2条(投資当事者、投資部門)

工業地区には南側及び海外同胞、外国の法人、個人、経済組織が投資することができる。

投資は工業、建設、運輸、通信、科学技術、商業、金融、観光をはじめとする様々な部門で行うことができる。

第3条(投資奨励)

工業地区ではインフラ建設部門、軽工業部門、先端科学技術部門の企業創設を特別に奨励する。

奨励部門の企業は税金の減免、有利な土地利用条件の保障等の優待を受ける。

工業地区管理機関は奨励、制限、禁止する業種を中央工業地区指導機関と合意して公布しなければならない。

第4条(企業創設形式)

工業地区において投資家は、単独又は他の投資家と共同で投資を行い、様々な形式の企業を創設することができる。

第5条(企業の定款)

企業は定款を持たなければならない。

定款には企業の名称及び住所、創設目的、業種及び規模、総投資額と登録資本、企業責任者、財政検閲員の任務と権限、株式、債券の発行状況、利潤分配、解散及び清算、定款の修正・補充等の内容を明らかにする。

第6条(企業の経営条件と登録資本)

企業は経営活動に必要な管理員と従業員、固定した営業場所等を準備しなければならない。

登録資本は総投資額の10%以上でなければならない。

第7条(企業の創設承認、登録機関)

工業地区での企業の創設承認、登録は工業地区管理機関が行う。

工業地区管理機関は企業の創設承認、登録に関する準則を定め、施行しなければならない。

第8条(企業の創設申請)

投資家は工業地区に企業を創設する場合、工業地区管理機関に企業創設申請書を提出しなければならない。

企業創設申請書には企業の名称、投資家の名前と住所、企業責任者の名前、総投資額と登録資本、業種及び規模、投資期間、年間収入額と利潤額、管理機構、従業員数等を明らかにする。又、企業の定款、資本信用確認書、経済技術計算書等を添付しなければならない。

第9条(企業創設申請の処理)

工業地区管理機関は企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認の可否を決定しなければならない。

企業創設を承認した場合には、企業の名称、総投資額と登録資本、業種及び規模、投資期間、管理員及び従業員数等を明らかにした企業創設承認書を、否決した場合には否決通知書を申請者に送らなければならない。

第10条(投資期間)

企業創設の承認を得た投資家は、企業創設承認書に定められた期間内に投資しなければならない。

定められた期間内に投資できない場合には、工業地区管理機関に投資期日延長申請書を提出、承認を得なければならない。

投資期日は6ヶ月まで延長することができる。

第11条(投資形態)

投資は貨幣財産又は現物財産、財産権等で行うことができる。この場合、投資

財産と財産権の価値評価は、該当する時期の国家市場価格に基づく。

第12条（企業登録申請）

投資家は登録資本又はそれ以上の額の投資を行った後、工業地区管理機関に企業登録を申請しなければならない。

企業登録申請は、開発業者が工業地区区内で営業活動する場合にも行う。

第13条（企業登録申請内容）

企業登録申請書には、企業の名称、投資家の名前と住所、総投資額と登録資本、業種及び規模、創業予定日、管理成員及び従業員数等を明らかにする。又、企業創設承認書の写し、土地利用権登録証の写し、投資実績確認文件等を添付する。

第14条（企業登録申請の処理、企業創業日）

工業地区管理機関は企業登録申請書を受理した日から7日以内に検討し、承認した場合には企業登録証を発給する。又、否決した場合には否決理由を申請者に伝えなければならない。

企業登録証を発給した日を企業の創設日とする。

第15条（税関、税務登録）

企業は企業登録書を受け取った日から20日以内に税関登録、税務登録しなければならない。

税関登録は工業地区税関で、税務登録は工業地区税務所で行う。

第16条（経営活動範囲及び業種変更）

企業は承認を得た業種の範囲で、経営活動を行わなければならない。

業種を増やす場合、又は変更する場合には、工業地区管理機関の承認を得なければならない。

第17条（株式、債券発行）

企業は定款の定めに基づき、株式、債券等を発行することができる。

株式、債券等は、譲渡・流通することができる。

第18条（経営物資、製品搬出入）

企業は経営活動に必要な物資を制限なく工業地区内に搬入すること、又、工業地区で生産した製品と購入した物資を工業地区外に搬出することができる。

第19条（搬出入申告）

工業地区での物資の搬出入は届出制とする。

物資を搬出入する企業は、物資搬出入地点の税関に届け出て、検査を受けなければならない。

第20条（共和国機関、企業所、団体との連携）

企業は中央工業地区指導機関を通じて共和国の機関、企業所、団体と契約を結び、経営活動に必要な物資の購入、生産した製品の販売、原料・資材・部分品を委託加工することができる。

第21条（会計決算）

企業は半年、1年間を周期に会計決算しなければならない。

年間会計決算書は会計検証を受けなければならない。

第22条（予備基金造成）

企業は決算利潤から定められた企業所得税を納付した後、予備基金を造成しなければならない。

予備基金は登録資本の10%になるまで、毎年の決算利潤の5%を造成し、登録資本を増やす場合、又は経営損失を埋め合わせる場合に限り利用できる。

第23条（その他の基金造成）

企業は賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の基金を独自に造成し、利用でき

る。

第24条（利潤配当）

企業は年間決算利潤の全部又は一部を出資者に配当することができる。

利潤配当は決算利潤から企業所得税を納付し、予備基金を造成した後、残った純所得金から行う。

第25条（企業の解散申告）

解散する企業は、理事会又は出資者総会で討議・決定し、解散申告書を工業地区管理機関に提出しなければならない。

解散申告書を提出した日を企業の解散日とする。

第26条（清算委員会組織）

企業は解散申告書を提出した日から10日以内に解散を公開する。又、企業責任者、債権者代表と工業地区管理機関が指定する法律及び会計専門家を含め、5～9名の清算委員会を構成しなければならない。

この場合、清算委員会の構成員は工業地区管理機関の承認を得なければならない。

第27条（清算事業の着手）

清算委員会は構成員の承認を得た日から15日以内に、清算事業に着手しなければならない。

清算委員会の事業費用は、解散される企業の残った財産から先に支出する。

第28条（清算委員会の事業内容）

清算委員会は次のとおりの事業を行う。

1. 債権者、債務者に企業の解散を通報する。
2. 債権者会議を招集する。
3. 企業の財産を預かり、管理する。
4. 債権・債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。
5. 企業の財産に対する価値評価を行う。
6. 清算案を作成する。
7. 税金を納付し債権・債務を清算する。
8. 清算して残った財産を確定する。
9. その他、清算事業と関連して提起された問題を処理する。

第29条（清算して残った財産に対する税金納付）

清算委員会は、企業を清算して残った財産総額が登録資本を超過する場合、超過分の5%に該当する額を企業所得税として納付しなければならない。

15年以上運営した企業に対しては、超過分に対する企業所得税を免除する。

第30条（解散申告を行った企業の財産処理）

解散申告を行った企業の財産は、清算事業が終わるまで勝手に処理できない。企業を清算して残った財産は工業地区内で処理し、又は共和国領外に持ち出すこともできる。

第31条（清算事業の結束内容）

清算委員会は清算事業が終わった場合、清算報告書を作成して企業登録証と共に工業地区管理機関に提出する。また、企業登録、税関登録、税務登録等を取り消し、取引銀行の口座を閉めなければならない。

第32条（支社、営業所、個人の営業登録）

工業地区で支社、営業所、個人が営利活動を行う場合には、工業地区管理機関に登録しなければならない。この場合、工業地区管理機関は該当する登録証を発給しなければならない。

5. 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて

チュチェ91（2002）年11月13日 朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会政令

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は下記の通り、決定する。

1. 開城市に民族経済を進展させていくことを基本とする朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置する。
2. 開城工業地区は、開城市、子男洞、善竹洞、東興洞、冠訓洞、南門洞、南安洞、銅峴洞、北安洞、海運洞、扶山洞、満月洞、雲鶴1洞及び高麗洞の一部、恩徳洞の一部、内城洞の一部、駅前洞の一部、龍山洞の一部、雲鶴2洞の一部、徳岩洞の一部、保善洞の一部、紡績洞の一部、松獄洞の一部、南山1洞の一部、南山2洞の一部、板門郡の板門邑の一部、三鳳里の一部、田齋里の一部とする。
3. 開城市板門郡板門邑を鳳東里に改め、板門郡の鳳東里、進鳳里、平和里、東倉里、板門店里及び三鳳里の一部、田齋里の一部を開城市に、開豊郡の解線里の一部を開城市松獄洞に、板門郡の田齋里の一部を仙跡里に合併させ、仙跡里を長豊郡に、板門郡の三鳳里の一部を上道里に合併させ、上道里、大蓮里、禾谷里、嶺井里、新興里、月井里、祖江里、臨漢里、徳水里、

大龍里を開豊郡に移し、板門郡を廃止する。

4. 開城工業地区には、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。

5. 開城工業地区内の現開城市街地は、観光区域のみとし、それに対する管理は、開城市人民委員会が行う。

6. 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区の開発のための法人及び個人、その他経済組織の自由な投資を許容し、その財産を法的に保護する。

7. 中央工業地区指導機関は、開城工業地区が建設され、その管理運営が活性化されるに従い、工業地区をさらに増やすことができるよう、該当する対策を立てる。

8. 朝鮮民主主義人民共和国内閣及び当該機関は、この政令を執行するための実務的対策を立てる。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会

チュチェ91（2002）年11月13日

平壤

6. 朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法

チュチェ91（2002）年11月13日 最高人民会議常任委員会政令として採択

第1条 金剛山観光地区は、共和国の法に従い管理運営する国際的な観光地域である。

朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法は、観光地区の開発及び管理運営において制度及び秩序を厳格に確立し、金剛山の自然生態観光を進展させるこ

とに貢献する。

第2条 金剛山観光地区において観光は、南側及び海外同胞が行う。

外国人も金剛山観光を行うことができる。

第3条 観光は民族の悠久の歴史、燦爛たる文化を認識し、登山、海水浴及び

休養により健康を増進し、金剛山を遊覧する方法で行う。

第4条 観光地区において観光、観光業及びその他の経済活動は、本法及びその施行のための規定に従い行う。

法規で定めない事項は、中央観光地区指導機関及び観光地区管理機関が協議して処理する。

第5条 観光地区の事業に対する統一的指導は、中央観光地区指導機関が観光地区管理機関を通じて行う。

機関、企業所、団体は、観光地区事業に関与する場合、中央観光地区指導機関と合意しなければならない。

第6条 中央観光地区指導機関の任務は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 観光地区管理機関の事業に対する指導
2. 観光地区開発事業に対する指導
3. 対象建設設計文書の合意
4. 観光地区法規の施行細則作成
5. 観光地区管理機関が要求する物資及び記念商品の保障
6. 観光地区の税務管理
7. その他、国家から委任された事業

第7条 観光地区の開発は、開発業者が行う。

開発業者は、中央観光地区指導機関から当該機関の土地利用証の発給を受けなければならない。

第8条 開発業者は中央観光地区指導機関が定めた期間までに観光地区開発及び観光事業権限を行使することができ、その権限の一部を他の投資家に譲渡し、又は賃貸することができる。

開発業者が行う観光地区開発及び営業活動には税金を賦課しない。

第9条 開発業者は、観光地区開発総計画を作成し、中央観光地区指導機関に提出しなければならない。

中央観光地区指導機関は、観光地区開発総計画を受理した日から30日以内に審議結果を開発業者に通知しなければならない。

第10条 開発業者は、承認された観光地区開発総計画を変更しようとする場合、中央観光地区指導機関に申請書を提出し、承認を受けなければならない。

第11条 開発業者は、観光地の風致林を伐採し、又は名勝地、海岸の松林、海水浴場、奇石絶壁、優雅で奇妙な山の地形、風景のよい島をはじめとする自然風景並びに洞窟、滝、城跡等の天然記念物及び名勝旧跡を破壊し、又は環境保護に支障をきたす建物、施設物を建設してはならず、定められた汚染物質の排出基準、騒音、振動基準等の環境保護基準を保障しなければならない。

第12条 観光地区の管理は、中央観光地区指導機関の指導の下に、観光地区管理機関が行う。

観光地区管理機関は、開発業者が推薦する成員で構成する。

中央観光地区指導機関が推薦する成員も観光地区管理機関の成員となること

第13条 観光地区管理機関の任務は次の各号に掲げるとおりである。

1. 観光計画の作成
2. 観光資源の調査、開発及び管理
3. 観光宣伝、観光客募集及び観光の組織
4. 投資誘致及び企業の創設承認、登録、営業許可
5. 土地利用権、建物、車両の登録
6. 観光地区のインフラ施設物の管理
7. 観光地区の環境保護、消防対策
8. 南側地域から観光地区に出入する人員及び輸送手段の出入証明書発給
9. 観光地区管理機関の事業準則作成
10. 観光地区管理運営事業の状況と関連した報告書提出
11. その他、中央観光地区指導機関が委任する事業

第14条 観光地区管理機関は、観光地区の現代的な浄水場、沈殿池、汚水処理場等の環境保護施設及び衛生施設を備え、様々な汚水を観光及び環境保護に支障のないように浄化し、又は処理しなければならない。

第15条 観光地区管理機関は、観光を高い水準で行うことができるよう、観光の環境及び条件を保障しなければならない。

中央観光地区管理機関は、観光環境及び条件保障において提起される問題を適時に観光地区管理機関と合意して処理しなければならない。

第16条 観光地区管理機関の運営資金は手数料等の収入金で充当する。

観光地区管理機関は、観光客から観光地入場料を受け取ることができる。

第17条 観光客が携帯することができない物は次の各号に掲げるとおりである。

1. 武器、銃弾、爆発物、凶器
2. 定められた拡大倍数又は規格を超過するレンズを備えた双眼鏡、望遠鏡、写真機、録画撮影機
3. 無線機及びその付属品
4. 毒薬、麻薬、放射性物質等の有害物質

7. 金剛山観光地区開発規定

チュチェ92(2003)年4月24日 最高人民会議常任委員会決定第106号として採択

第1条(使命)

本規定は金剛山観光地区法に基づき、観光地区開発における制度と秩序を正しく定め、金剛山を国際的な自然生態観光地にすることに貢献する。

第2条(開発業者の選定)

金剛山観光地区の開発業者の選定は中央観光地区指導機関が行う。

中央観光地区指導機関は北南間で結んだ合意書に基づき、開発業者を選定しな

なければならない。

5. 伝染病が発生した地域の物

6. 社会秩序維持に支障をきたすおそれのある各種印刷物、図画、文字盤、録音録画物

7. 愛玩用ではない動物

8. その他観光と関連のない物

第18条 観光客は、単独又は団体で自動車等の車両を利用し、又は徒歩で自由に観光を行うことができる。

必要に応じて、行事、文芸活動、写真撮影、録画撮影又は投資相談、貿易契約締結等を行うことができる。

第19条 観光客が守らなければならない事項は次の各号に掲げるとおりである。

1. 観光地区管理機関が定めた路程に従って観光しなければならない。
2. 社会制度及び住民の生活風習を尊重しなければならない。
3. 民族の和合と美風良俗に適合しない印刷物、図画、録音録画物等を流布してはならない。
4. 観光と関連のない対象を撮影してはならない。
5. 観光地区管理機関が定めた立入禁止又は立入制限区域に入ってはならない。
6. 通信機材を観光と関連のない目的に利用してはならない。
7. 革命事跡地、歴史遺跡物、天然記念物、動植物、温泉等の観光資源に損傷を与える行為を行ってはならない。

第20条 観光客は、金剛山観光地区以外の他の観光地を観光することができる。この場合、観光地区管理機関を通じて、観光証明書発給申請を行わなければならない。

第21条 観光地区では、南側及び海外同胞並びに外国の法人、個人、経済組織が投資し、観光業を行うことができる。

観光業には、旅行業、宿泊業、娯楽及びサービス施設業等が属する。

ソフトウェア産業のように公害のない先端科学技術部門の投資も観光地区で行うことができる。

第22条 観光地区では、観光業及びそれと関連したインフラ建設部門の投資を奨励する。

金剛山の自然生態環境を破壊し、又は変化させる部門の投資は行うことができ

ない。

第23条 観光地区に投資しようとする者は、観光地区管理機関の企業創設承認及び営業許可を受けなければならない。

企業創設承認を受けた場合には、定められた出資をして観光地区管理機関に企業登録を行い、当該機関の税関登録、税務登録を行わなければならない。

第24条 観光地区では、定められた転換性外貨を使用することができる。

転換性外貨の種類及び基準貨幣は、観光地区管理機関が中央観光地区指導機関と合意して定める。

観光地区において外貨は、自由に搬出入することができる。

第25条 南側地域から観光地区に出入する南側及び海外同胞並びに外国人並びに輸送手段は、観光地区管理機関が発給した出入証明書を所持し、指定された通路で査証なしで出入することができる。

観光地区から共和国の他の地域に出入し、又は他の観光地へ出入する秩序、共和国の他の地域を通じて観光地区に出入する秩序は別に定める。

第26条 観光地区の出入は、中央観光地区指導機関と観光地区管理機関の間で合意した通路及び輸送手段で行う。

観光客の輸送手段は、軍事分界線を越えた時から、観光を終え軍事分界線を越える時まで、定められた観光標識旗のみを掲揚する。

第27条 観光地区に出入する観光客及びその他の人員並びに動植物及び輸送手段は、出入検査、税関検査並びに衛生及び動植物検疫事業を受けなければならない。

検査、検疫機関は、出入検査、税関検査並びに衛生及び動植物検疫事業を観光地区の安全及び出入に支障をきたさないよう、科学技術的方法で迅速に行わなければならない。

第28条 本法に違反し、観光地区の管理運営及び観光事業に支障をきたした者には、状況に応じて損害賠償等の制裁を科すことができる。

状況が重大な場合には、追放することができる。

第29条 観光地区の開発、管理運営及び企業活動と関連して発生した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。

協議の方法で解決できない場合には、北南間で合意した商事紛争手続又は仲裁、裁判手続で解決する。

附則

第1条 本法は採択された日から施行する。

第2条 金剛山観光地区と関連して北南間で締結した合意書の内容は、本法と等しい効力を持つ。

第3条 本法の解釈は最高人民会議常任委員会が行う。

なければならない。

第3条(観光地区の区分)

金剛山観光地区は名勝地遊覧地域、生活及び奉仕地域、工場区域等に分ける。地区を分ける事業は、開発業者が中央観光地区指導機関と合意して行う。

第4条(名勝地遊覧区域の開発)

名勝地遊覧区域の開発は、自然生態環境をそのまま保存することを原則で行う。

第5条（生活及び奉仕区域の開発）

生活及び奉仕区域の開発は観光宿泊施設と商店、食堂、娯楽場等の奉仕施設の建設を基本とする。

第6条（工場区域の開発）

工場区域に開発は観光関連製品生産企業、無公害産業部門の企業を集中的に誘致する方法で行う。

第7条（開発総計画の作成）

観光地区開発総計画の作成は開発業者が行う。

開発業者は観光地区の土地利用計画、インフラ建設計画、区域別開発計画、段階別投資及び事業推進計画等を正確に反映して、観光地区開発総計画を作成しなければならない。

第8条（開発総計画作成に必要な条件保障）

中央観光地区指導機関は観光地区開発総計画の作成に必要な土地測量と地質調査条件を保障し、インフラ実態資料又は気象水文資料等の提供を保障しなければならない。

第9条（開発総計画の審議承認）

開発業者は作成した観光地区開発総計画を中央観光地区指導機関に提出しなければならない。

中央観光地区指導機関は観光地区開発総計画を受理した日から30日以内に審議結果を開発業者に伝えなければならない。

第10条（計画的開発）

観光地区の開発は承認された観光地区開発総計画に基づき、開発業者が行う。

開発業者は観光地区開発を段階別に分けて行うことができる。

第11条（開発総計画の変更）

開発業者は観光地区開発総計画の重要な内容を変更しようとする場合、中央観光地区指導機関に提起しなければならない。

中央観光地区指導機関は変更内容を提起された日から20日以内に処理結果を開発業者に伝えなければならない。

第12条（環境保護、歴史遺跡遺物破壊禁止）

観光地区では風致林を切ること、名勝地、海辺の松畑、海水浴場、奇岩絶壁、優雅で奇妙な山勢、景色のいい島をはじめ自然風致と洞窟、滝、古城跡等の天然記念物、歴史的な遺物を破壊すること、又は環境保護に支障を与える建物、施設物を建設することができない。

第13条（建物、附着物の撤去、移設）

開発業者は観光区域の中にある建物又は附着物の撤去、移設対象を中央観光地区指導機関と合意しなければならない。

中央観光地区指導機関は開発工事に支障がないように、建物及び附着物を適時に撤去又は移設し、住民を移住させなければならない。

第14条（建物、附着物の撤去、移設）

開発区域内の建物又は附着物の撤去、移設、住民移住にかかる費用は開発業者が負担する。

開発業者が負担する費用額は、中央観光地区指導機関と開発業者が合意して定める。

第15条（インフラ建設）

観光地区のインフラ建設は開発業者が行う。

開発業者は必要に応じて電力、通信、用水保障施設等のインフラ対象を他の投資家と共同で建設し、又は譲渡、委託して建設することもできる。

第16条（インフラ施設物の使用料）

インフラ建設部門に投資する者は、観光地区管理機関に企業登録をすと経営活動ができる。又、道路、用水、ガス、用水等の使用料を徴収することができる。この場合、使用料は観光地区管理機関と合意して定めなければならない。

第17条（観光地区外のインフラ建設）

観光地区外から観光地区まで繋がるインフラの建設は、中央観光地区指導機関が行う。

第18条（企業配置）

開発業者は企業を合理的に配置しなければならない。この場合、観光地区の土地利用権及び建物用途別に分けて、企業又は投資家に、譲渡又は賃貸することができる。

開発業者は企業の配置、土地利用権及び建物の譲渡、賃貸等の事業を観光地区管理機関に委託して行うこともできる。

第19条（建設許可）

観光地区内の建設許可は観光地区管理機関が行う。

企業又は投資家は該当する建設を行うおとす場合、観光地区管理機関に該当する建設の設計文書を提出して、建設許可を得なければならない。

第20条（課題設計文書の提出、保管）

観光地区管理機関は建設許可を行った対象の課題設計文書の写しを中央観光地区指導機関に提出しなければならない。

中央観光地区指導機関は課題設計文書の写しを受理、保管しなければならない。

第21条（歴史的遺物の処理）

観光地区を開発する過程で歴史的遺物を発見した場合には、直ちに中央観光地区指導機関に伝えなければならない。

中央観光地区指導機関は歴史的遺物を該当機関と合意して処理しなければならない。

第22条（開発事業の条件保障）

中央観光地区指導機関と該当機関は、観光地区開発に支障がないように人員の出入、生活上の便宜保障、物資の搬出入条件を責任を持って保障しなければならない。

第23条（労働力、用水、物資の保障）

中央観光地区指導機関は、開発業者が要求する共和国の労働力、物資、用水等を適時に保障しなければならない。

必要に応じて、開発業者は中央観光地区指導機関を通じて、共和国の該当機関、企業所、団体と開発業者間で契約を結び、労働力、物資、用水等を保障することもできる。

第24条（開発業者の事業権）

開発業者は観光地区のインフラ建設、エネルギー供給、輸送、物資保管、広告等の分野の事業権を持つ。

この権利は第三者に譲渡、委託することもできる。

8．金剛山観光地区企業創設運営規定

チュチエ92（2003）年5月12日 最高人民会議常任委員会決定第107号として採択

第1条（使命）本規定は金剛山観光地区法に基づき、観光地区での企業の創設、登録、運営秩序を正しく定め、企業活動の便宜を保障することに貢献する。

第2条（投資当事者）

観光地区には南側及び海外同胞が投資する。

外国の法人、個人、経済組織が投資することができる。

第3条（投資対象）

観光地区で投資家は旅行業、宿泊業、娯楽及び便民施設業等の観光部門とそれに関連するインフラ部門建設に投資することができる。

ソフトウェア産業等の公害がない先端科学技術部門の投資も観光地区で行うことができる。

第4条（投資の奨励、制限、禁止）

観光地区では観光部門とそれに関連するインフラ建設部門の投資を奨励する。

金剛山の自然生態環境が破壊又は変化する可能性がある投資は、制限又は禁止する。

観光地区管理機関は奨励、制限、禁止する業種を中央観光指導機関と合意して公布しなければならない。

第5条（企業創設形式）

投資家は、単独又は他の投資家と共同で様々な形式の企業を創設・運営することができる。

第6条（企業の定款）

企業は定款を持たなければならない。

定款には企業の名称及び住所、創設目的、業種及び規模、総投資額及び登録資本、企業責任者、財政機関員の任務及び権限、株式・債券の発行事項、利潤分配、解散及び清算、定款の修正補充手続等の内容を明らかにしなければならない。

第7条（企業の経営条件と登録資本）

企業は経営活動に必要な管理成員と従業員、固定した営業場所等を準備しなければならない。

登録資本は総投資額の10%以上でなければならない。

第8条（企業の創設承認、登録機関）

観光地区での企業の創設承認、登録は観光地区管理機関が行う。

観光地区管理機関は企業の創設承認、登録に関する準則を定め、施行しなければならない。

第9条（企業の創設申請）

投資家は観光地区に企業を創設する場合、観光地区管理機関に企業創設申請書を提出しなければならない。

企業創設申請書には企業の名称、投資家の名前及び住所、企業責任者の名前、総投資額及び登録資本、業種及び規模、投資期間、年間収入額及び利潤額、管理機構、従業員数等を明らかにし、又、企業の定款、資本信用確認書、経済技術計算書等を添付しなければならない。

第10条（企業創設申請の処理）

観光地区管理機関は企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認の可否を決定しなければならない。

企業創設を承認した場合には、企業の名称、総投資額及び登録資本、業種及び規模、投資期間、管理成員及び従業員数等を明らかにした企業創設承認書を、否決した場合には、否決理由を明らかにした通知書を申請者に送付しなければならない。

第11条（投資期間）

企業創設承認を受けた投資家は、企業創設承認書に定められた期間内に投資しなければならない。

定められた期間内に投資できない場合には、観光地区管理機関に投資期日延長申請書を提出、承認を得なければならない。

投資期日は6ヶ月まで延長することができる。

第12条（投資形態、価値評価）

投資は貨幣財産、現物財産、財産権等で行うことができる。

投資した財産と財産権の価値評価は、当該時期の国際市場価格に基づく。

第13条（企業登録申請）

投資家は登録資本又はそれ以上の額の投資を行った後、観光地区管理機関に企業登録を申請しなければならない。

企業登録申請は開発業者が観光地区内で営業活動する場合にも行う。

第14条（企業登録申請書）
 企業登録申請書には企業の名称、投資家の名前及び住所、総投資額及び登録資本、業種及び規模、創業予定日、管理成員及び従業員数等を明らかにするとともに、企業創設承認書の写し、土地利用権登録証の写し、投資実績確認文書等を添付する。

第15条（企業登録申請の審議、企業創設日）
 観光地区管理機関は企業登録申請書を受領した日から7日以内に検討し、承認した場合には企業登録証を、否決した場合には否決理由を明らかにした申請書を申請者に送付しなければならない。

企業登録証を発給した日を企業の創設日とする。

第16条（税関、税務登録）
 企業は企業登録書を受け取った日から20日以内に税関登録、税務登録を行わなければならない。但し、生活及び奉仕区域に創設した企業は税務登録しない。

税関登録は観光地区税関で、税務登録は税務所に行く。

第17条（経営活動範囲、業種変更）
 企業は承認を得た業種の範囲で、経営活動を行わなければならない。

業種を増やし、又は変更する場合には、観光地区管理機関の承認を得なければならない。

第18条（環境保護）
 企業は浄化場、沈殿地等の環境保護施設及び衛生施設を十分に備えなければならない。汚染物質の排出基準、騒音・振動基準等の環境保護基準を正確に守らなければならない。

第19条（株式・債券発行）
 企業は定款の定めに基づき、株式・債券等を発行することができる。

株式、債券等は、譲渡し、又は流通させることができる。

第20条（経営物資、製品搬出入）
 企業は経営活動に必要な物資を制限なく観光地区に搬入し又は観光地区で生産した製品と購入した物資を観光地区外に搬出することができる。

第21条（搬出入申告）
 観光地区での物資の搬出入は届出制とする。

物資を搬出入する企業は、物資搬出地点の税関に届け出、検査を受けなければならない。

第22条（共和国機関、企業所、団体との連携）
 企業は中央観光地区指導機関を通じて共和国の機関、企業所、団体と契約を結び、経営活動に必要な物資の購入し、又は生産した製品の販売、原料・資材・部品を委託加工を行うことができる。

第23条（会計決算）
 企業の会計決算周期は半年、年間とする。

年間会計決算書は会計検証を受けなければならない。

第24条（予備基金造成）
 企業は決算利潤から定められた企業所得税を納付した後、予備基金を造成しなければならない。

予備基金は登録資本の10%になるまで、毎年の決算利潤の5%を造成し、登録資本を増やし、又は経営損失を埋め合わせることに限って利用できる。

第25条（その他の基金造成）

企業は賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の基金を独自に造成し、利用できる。

第26条（利潤配当）
 企業は決算利潤を出資者に配当することができる。

利潤配当は決算利潤から企業所得税を納付し、予備基金を造成した後、残った純所得金で行う。

第27条（企業の解散申告）
 解散しようとする企業は、理事会又は出資者総会で討議・決定し、観光地区管理機関に解散申告書を提出しなければならない。

解散申告書を提出した日を企業の解散日とする。

第28条（清算委員会組織）
 企業は解散申告書を提出した日から10日以内に解散を公開し、企業責任者、債権者代表と観光地区管理機関が指定する法律及び会計専門家を含め、5～9名で清算委員会を組織しなければならない。この場合、清算委員会の構成員は観光地区管理機関の承認を得なければならない。

第29条（清算事業着手）
 清算委員会は組織した日から15日以内に、清算事業に着手しなければならない。

清算委員会の事業費用は、解散される企業の残余財産から先に支出する。

第30条（清算委員会の事業）
 清算委員会は次の各号の事業を行う。

1. 債権者、債務者に企業の解散を通報する。
2. 債権者会議を招集する。
3. 企業の財産を引き継ぎ、管理する。
4. 債権債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。
5. 企業の財産に対する価値評価を行う。
6. 清算案を作成する。
7. 税金を納付し債権債務を清算する。
8. 清算して残った財産を確定する。
9. その他、清算事業と関連して提起された問題を処理する。

第31条（清算して残った財産に対する税金納付）
 清算委員会は企業を清算して残った財産総額が登録資本を超過する場合、超過分の5%に該当する額を企業所得税として納付しなければならない。

15年以上運営した企業に対しては、超過分に対する企業所得税を免除する。

第32条（解散申告を行った企業の財産処理）
 解散申告を行った企業の財産は、勝手に処理できない。

企業を清算して残った財産は観光地区内で処理し、又は共和国領域外に搬出することもできる。

第33条（清算事業の終了）
 清算委員会は清算事業が終わった場合、清算報告書を作成して企業登録証と共に観光地区管理機関に提出し、企業登録、税関登録、税務登録を取り消し、取引銀行の口座を閉めなければならない。

第34条（支社、営業所、個人の営業登録）
 観光地区で支社、営業所、個人が営利活動を行おうとする場合には、観光地区管理機関に登録しなければならない。この場合、観光地区管理機関は該当する登録証を発給しなければならない。

9. 金剛山観光地区を設置することについて

チュチュエ91（2002）年10月23日 朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会政令

金剛山は朝鮮の名山、世界の名山である。

わが党と共和国政府の人民的な施策により、天下絶勝の金剛山は、我が人民の文化休養地として、世界的な嘆賞観光地として、すばらしく整備されている。

今日、金剛山観光は民族全体の大きな期待と関心の中で進められている。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会は、国土建設総計画に合わせ、金剛山観光を活性化するため、下記の通り決定する。

1. 江原道高城郡金剛山地区及び通川郡の一部の地域に、名勝地生態観光を基本とする朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区を設置する。
2. 金剛山観光地区は、江原道高城郡の高城邑、温井里及び城北里の一部地域並びに三日浦、海金剛地域、通川郡の一部地域を含む。

3. 金剛山観光地区には、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。
4. 朝鮮民主主義人民共和国は、金剛山観光地区開発のための法人、個人及びその他の経済組織の自由な投資を許容し、その財産を法的に保護する。
5. 中央観光地区指導機関は、金剛山観光地区開発が進むのに合わせて、新たな観光対象地を増やすことができる該当する対策を立てる。
6. 朝鮮民主主義人民共和国内閣及び当該機関は、本政令を執行するための実務的対策を立てる。

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会
 チュチュエ91（2002）年10月23日
 平壤

¹ 開城工業地区開発規定、開城工業地区企業創設運営規定、金剛山観光地区開発規定、金剛山観光地区企業創設運営規定の翻訳においては、ERINA調査研究部研究補助員の金鎮碩氏に基本的な翻訳をお願いし、その後筆者が加筆・修正を行った。紙面をお借りして金鎮碩氏に謝意を表したい。

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (7 - final) (Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) established the Rajin-Sonbong Free Economic and Trade Zone (FETZ), its first special economic zone, in December 1991. No special economic zones were then established until the Sinuiju Special Administrative region came into being following a decree by the Presidium of the Supreme People's Assembly of the Democratic People's Republic of Korea. The Presidium of the DPRK Supreme People's Assembly adopted the basic law on the Sinuiju special administrative region on September 12, 2002. After Sinuiju, the Mt. Kumgang Tourist Zone was established on October 23, 2002, while the Kaesong Industrial Zone was established on November 13, 2002.

The Basic Law of the Sinuiju Special Administrative Zone (Sinuiju SAR) seems similar to China's Basic Law of the Hong Kong Special Administrative Zone (HKSAR). While this is true to a certain extent, it must be realized that the principles upon which the two laws are based differ qualitatively because of the way the two zones were built. Hong Kong was a colony of the United Kingdom for a long time and has enjoyed autonomous legal economic and social systems for many years. The objective of the basic law of HKSAR is to incorporate a very different system into China against a constitutional background (Art. 31 of Chinese constitution). In contrast, the objective of the basic law on the Sinuiju SAR is the foundation of a new system and the separation of the zone from the DPRK. Sinuiju was just a part of the DPRK before the establishment of the Sinuiju SAR.

The basic law of the Sinuiju SAR specifies provisions that seem to guarantee basic human rights; however, they are not equivalent to the rights guaranteed in constitutions and basic laws in Japan, the Republic of Korea or Western countries. They seem to have been inserted in order to make the area seem more civilized, and therefore more attractive to potential investors. This is something that the DPRK has learned through its interaction with those Western European countries that normalized their diplomatic relationships with the DPRK between 2000 and 2002.

With regard to Kaesong Industrial Zone, the Law of the DPRK on the Kaesong Industrial Zone was enacted on Nov. 20, 2002, followed by Regulations on Developing the Kaesong Industrial Zone and Regulations on Business Operation in the Kaesong Industrial Zone, both of which were passed on Apr. 24, 2003.

According to the law, Kaesong Industrial Zone was established as an international industrial, trade, commercial, financial and tourist zone managed and run under the law of the DPRK. Development of the zone will follow the pattern of a developer preparing a site,

conducting infrastructure construction on leased land and attracting investment.

Koreans in the Republic of Korea (hereafter the ROK), overseas Koreans, foreign corporate bodies and individuals and economic organizations can invest in the zone. Investment in infrastructure construction, light industry and high-tech science and technology in particular are to be encouraged. The designated developers, appointed by the central institution guiding the industrial zone, shall undertake the development of the zone.

The leases on land in the zone shall last for 50 years. The industrial zone shall be managed by the industrial zone management institution under the control of the central institution guiding the industrial zone, and the institution managing the industrial zone shall be composed of members recommended by the developers as well as those who are recommended by the central institution. Enterprises in the industrial zone shall hire workers from the DPRK.

Disputes shall be settled through the procedures for settling business disputes agreed by the North and the South or through arbitration and trial. The content of the agreement reached between the North and the South as regards the Mt. Kumgang Tourist Zone shall have the same validity as this law.

In relation to the Mt. Kumgang Tourist Zone, the Law of the DPRK on the Mt. Kumgang Tourist Zone was enacted on Nov. 13, 2002, followed by Regulations on Developing the Mt. Kumgang Tourist Zone and Regulations on Business Operation in the Mt. Kumgang Tourist Zone, both of which were passed on Apr. 24, 2003.

According to the law, Mt. Kumgang Tourist Zone is an International Tourist Center managed and operated under DPRK law. Koreans in the ROK and abroad, and foreigners in the zone can conduct tourism-related business there. Tourism-related and other business should be conducted in the zone according to the law and rules for its observation. Developers can exercise their rights to develop the zone and conduct tourism-related business until the end of the period designated by the central institution guiding the tourist zone, and may also transfer or lease some of their rights to other investors. The developer should work out a general plan for the development of the tourist zone. The institution managing the tourist zone under the guidance of the central institution guiding the tourist zone shall manage the tourist zone. Investment is not allowed in projects that may change or pollute the natural ecological environment of Mt. Kumgang.

The same provisions for the settlement of disputes and the validity of the agreement reached between the North and the South apply here as those in the law for Kaesong

Industrial Zone.

As mentioned above, among the recently enacted laws and regulations, the author found two kinds of change in the external economic policy of the DPRK. One is that establishment by the DPRK of a special economic zone other than the Rajin-Sonbong Economic and Trade Zone. The other is the DPRK's placing of a higher priority on

inter-Korean economic cooperation. Both Kaesong Industrial Zone and Mt. Kumgang Tourist Zone have more favorable investment conditions than other areas in the DPRK. Since both are zones intended mainly as sites for inter-Korean economic cooperation, it can be said that the DPRK has provided favorable conditions for its compatriots in the ROK.

北東アジア経済白書2003

世界が注目する北東アジア その経済の躍動を俯瞰する第3弾

北東アジア経済の研究拠点 = ERINA編集の『北東アジア経済白書』待望の第3弾<2003年版>が登場。

中国、ロシア、モンゴル、韓国、北朝鮮各国・地域の経済動向
エネルギー資源開発、環境、交通網、図們江地域開発など多国間協力プロジェクトの動向
地域協力と地域統合に向けた課題 - など、

北東アジア経済を網羅した必携の一冊です。

発売中

『北東アジア経済白書2003』

2003年9月26日発行

編集：ERINA

発行：新潟日報事業社

定価2,100円（本体2,000円＋税）

お申し込みはERINA（Tel:025-290-5545）
または書店、NIC新潟日報販売店まで

【目次】

序論

第1部 北東アジア経済圏の基礎情報

A 自然条件

B 経済指標で見る北東アジア

C 貿易の動向

第2部 各国経済の動き

A 中国

B ロシア

C モンゴル

D 韓国

E 北朝鮮

第3部 北東アジアのエネルギー、地下資源開発と環境

A 北東アジア各国のエネルギー需給

B 北東アジアの地下資源と開発

C 北東アジアの環境問題

第4部 北東アジアの交通網

A 北東アジアの交通インフラと輸送の実態

B 北東アジア輸送回廊ビジョン

C シベリア横断鉄道の国際利用と朝鮮半島南北縦断鉄道構想

第5部 地域協力から地域統合へ

A 北東アジアでの国家間・地方間協力の現状

B 図們江地域開発

C 北東アジアにおける開発金融の現状と展望

D 自由貿易協定の可能性

結語

Proceedings and Outcomes of the Neo-liberal Policy During the Mongolian Economic Transition

Enkhbayar Shagdar

Visiting Researcher, Research Division, ERINA

1. Introduction

After 70 years of power being concentrated in the hands of one political party, Mongolia held its first free election in 1990 and the first democratic constitution was approved in 1992. The Constitution declared the people's ultimate goal to be the building of civil democratic society in the country. These democratic changes in the political environment were crucial turning points in Mongolia's recent history. The country embarked upon an irreversible path towards a market economy in 1990 and today continues to implement political and economic reforms recommended by multilateral development banks and international financial institutions such as the International Monetary Fund (IMF), the World Bank¹ and the Asian Development Bank (ADB), with the aim of becoming a democratic society with a free market economy. Mongolia became a member of the IMF, World Bank and the ADB in 1991 and joined the WTO in 1997. The economic policy undertaken in Mongolia during this transformation can be described as a classic example of the 'neo-liberal' policy package, which is characterized by price and trade liberalization, financial liberalization, privatization, deregulation and small government.

At the beginning of the economic reforms, the country's immediate priority was to establish the basis of a market economy and the government adopted a policy of 'shock therapy' that quickly removed many regulations and controls while trying to hand as many activities over to the private sector as possible. The initial transformation included two sets of policies to be implemented simultaneously. The first set included measures for achieving a macroeconomic balance and the *liberalization of prices and trade*, introducing a unified *floating exchange rate*, strict wage and credit controls and the *abolition of subsidies*, and developing a social safety net. The second set of policies was oriented towards structural changes, including the *privatization of state sector assets*, a guarantee of property rights, *enterprise restructuring*, the *reform of fiscal and financial systems*, introducing a legal framework for reform, control over monopolies, encouraging foreign investment, and the reform of the education and healthcare sectors. Securing macroeconomic stabilization, increasing investment and savings, developing economic and social infrastructure, export promotion, boosting the competitiveness of Mongolia and ensuring economic growth have been defined as priority objectives of the transition phase. The main outcome to

have emerged so far from the period of transition to the new social system is intensive political and economic reform within a short period of time, as well as Mongolia's opening up to the world, the liberalization of the economy and its irrevocable metamorphosis into a market economy, and its transformation into a democratic country respecting multiple opinions. However, the implementation of policy has often resulted in undesirable outcomes, with Mongolia experiencing economic contraction, slow growth, unemployment, poverty and inequality as a result. The country is still struggling to bring the majority of its citizens out of poverty and put the economy on a sustainable growth path. In describing the post-1990s economy of Mongolia, Dr. Namjim states that, although rapid social and economic changes occurred during transition, an efficient market economic mechanism has not been formed yet and the economy is in crisis. There are many troubling social problems and the majority of the population is trapped in poverty (Namjim, 2000). This paper investigates some features of this neo-liberal policy and its outcomes in Mongolia in the course of its transition towards a free-market economy.

2. Neo-liberalism in the Economic Policy

2.1. Price Liberalization and Inflation

The reform programs launched by the first democratic government in 1990-1992, including price and trade liberalization, the establishment of new banking and financial systems, and privatization, laid the foundation for the development of a private sector-based, market-oriented economy in Mongolia.

Prior to 1991, the prices of all products were set directly by the government through the decrees of the State Committee for Price and Standardization, with the difference between world prices and domestic production costs being subsidized from the state budget. Government Resolution No. 20 on January 15, 1991, concerning measures relating to the transition to a market economy, was the first, radical step in the price liberalization process in Mongolia, as a result of which the prices of 60% of all products were liberalized, with the prices of the remainder being doubled. The number of directly controlled retail prices was reduced from 220 categories to 35, along with 10 categories of imported goods. At the same time, pensions, scholarships and the wages and salaries of workers and employees of governmental organizations and

¹ E.g., policies prescribed by the World Bank's 'Stand-by', ESAF (Enhanced Structural Adjustment Facility), PRGF (Poverty Reduction and Growth Facility) and PRSP (Poverty Reduction Strategy Paper) programs.

state-owned enterprises increased twofold, along with twofold increases in taxes and tariffs. The authorities called these measures a change in the money scale, although in fact it was a twofold devaluation of the Mongolian national currency: the Mongolian Togrog (MNT). As a consequence of this resolution, the purchasing power of all cash deposits at banks and cash money held in private hands decreased twofold, except private savings deposited at banks. In order to protect private savings, the amount of private savings deposits in banks were doubled. Although the public were somewhat prepared for the reforms and a new economic system, such a sudden change without prior explanation was a 'shock' for most citizens.

Furthermore, the prices of petroleum products were raised fourfold in June 1991, and the list of controlled retail prices was cut from 35 to 17 in September 1991. This process commenced once more in March 1992, when the government officially liberalized almost all prices except a few rationed goods (e.g. petroleum products, housing, electricity and other public services); and by February 1994, price controls on more than 90% of all goods and services in Mongolia had been removed. Between October 1992 and 1996, there were several increases in the price of petroleum products and the national currency was devalued a number of times (Box 1).

As a result, the prices of all goods and services began to escalate and the Mongolian economy experienced high inflation during the early 1990s. Annual inflation rose to 325.5% in 1992, with the highest rise taking place in foodstuffs, at 476.6%. Such high inflation was mainly caused by the extensive liberalization of prices and periodic devaluations of the national currency, as the import dependence of the Mongolian economy was very high. Most of the basket of consumer goods that defines the Consumer Price Index, 70-90% of intermediate goods, and 100% of petroleum products were imported, and this is still the case even today. Nevertheless, owing to a tight monetary policy, annual inflation dropped to 6% in 1998 and further to 1.6% in 2002. In particular, the consumer price index for foodstuffs declined by 1.2% in 2002 from the previous year (Table 1). On the other hand, one may suspect that these lower inflation rates were achieved at the cost of a high rate of hidden unemployment.

2.2. Trade Liberalization and Net Exports

Mongolian trade prior to 1990 was characterized by a state monopoly on trade, a centrally planned pricing system, and limited export markets in the former CMEA² countries, in which the Soviet Union occupied the dominant share. During that time, only 7 state-run foreign

Box 1

A Chronology of Devaluation (Rates in MNT per US \$ 1)

1988	Non-commercial exchange rate introduced at MNT20
Till June 1990	Fixed exchange rate at MNT3
July 1990	Devalued to MNT5.63 and pegged to US \$
May 1991	Devalued to MNT7.10
June 10, 1991	Devaluation of commercial rate to MNT40
	For barter trade - MNT7.10
	Free market rate - MNT100-150
August 1991	All commercial banks and the Central Bank (Bank of Mongolia) allowed to buy and sell hard currencies.
October 1991	Devalued to MNT100
October 18, 1991	Currency exchange center opened in Ulaanbaatar, with rates of MNT125-135
May 1992	Unification of commercial and barter rates at MNT40
	Free market rate ranged around MNT250
January 8, 1993	Devalued to MNT150
May 28, 1993	Floating exchange rate introduced, ranging around MNT400

Source: Amarjargal, 2002.

Table 1. Mongolia: Annual Consumer Price Index Changes for Selected Groups of Commodities 1992-2002 (%)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
Overall index	325.5	183.0	66.3	53.1	58.7	9.7	6.0	9.9	8.1	8.1	1.6
Foodstuffs	476.6	197.5	58.7	56.0	52.4	-2.4	0.9	9.1	5.2	9.6	-1.2
Clothing, footwear and cloth	253.0	92.1	81.2	46.2	53.1	26.3	10.5	5.0	-0.3	4.3	5.8
Household goods	279.7	162.3	55.6	82.7	41.8	20.3	-6.8	4.7	2.7	1.2	2.4
Cultural goods and recreation	109.5	270.9	105.5	89.4	65.2	35.7	19.8	15.4	3.9	-1.6	4.4

Source: Mongolian Statistical Yearbook, various issues.

² Council for Mutual Economic Assistance

trade corporations were allowed to engage in foreign trade transactions under the state order system. Each of these corporations specialized in a particular form of foreign trade transaction and type of products³. However, the country lost its traditional trading partners with the collapse of the CMEA along with the discontinuation of the flow of finance from the Soviet Union due to its internal difficulties and its subsequent collapse in 1990. The financial flow from the Soviet Union was equal to 35% of the country's GDP (Amarjargal, 2002). Moreover, trade transactions began to be made in hard currency, thus ending the transactions in transferable rubles that had been used between CMEA countries.

At that time many enterprises had to halt production due to such difficulties as power cuts and shortages of spare parts, raw materials and fuel. Under these conditions, it was necessary to undertake trade reforms aimed at integration with international trade. Consequently, along with removing the state monopoly, the government abolished all quantitative restrictions on exports and imports, along with the export/import state order system. According to the Law of Mongolia on Economic Entities passed in May 1991, all forms of economic entity, including sole proprietorships, and individuals were allowed to engage freely in independent foreign trade activities. As a result, Mongolia's trade has diversified in terms of export destinations and the sources of its imports.

Another step towards its goal of integrating with international trade was Mongolia's accession to the World Trade Organization (WTO) in January 1997. Then, on May 1, 1997, the government began unilaterally to abolish the uniform customs duty of 15% and excise taxes on all imported goods, apart from those levied on a few items, such as alcohol, tobacco, petroleum products and motor

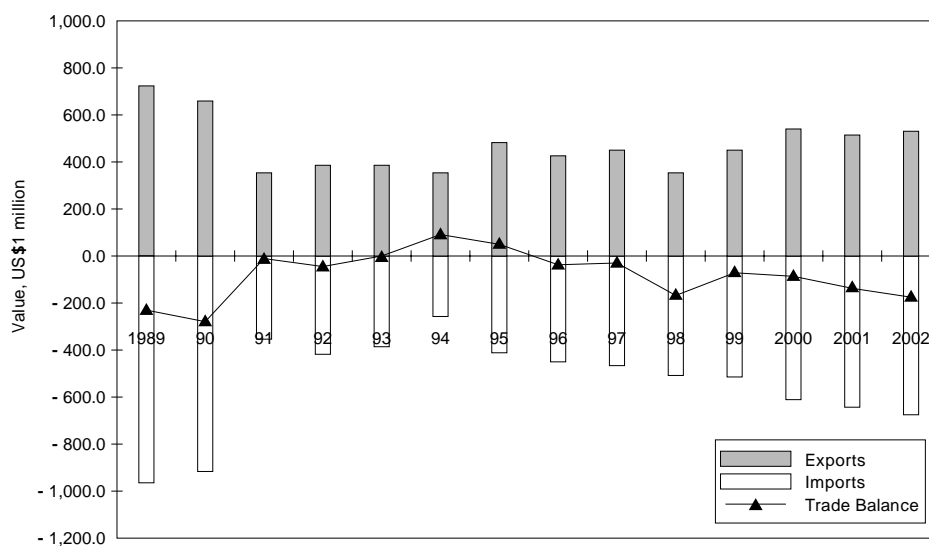
vehicles. However, due to a growing need to increase budget revenues, the government increased value-added tax (VAT) from 10% to 13% in September 1998. The following year, in 1999, a 5% uniform import tariff was reintroduced, and an excise tax on beer followed soon after. From November 2000, the customs tariff underwent a further hike from 5% to 7%, with VAT rising to 15%.

Consequently, the Mongolian foreign trade balance has continued to fluctuate heavily since the country began its trade liberalization programs in 1990. External trade turnover declined sharply from its 1989 level until 1994, and although it started to recover in 1995, its value in 2002 remained 27.9% below the 1989 level. During the 1990s, there was initially a large deficit in the trade balance, totaling US\$263.3 million in 1990, or 14.2% of GDP; the balance of trade remained negative throughout the entire period 1989-2002, apart from 1993-1995. The highest trade surplus, of US\$97.7 million, was recorded in 1994. This was associated with a larger decline in imports than in exports. High inflation, a lack of foreign exchange earnings, the depreciation of the domestic currency, along with a shift from a fixed to a floating exchange rate system in 1993, contributed to this. However, after 1995, the trade balance worsened again because of massive falls in the international market price of major export commodities, such as copper and cashmere; and unfavorable external economic situations, such as the 1997 Asian financial crisis, and the 1998 Russian economic crisis (Figure 1).

2.3. Privatization

A dominant private sector is considered to be the basis for strong economic development, and the role of private sector in Mongolia has been increasing with the ongoing privatization of state assets, which started in 1991. In May

Figure 1. Mongolia's Foreign Trade 1989-2002



Source: Mongolian Statistical Yearbook, various issues.

³ Namely, Mongolexport (all exports); Technikimport (machinery and equipment imports); Materialimpex (trade in construction materials); Avtoneftimport (all imports of vehicles and petroleum products); Raznoimport (consumer goods imports); Compleximport (imports and exports of goods associated with turn-key projects from the former Soviet Union); Mongolimpex (all trade made in convertible currencies).

1991, the Law of Mongolia on Privatization was adopted, setting out the legal bases for the privatization of state properties. The initial stage of the privatization process began with the equal distribution of equally valued coupons (vouchers) to all citizens of the country, to enable them to invest in a variety of enterprises, cooperatives and state-owned farm equities, based on individual choice. Every citizen of Mongolia born on or before the day on which this law took effect received a voucher worth MNT 10,000. Under this scheme, it was estimated that about MNT 20 billion of MNT 55 billion worth of fixed assets owned by the state as of 1991 would be privatized, with shares being held by 2.2 million citizens (Namjim, 2000). In 1991-1994, more than 4500 entities were privatized through this voucher system. The Securities Law of Mongolia was approved in September 1994 and the second stage of privatization began with the stock market in 1995, but its role in the economy continues to be weak. The annual volume stock trading was equal to only 3.7% of the country's GDP in 2002.

Furthermore, the State Property Committee was established in 1996, and a census of state property carried out in 1997. Based on this, the government adopted the Privatization Program for 1997-2000 and the Privatization Guidelines for 2001-2004; the former program focused on the sale of small and medium-sized enterprises and assets, while the latter focused on the privatization of Mongolia's largest or most valuable ones. The Guidelines serve as an official statement of the Government's privatization policies and define enterprise- and sector-specific objectives and priorities. Starting from 1997, state-owned enterprises and state shares in joint stock companies began to be privatized through public auctions, competitive tenders and management contracts, and they became available for purchase by foreigners as well.

However, the consequences of privatization often resulted in undesirable outcomes. Unsuitable methods of privatization and mismanagement of transitional reforms had a negative impact on domestic production capacity and conspired to bring about the failure of light industry, with the only exception being in the cashmere processing industry. Mongolian light industry had developed

significant capacity for processing raw materials of livestock origin and manufacturing finished goods that were capable of competing in international markets. For example, in 1988, a new leather garment and leather haberdashery plant - the 'Uyan' factory - was started up in cooperation with Yugoslavia, using investment of more than US\$11 million, 70% of which was loan financing. As all the machinery and equipment installed in this plant was purchased from Western manufacturers and used the best technology available at the time, Mongolia was able to export more than 90% of the factory's products to a diverse range of markets, including the most sensitive western markets. The factory employed more than 1,500 workers and continued operating successfully until the end of 1993. The factory managed to repay its initial loan within 3 years and planned to sell a significant amount of its products in U.S. markets, and talks about this were underway. However, following privatization and subsequent management changes, this plan failed to be realized; production then declined, ceasing completely by 1997. It is now under new ownership, with space in the plant being rented out to textile sewing companies.

Nevertheless, as a result of privatization and the emergence of new private assets, the private sector became the prevailing sector in the economy in 1995 and currently produces over 75% of GDP. As of 2001, the private sector share of the agriculture, hunting and forestry sector totaled 98.3%, while the shares in the mining and manufacturing sectors were 74.9% and 94.9% respectively. The private sector's share of financial mediation is increasing as well, accounting for 30.6% in 2001. Work is underway to commercialize the energy and communications sectors, and a legal framework for incorporating land into economic turnover has been constructed. In 2002, Parliament passed the Law on Allocation of Land to Mongolian Citizens. The total area of land to be allocated to citizens for private ownership is 1.2463 million ha, which constitutes 0.9% of the total area of Mongolia, which is 156.4 million ha. The process began on May 1st, 2003, with land being allocated to households and businesses. Privatization in the social and education sectors is also due to start; private sector shares in these fields were 6.5% and 8.2% in 2001. The

Table 2. **Mongolia: Private Sector Share by Industry 1999-2001, at current prices (%)**

Sectors	1999	2000	2001
Agriculture, hunting and forestry	96.4	98.0	98.3
Mining and quarrying	56.0	56.6	74.9
Manufacturing	75.0	78.7	94.9
Construction	89.1	89.2	89.5
Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles, motorcycles, personal and household goods	80.3	88.8	90.0
Hotels and restaurants	84.3	91.7	94.6
Transport, storage and communication	41.1	57.7	58.0
Financial intermediation	28.0	31.4	30.6
Real estate, renting & business activities	77.6	82.6	78.5
Education	12.9	11.0	8.2
Health and social work	5.5	6.3	6.5
Other community, social & personal service activities	41.1	45.9	48.4
Total private sector share of GDP	70.3	72.2	75.0

Source: NSO, 2003.

share accounted for by the private sector in each industry is shown in Table 2.

2.4. Financial Liberalization and Banking Sector Performance

In line with the restructuring and liberalization taking place in real sectors, the same process is underway in the financial sector, with the aim of transforming it into a sector that supports the country's economic development. Prior to 1991, the banking sector was the only dominant type of financial mediation in the economy, apart from a few insurance organizations. During this period, the exchange rate and interest rates were under state control, and priority sectors were subsidized through government-directed credit programs. However, in October 1990, in line with free market economic reforms, the Mongolian government dissolved the state bank. In 1991, Mongolia enacted a new banking law and accordingly, the banking system was reorganized into a two-tier structure with the Bank of Mongolia acting as the central bank implementing monetary policy, and 16 other banks providing commercial services. However, the banking and financial sectors are still weak and fragile, and not entirely capable of playing a proper role in supporting and promoting economic growth. The overall capital position of the banking system worsened as a result of the deterioration of the loan portfolios of commercial banks.

At the same time, exchange rate liberalization was considered to be an integral part of financial and trade liberalization, and this process took place progressively over the course of several devaluations and the establishment of foreign exchange markets. On May 28, 1993, Mongolia switched to a floating exchange rate system (see Box 1). Individuals and enterprises had been allowed freely to exchange the national currency into foreign currencies at the prevailing exchange rates since July 1, 1991. However, all foreign exchange centers were required to be licensed. On August 30, 1990, the first foreign currency auction was held for state enterprises and state and private cooperatives, under the brokerage of the State Bank. Although the amount of foreign currency

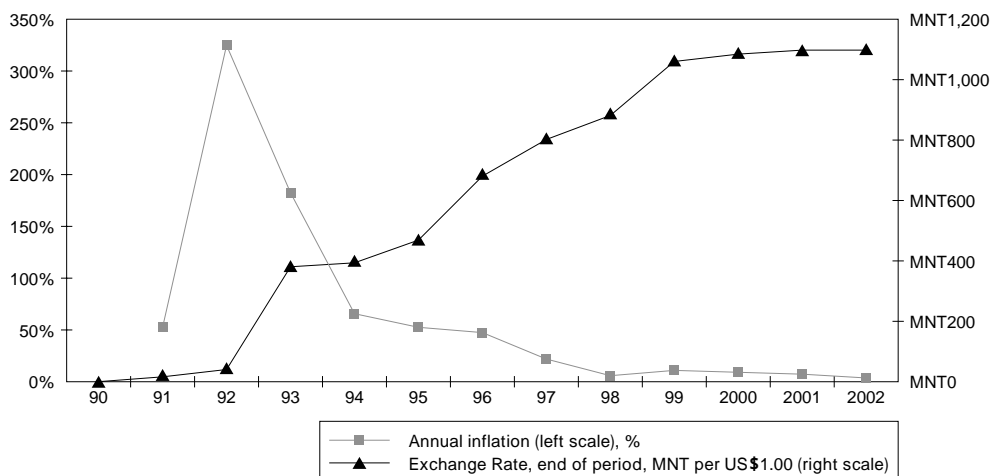
available was tiny, this was a landmark event in the move towards a market economy (Amarjargal, 2002).

Due to the high inflation spiral in the early 1990s, the annual interest rate on loans issued by commercial banks rose to 213.1% per annum, making it impossible to use such costly financing to conduct any industrial activity. Consequently, bank loans were used only for wholesale and retail trade in imported goods. Interest on loans gradually decreased to an average of 33.3% in 2002, but this is still a high rate for financing long-term investment and production activities.

Mongolia's banking sector suffered three crises: in 1994, 1996 and 1998. The cost of the 1994 restructuring exercise was estimated at over 2% of GDP. The cost of restructuring rose to 7.8% of GDP in 1996, measured solely by the issue of government reconstruction bonds and exceptional liquidity support of about MNT 5.0 billion provided by the Bank of Mongolia to three troubled state-owned banks (the Reconstruction Bank, the Agricultural Bank and Investment and the Technological Innovation Bank). In 1998, these three banks, which held 21.4% of Mongolia's total bank assets, once again became illiquid and insolvent. The direct costs of the 1996-1998 banking crises continued to impose a burden on the budget and the direct cost to the budget was estimated at over 0.6% of GDP in 2001 (World Bank, 2002).

From 1999, individuals and economic entities were allowed to engage in some banking activities and non-bank financial institutions emerged as a new form of financial intermediary. As of 2002, Mongolia had 16 banks and 66 non-bank financial institutions: only two of the banks were state-owned, while another four had state participation in their equity funds. Furthermore, one of the state-owned banks - the Agricultural Bank of Mongolia - which is a major provider of financial services in rural areas of Mongolia, had been privatized through an international competitive tender in 2003. The Japanese company HIS Securities, part of Hideo Sawada's group of companies, became the new owner of this bank. Owing to the monetary policy carried out over the past years, financial mediation in the economy by the banking sector is increasing as

Figure 2. Mongolia: Annual Inflation and Exchange Rate



Source: (i) Mongolian Statistical Yearbook, various issues; Bank of Mongolia, 2003.

public confidence in the banks rises.

3. Overall Policy Outcomes: Economic Struggle, Slow Recovery and Other Consequences

3.1. Economic Contraction and Stagnation

Mongolia's transition to a market economy has not been a straightforward one, and, like other countries in transition, it faced a hard economic struggle. The sudden loss of its traditional source of economic assistance and trading partners⁴, together with the introduction of a shock-therapy macroeconomic policy aimed at stabilizing the entire economy, caused major economic and social problems. The output of major economic activities, such as industrial and agricultural sectors, declined, external trade turnover fell, and the situation in the banking and financial sectors deteriorated. Massive declines in production capacity and the loss of traditional trading partners in the early 1990s have set the economy back almost 10 years. At the same time, this decade has seen the emergence of new social problems, such as unemployment, poverty and inequality.

Having been hit by a hard initial transitional shock, it took more than a decade for the Mongolian economy to find its way onto the path of economic recovery after its transition to a market economy. Following a difficult start to the transition, Mongolia has achieved some macroeconomic stability since the mid-1990s; however, recovery after the initial sharp declines in GDP in the early 1990s took 12 years, until 2002. Even so, the level in 2002 was only 2.0% above the 1989 level. Between 1990 and 1993, GDP contracted by about 20% as a result of a production decline almost in all sectors of economic activity, and unemployment reached 8.7% in 1994, the highest level recorded during the period 1989-2002. Since 1994, GDP has demonstrated continuous growth at a moderate rate of 3.0% per annum. However, due to large-scale livestock losses as a result of severe winters in 1999-

2001, the GDP growth rate declined to 1.1% (Figure 3).

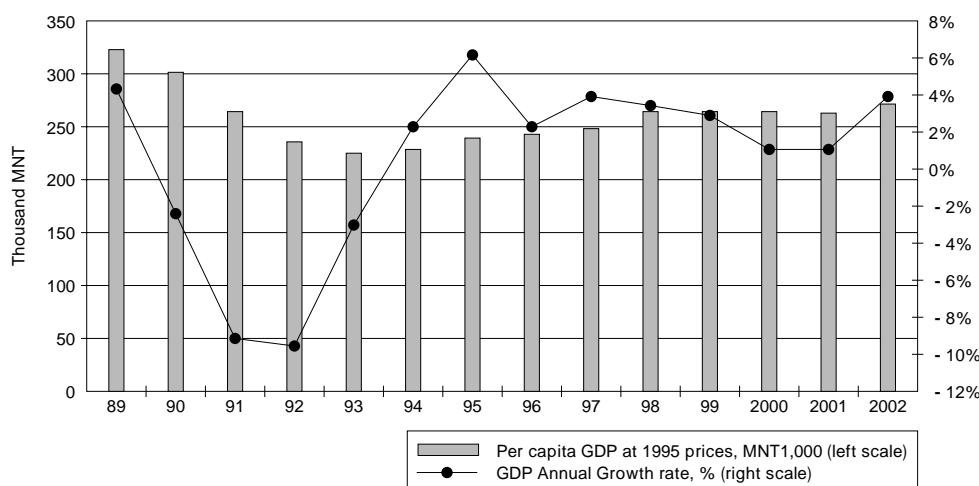
Per capita GDP, evaluated at constant 1995 prices, declined from MNT 322,000 in 1989 to MNT 225,600 in 1993, the lowest level during the period. The dynamics of per capita GDP during 1989-2002 suggest that although per capita GDP began to recover following 1994, by 2002 it still remained at 16.4% below of its level in 1989. Moderate increases in per capita GDP were mainly associated with declining rates of population growth rather than robust achievements in overall GDP growth.

Similarly to most other developing countries, the Mongolian economy is still based on the primary sector, with agricultural raw materials and raw and semi-processed materials from the mining industry dominating exports. Because all of these products are highly vulnerable to price fluctuations in world commodity markets, Mongolia's export earnings have been highly dependent on such factors. For instance, due to an increase in copper prices on the international market, Mongolian export earnings rose by 33% in 1995, thus enabling the economy to grow by 6.3% in 1995, the highest growth rate attained during the entire period 1989-2002.

3.2. External Debt

From 1991, Mongolia began to receive ODA (Official Development Assistance); average per capita ODA in the period 1991-2001 equated to US\$92.8 annually, while total ODA accounted for 19.6% of GDP in 2001. Loans accounted for 52.7% of the total ODA disbursed to Mongolia in 1991-2001, with the remaining amounts disbursed as grants. The share of grants in total annual ODA disbursements increased from 14.8% in 1991 to 57.3% in 2001. However, external debt was equivalent to 49% of Mongolia's GNP in 1998 (World Bank, 2000). This signals that a proper policy is required in order to achieve better, more effective utilization of external aid and loans, thereby preventing the economy from accumulating an excessive debt burden. ODA disbursements to the government of Mongolia during 1991-2001 are shown in

Figure 3. Mongolia: Per Capita GDP and GDP Growth Rate



Source: Mongolian Statistical Yearbook, various issues.

⁴ i.e. the former CMEA member countries.

Figure 4.

3.3. Unemployment

The contraction of the economy has resulted in an increase in unemployment, and, in the absence of income-generating asset-ownership, the unemployed have had to rely on limited public assistance and private transfers until sustained growth generates employment opportunities in the country. Prior to 1989, unemployment was not officially recorded in Mongolia, but after 1990, when the unemployment rate began to be officially recorded, unemployment ranged between 4.6% and 8.5%⁵. The unemployment rate has always been higher among women. However, due to the increased number of new entrants to the labor force in the 1990s, the rate of employment, which is defined as the share of employed persons among the working age population, remains lower. For example, the employment rate was equal to 71.0% in 1992, but declined to 60.5% in 2002 (NSO, 2001 and 2003).

During the 1990s, there were few opportunities for both laid-off workers and new entrants to the labor market to find suitable jobs in the shrinking domestic labor market, due to a massive decline in industrial activities, especially in the manufacturing sector. The Population and Housing Census of 2000 revealed that actual unemployment is much higher than the official rate, based on Employment Regulation Office records. According to the population census of 2000, the unemployment rate was estimated to be equal to 17.5% of the country's total labor force.

3.4. Increasing Poverty and Inequality

Before 1990, people's basic needs were met and a full range of social services was provided through the mechanism of central planning, therefore there was no officially registered poverty. According to the Participatory Living Standards Assessment (PLSA) made in 2000, the living standards of the population were generally similar until 1992. Between 1992-1995, newly poor and rich

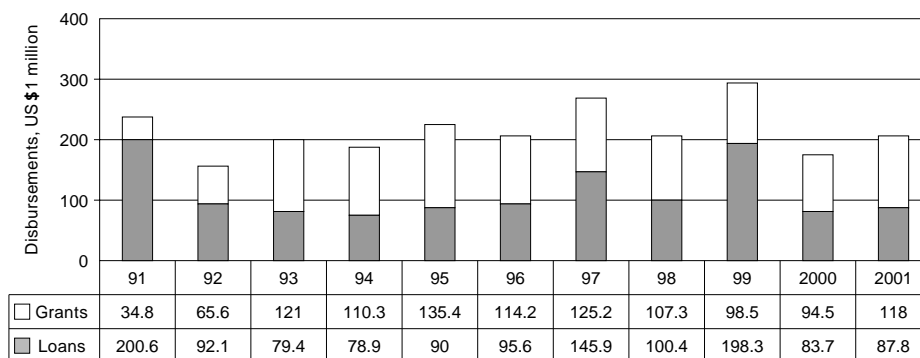
people emerged, and the gap between the poor and the rich increased between 1995-2000. While those with access to information and 'connections' to local officials were able to take advantage of new economic opportunities and become quite wealthy, many were less fortunate (NSO and WB, 2001). The number of poor and extremely poor households increased substantially during 1995-2000 at the expense of moderately well-off households, as more people fell into poverty than escaped from it. By the end of 1992, the government estimated that about 16% of the population lived below the poverty line, a figure that increased to 18% in 1993 and 26.5% by March 1994. According to the Living Standards Measurement Surveys (LSMS), poverty incidence increased further to 36.3% in 1995, and 35.6% in 1998. The results of these surveys revealed a strong correlation between unemployment and poverty. While 58% of the unemployed were poor in 1995, 60% were poor in 1998 (NSO, 1999).

Moreover, the PLSA reported that the polarization between the rich and the poor intensified between 1995 and 2000, and at the same time, the increase in the proportion of poor and very poor households became even more marked. By 2000, poor and very poor households were perceived to account for the majority of residents in almost all of the urban communities surveyed, whether large or small. According to Mongolian National Statistical Office estimates, the Gini index rose to 35 in 1998 from 31 in 1995.

4. Conclusion

From the foregoing discussion it can be clearly understood that the implementation of neo-liberal policies during Mongolia's transition towards a free-market economy has not been a straightforward process, and the economy initially experienced a sharp contraction. Despite the persistent stability of macroeconomic indicators, the economic recovery process is slow. Although the economy began to recover in 1993, it has failed to reach its pre-

Figure 4. ODA Disbursements to Mongolia 1991-2001



Source: (i) Economic Cooperation Management and Coordination Department, MOFE; (ii) Treasury Department, MOFE, 2002.

Notes: 1. Following the upgrading of the debt management system in 2001-2, historical debt figures have been revised significantly, compared with previous Mongolia Consultative Group Reports.
2. Loan disbursements for balance of payments support include IMF program disbursements to Mongol Bank, which totaled US\$92.6 million between 1990 and 2001.

⁵ The unemployment rate is the proportion of unemployed persons, registered with the Employment Regulation Office of Mongolia, among the economically active population.

reform level, despite the passage of more than a decade. Similarly to other transitional economies, the Mongolian economy has experienced almost all forms of neo-liberal policy syndrome and transitional difficulty, such as continued negative net exports, a decline in production, increasing external debt and budget deficits, along with the emergence of other social problems, such as unemployment, poverty and inequality.

Notwithstanding the considerable support and assistance provided by donor countries and such international organizations as the World Bank, IMF and ADB, in terms of both managerial and financial aspects, the transitional mismanagement of economic policy and polarity towards neo-liberalism turned out to be too costly for the Mongolian economy. In particular, a properly thought out program for economic transition and reform was lacking, and policy measures were often introduced without prior explanation or public debate, leading to low levels of public understanding and support. In addition, the new policymakers often failed to recognize the value and support of their predecessors, and neglected almost everything built and developed under the economic system that had prevailed in Mongolia for 70 years. However, such actions may be attributed to a lack of knowledge and inexperience on the part of policymakers, with regard to the functioning of market economic mechanisms. Accordingly, policymakers had few policy options, other than to follow the proposals of external advisors, who often lacked a thorough knowledge of the workings of the Mongolian economy.

Nevertheless, Mongolia could counter that it has achieved certain positive outcomes in a decade of transition towards the diversification of its economic foundations, integration into the global economy, and, most importantly, public perceptions of the free market economy. However, if it continues without a proper strategy for economic development, this may lead to a further deepening of social and economic problems and social unease.

Therefore, any development strategy must be aimed at facilitating the transformation of the Mongolian economy from its current 'deadlocked' position towards a more advanced sustainable path, while identifying the barriers to, as well as potential catalysts for such change. It is globally acknowledged that disadvantaged parts of society are particularly severely affected by discontinuities and shocks in the economic system. Hence, sustainable development cannot be attained in the presence of large-scale poverty. Agenda 21, Poverty Reduction Growth Facility (PRGF) and other initiatives across the globe are attempting to deal with these problems; however, it is essential that these programs and policies be grounded in the reality of grassroots-level conditions, an element that has been lacking in the past.

Based on the foregoing discussion, some recommendations can be made for drafting policy options and an action plan for the development of the Mongolian economy in coming decades. These are as follows: (i) in terms of institutional capacity, the role and status of an independent think-tank that researches policies and

economic development with state funding should be enhanced; (ii) with regard to investment policy, rigorous rules should be set, including a requirement that any new investment, whether public or private, domestic or foreign, be based only on the best-available practices and advanced technologies; in addition, government support is needed for investment in pollution prevention and waste removal technologies and their introduction to existing industries (e.g. the agricultural sector should be developed based on ecologically clean practices, rather than favoring the intensive use of chemicals and non-organic fertilizers); finally, marketing tools and the extensive use of Information and Communications Technology are needed in all sectors of domestic industry; (iii) financial mediation in the economy should be improved and long-term credit and development banks established immediately; moreover, experts specializing in capital markets, fund-raising, and asset-based financial engineering and project financing should be educated and re-trained in advanced countries; (iv) a sectoral development strategy and action plan should be based on the elimination of regional disparities and income inequality.

References

- Amarjargal, R. (2002). Mongolia: The Early Stage of Transition. A background paper presented at the JIIA International Forum, November 26, 2002.
- Bank of Mongolia (2003). *Annual Report 2002* (in Mongolian), Ulaanbaatar: Admon.
- GOM (2002). *Poverty Reduction Strategy Paper*. First draft. Ulaanbaatar: Government of Mongolia.
- Namjim, T. (2000). *Economy of Mongolia in Three Historical Periods*, (in Mongolian), Ulaanbaatar: Interpress.
- NSO (National Statistical Office) (1999). *Living Standards Measurement Survey 1998*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO (2001). *Mongolian Statistical Yearbook 2000*. National Statistical Office of Mongolia, Ulaanbaatar: Admon.
- NSO (2001a). *Population and Housing Census 2000. Economic Activity: Analysis Based on the 2000 Census*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO (2001b). *Population and Housing Census 2000. The Main Results*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO (2002). *Mongolian Statistical Yearbook 2001*. National Statistical Office of Mongolia, Ulaanbaatar: Admon.
- NSO (2003). *Mongolian Statistical Yearbook 2002*. National Statistical Office of Mongolia, Ulaanbaatar: Kopir Tex.
- NSO and WB (2001). *Mongolia: Participatory Living Standards Assessment 2000*. Ulaanbaatar: Admon.
- World Bank. (2000). *World Development Report 2000/2001: Attacking Poverty*. Oxford: Oxford University Press.
- World Bank (2002). *Mongolia: Public Expenditure and Financial Management Review*. Poverty Reduction and Economic Management Sector Unit, East Asia and Pacific Region. Report No.24439-MOG.

会議・視察報告

地域経済協力の推進力となるサハリンプロジェクト

ERINA調査研究部研究主任 新井洋史

2003年7月14～17日、サハリン州ユジノサハリンスク市にて「ロシア・アメリカ太平洋岸パートナーシップ(RAPP)」の第8回年次総会が開催された。この会議は、前回まで「アメリカ西海岸 - ロシア極東経済協力会議(AHWG)」として、アメリカ西海岸とロシア極東の各地を巡回して開催されてきたものであり、今回はサハリン州がホストとなった。

ロシア、アメリカからはもちろんのこと、日本、トルコ、デンマーク、イギリスなどからの参加もあり、参加者総数は約250人に達した。参加者名簿上はロシア側参加者が半数強で残りが外国人ということになっているが、外国人のうち実際に国外から参加したのは40人程度であり、残りの約80人程度は米国企業や多国籍企業、団体などのロシア国内現地事務所や現地法人などからの参加であった。日本からの参加者も、筆者と同行した新潟県港湾空港局職員、在京の法律事務所関係者のほかは、現地参加(総領事館及び北海道ビジネスセンター)であった。



会議の様相

会議構成は、過去の会議と同様、個別の分野別セミナーや分科会の議論を中心としたものであった。最大の分科会は「天然資源分科会」であり、これをさらに細分化してエネルギー、森林、鉱物、水産、農業の各小グループごとの議論が行われた。そのほかには「輸送・観光・技術通信分科会」、「金融・法制度インフラグループ」、「ビジネス・コミュニティ発展分科会」もあった。同時並行のプログラムが多く、すべての状況を把握できたわけではないが、総じて言えることは、開催地サハリン州の最大の関心事である

「サハリン大陸棚石油ガス開発プロジェクト(以下、サハリンプロジェクト)」の存在感が大きい会議であった。会議の時間配分としてサハリンプロジェクト関連にかなりの時間が割かれていたこともさることながら、プロジェクトの実施主体(オペレーター)が、会議やレセプションの公式スポンサーとなって会議そのものを支えていた。また、サハリンプロジェクトの本格化に伴って今後増加が予想される人やモノの移動にどのように対応すべきかといったテーマが輸送グループで討議されるなど、エネルギーグループの会議以外でもサハリンプロジェクトに関連した議論がなされた。会議の場を離れても、サハリン滞在中のさまざまな場面で、これらのプロジェクトがサハリン州の経済に大きなインパクトを与えつつあることを見聞きした。少なくともサハリン州に関して言えば、サハリンプロジェクトが地域経済協力の大きな推進力になろうとしている。

もう一点、会議の特徴として指摘したいのは「現実のビジネスにできるだけ近いところの議論をしよう」という姿勢である。このことは、石油ガス開発に関わる巨大プロジェクトを議題の中心に据えながら、「エネルギー貿易」や「エネルギー協力」といった国家戦略的な大きな話はほとんど無く、実際に動き始めた「サハリン1」や「サハリン2」に関する進行状況についての情報提供やこれらのプロジェクト関連の業務受注といった目先のビジネスに関連した説明や質疑などといった実務的な内容が多かった点に如実に表れている。サハリンの石油・ガスの輸出先がアメリカなのか、日本なのか、それ以外の国なのかといったことは、モスクワやワシントン、ヒューストンの「その道の人」には関心があるかもしれないが、ロシア極東やアメリカ西海岸のビジネスマンにとっては、知ったことではない。とにかく、プロジェクトが着実に前にさえ進んでいければよいのである。こうした割り切りは潔く、好感を覚えるほどであった。同時に、米口とも首都の中央省庁からの参加者の存在感は小さかった。地方の問題の理解と解決に向けた熱意という点で、地方と中央の落差があるようにも感じた。

以下に、「エネルギー」、「輸送」、「金融」の各テーマについて、セミナーや分科会等での議論やそれ以外のコーヒープレークなどの場面での参加者との会話などから得られた情報を整理して紹介する。なお、会議の成果はいずれ総括文書として、公表される予定である。その内容については、会議最終日の全体会議において各分科会担当者から口頭発



会場となったサヒンセンター

言がなされたので、聞き取ることができた部分を記した。一部不正確な部分や会議後に修正を行っている部分もあると思われるので、正確な内容についてはいずれ公表される文書にあたってもらいたい。

【エネルギー】

天然資源分科会では、エネルギー小グループに参加した。ここで議論された内容のうち、今回の会議の成果として、全体の総括文書に盛り込むこととされた点は次の5点であった。

入札情報の早目の公開を発注者側（サハリンプロジェクトのオペレーター）に求めていくこと。

サハリンプロジェクト関係の元請・下請けのための人材養成が重要である。この観点から、（アラスカ州の協力でサハリン州内に設立済みの）Sakhalin-Alaska Collegeの活動を強化すること。

生産物分与協定（PSA）に規定されている付加価値税還付が完了していない状況に鑑み、早期に還付をするためのメカニズムを検討するようロシア連邦政府に求めること。

ウラジオストク市から提案があった「都市エネルギーシステム」（集中型熱供給の効率改善や電力によるエネルギー供給、新エネルギーの活用などの諸施策の複合展開）について協力の可能性を検討すること

エネルギー小グループの分科会名称を次回から「サハリンプロジェクトグループ」とすること

これらのうち会議の中では、の入札に関する発言が多くなされた。現状では、サハリン州行政がサハリンプロジェクト関連業務の受注を希望するロシア企業のデータベースを作成している。このデータベースへの登録はオープンであり、掲載を希望するロシア企業はサハリン州行政にコンタクトをとって欲しいということであった。サハリン州

行政は、このデータベース情報をオペレーターや元請企業などに提供している。サハリンプロジェクトの生産物分与協定では、プロジェクト総額の70%をロシア企業に発注しなければならないというロシアンコンテンツ条項があるため、オペレーターや元請企業側としても潜在的受注者がどこにいるのかという情報には関心がある。特定の業務を実施する際に、これらの企業との間で共同企業体や合併企業を形成することも考えられる。

また、実際にプロジェクト関連の業務の一部を受注したり、入札に参加している企業からは、実務に関する具体的な問題も指摘された。一つは、原則的に国際基準に準拠している諸設備の設計基準に関する問題である。ロシア企業がサハリンプロジェクト関連業務の受注を目指す場合には、国際基準に基づいて設計・積算を行って応札しなければならない。入札が公示されてから該当する分野の国際基準を露訳、それに基づき設計等を行い、さらに入札文書を英訳して提出するので時間がかかる。国際的な業務展開をしていない一般的なロシア企業（大半のロシア企業）にとってはハードルが高い。こうした事情から、上記のような「早期の入札公示」要請が出された。

この問題に関しては、文書化はされなかったが他にも提案があった。ある発言者は、サハリン州行政などが関連する国際基準に関する文書を露訳して、希望するロシア企業に配布することを提案した。別の参加者は、必ずしも国際基準に基づいた設計でなくても、ロシア基準でも通用する例もあるはずなので、発注者側は柔軟に対応してほしいとの要望を述べた。後者については、現実には、国際基準に基づいた業務実施が米国輸銀や日本国際協力銀行など資金提供者の融資条件となっているため、オペレーター自身が柔軟に対応できる範囲は限られているとの指摘があった。ただし、部分的には国際規格と同等の性能が得られる独自の技術や設計を取り入れることができるようだ。もちろん、こうした「設計提案」の場合は、発注者側が性能評価を行う必要があるため、その分発注者側にも負担が生じる。コストや工期の面で発注者側にメリットが無ければ、採用される可能性は低いと思われる。その意味で実効性は不明だが、会議の場ではエクソンの関係者が前広に設計提案を受け付ける姿勢を示していた。

入札に関連しての守秘義務に関する問題提起もなされた。最終入札に参加できることとなった企業には、詳細な設計仕様書などが示されて、それに基づいた設計・積算が求められる。この仕様書は原則として対外秘となっているのが常である。しかし、現実には、設計対象のうちの一部設計等を専門業者に発注する必要があるケースもある。



全面改装のため休業中のホテル

そのためには、その都度オペレーターの許可を得なければならぬため、ここでも時間がかかる。

以上のような具体的な議論を聞くにつけ、サハリンプロジェクトが本当に実施段階に移行したことを実感した。それに伴い、市内でも様々な動きがあるようだ。サハリンプロジェクト関連の業務を受注した新日鉄や東洋エンジニアリングなどの日本企業がまもなくかなりの数の日本人スタッフをサハリンに送り込むので、現在100人弱のサハリン在住の日本人の人数は倍増することになりそうだと話を聞いた。また、市内で建設中のあるホテルはサハリンプロジェクト関係で2年先まで予約済みとのことだった。市内のホテルは圧倒的に不足しているようで、今回の会議参加者の宿舍手配を行ったサハリン州の事務局担当者もかなり苦労したらしい。我々も当初希望したホテルには泊まることができなかった。ロシア極東各地からの参加者はいくつかの小規模ホテルに分宿していた。

さらに、今回の出張の帰路立ち寄った稚内市では、サハリンプロジェクト関連の物流基地になることを目指して、荷役設備などのハードの整備を進めると共に経済特区の指定も受けるなどソフト面も整備して、プロジェクト関係者への売込みを図っている。既に、一部業務の支援基地としての実績もあり、プロジェクトの本格化に大きく期待しているようであった。

【輸送】

「輸送・観光・技術通信分科会」は、輸送、観光、技術通信の3つの小グループに分かれて議論が行われた。このうち輸送グループの議論の一部に参加することができた。主に海上輸送、航空輸送の問題がテーマとなった。そのうち海運に関連して、総括文書に盛り込むこととされた点は以下の通りであった。

ワシントン州シアトル港の経験を参考にして、サハリ

ン州において物流関連機関・業者が参加する「Council of Freight Mobility (仮称)」を設立する。

「東西回廊プロジェクト」に関し、以下の取り組みを実施すること。

- ・港湾事業者、海運会社、フォワーダー等関係者によるワーキンググループを設置して、半年に1回の会議を開催する。
- ・ワシントン州立大学、極東海運研究所の編集による小冊子(パンフレット)を作成するため、しかるべき助成金を確保すること。
- ・中国東北部～沿海地方港湾～米国西海岸の間の双方向の輸送の取り扱いを増やすため、ロシア領内のトランジット輸送がより高速で安価なものとなるようロシア・中国の2カ国間でトランジット輸送に関する協定を早期に締結すること。
- ・次回の会議に、中国側の参加も呼びかけること。

ポストーチヌイ港における試行を経過した「Clear-PAC」システムを、サハリンプロジェクト向けの貨物輸送にも適用すること。



コルサコフ港での木材積込

このうち に関しては、提案の背景として、海運会社、通関業者、陸上輸送業者などの連携不足が円滑な輸送を妨げているという現状があるようである。サハリンプロジェクトの本格化に伴い、物流の円滑化はより切実な問題となると思われる。も同様の問題意識からの提案である。「Clear-PAC」システムは、輸入貨物の通関を迅速化するための仕組みで、アメリカでの貨物の船積み後、本船がロシア港湾に到着する前に必要なデータをロシア税関に送信し、ロシア側で必要な準備手続きを済ませておくというシステムである。沿海地方のポストーチヌイ港では何年かの試行を経て既に本格運用に移行しており、関係者の評価も高まってきているようで、これをサハリンにも適用すべきだという議論になった。

アメリカ西岸と中国東北部をロシアの沿海地方の港湾経由で結ぶ輸送ルートを開設しようという「東西回廊」については、この会議の枠内で何年か検討が続けられてきた。今回の会議でもテーマの一つであったが、残念ながらあまり大きな進展は無かった。一部を除き参加者の顔ぶれが変わっていることも一つの要因である。古参の参加者の一人は、「今日議論している問題は、過去にも取り上げられたものばかりだ。これまでの議論をきちんと整理して、行動に移るべきだ」との不満をぶちまけた。コーヒーブレークの間に筆者がアメリカ側議長と話した際、「最近面白い資料を見つけたので、関心があったら読んでみたら？」と言って紹介してくれたのが、ERINAなどがまとめた「北東アジア輸送回廊ビジョン」だったというエピソードもあった。

フリーディスカッションの際の発言には、いくつかの断片的な話を聞くことができた。

- ・中国黒龍江省のハルビン市とポストーチヌイ港あるいはウラジオストク港との間では、少量ながら既にコンテナが動いている。
- ・大手海運会社Maerskがロシア極東でコンテナターミナルを借り上げたいとの意向を持っているが、各港湾側には貸し出す意図がないため実現していない。
- ・現在、ロシア極東北米西海岸向けの貨物は、ロシア側荷主の意向に関係なくフォワードの判断で北米直航ではなく日本（横浜、神戸）経由のルートとなることが多い。

ただし、これらの点については、突っ込んだ議論にはならず、詳細や真偽を確認することはできなかった。

また、航空輸送に関する議論では、アラスカ～サハリン、北米西海岸～アラスカ～ハバロフスクの定期航空路の早期開設が焦点となった。サハリン線に関しては、サハリン州関係者の話によれば、サハリンの地元航空会社「サハリン航空」が機材を持っていないことが問題だとのことであった。旧式のツボレフでは騒音基準がクリアできず、アメリカ線に就航させることができないため、ボーイング社製の機材導入を考えているが、導入コストの問題がある。ロシアへの機材の輸入関税が免除されれば、「サハリン航空」が路線開設する道が開けるとのことであり、関税免除をロシア連邦政府に要請することとなった。

【金融】

このテーマに関しては分科会に参加することはできなかったが、関連のセミナーを聴講するなどして、関係機関等の取り組み状況に関する情報を得た。

まず、アメリカの輸出入銀行（US EXIM Bank）は、

保証や保険のほか、短期（～180日）、中期（1～5年）、長期（概ね7年～）の融資を行っている。短期融資の対象になるのは、消費財や部品など資金回収が早いもの。現在の対ロシア向け融資残高の総額は約10億ドルであり、今年約3億ドルの融資を行う見込み。残高のうち1/4は政府向け、石油・ガスが半分弱である。今後、力を入れていきたいのは、バンクローン、地方政府向け、リースである。バンクローンは現時点では残高の10%程度でしかないが、この比率を高めたい。極東向けバンクローンの取り扱いはまだなく、外国貿易銀行ハバロフスク支店や極東銀行（ウラジオストク市）などに関する情報収集をしている段階である。また、地方政府向け融資はB-またはB3以上の格付けを持つことを条件としているが、現時点で貸付可能なのはモスクワとサンクトペテルブルクのみだという。ちなみに、しばらく前に日本の国際協力銀行の関係者の話を聞いた際にも、モスクワ、サンクトペテルブルク以外の地方行政への融資は考えられないという評価であった。

ロシア外国貿易銀行（VTB）は旧ソ連時代の国営銀行の流れを汲む大規模銀行であるが、セミナーで発表を行ったハバロフスク支店長によれば、極東においては中小企業（木材、サービス業等）にも融資している。同支店では、地域の貿易の約半分を取り扱っている。一般にロシア貿易では前金決済が多いと言われているが、L/C方式、L/G方式も増えているとのことであった。ただし、この言葉は同行の顧客のことを指しているにすぎず、極東全体でL/C決済が一般化したとは言えないと思われる。

EBRDロシア小企業基金は1994年の開設で、現在4.5億ドルの融資残高がある。ロシア企業への直接の融資は行わず、ロシアの商業銀行を通じて融資している。極東銀行（ウラジオストク市）もそのひとつ。中心となるのは、1万ドルまでの「マイクロローン」（最長3年）と1万ドルから200万ドルまでの「スモールローン」（最長3年）である。ただし、実際に企業貸付の窓口となるロシアの商業銀行が融資期間をできるだけ短くしようとしているため、マイクロローンの平均貸付期間は8ヶ月、スモールローンは18ヶ月でしかない。このほかに、5,000ドルまでの極小ローンもある。融資先企業は、当初はほとんど商業企業のみだったが、最近では製造業など生産部門の企業向融資残高が20%に達している。30日以上延滞債権は全体の1%未満という好成績である。これは、窓口銀行の融資姿勢が非常に慎重なためである。

SALCO（サハリンリース会社）は独立系のリース会社であり、幅広い資金源にアプローチすることができる立場であるが、実際に資金を出してくれるところが少なく苦労

しているとのことであった。サハリンのほかハバロフスクでも営業していて、借り手側企業の経営改善支援も手がけている。アメリカ輸出入銀行などが出資しているデルタリース極東支店でも、SALCO同様、資金調達の困難を感じているが、米国からの資金がある分だけまだ恵まれているとのことであった。いずれの発言からも、資金が潤沢にあればビジネスチャンスには事欠かないといったニュアンスが感じられた。日本人のロシアビジネス関係者の中にも、サハリンでの建設機械リース事業の好調さを指摘する向きもあるので、これらと符合する。

最後に、市内の様子なども含めて、サハリンの現状や将来性に関して雑感を記したい。帰国前日の空き時間に、最近できたばかりというMegapolisというショッピングセンターを訪問した。地上3階、地下1階（地下は韓国料理レストラン）で、市内で初めてエスカレーターを設置しているとのことだ。1階の約半分は食品スーパー、2階以上はファッション店などが中心で、価格は日本の量販店より高く、専門店・百貨店レベルのものもあった。このほかにSlavyanski Bazarというショッピングセンターもあり、ほぼ似たような品揃えや価格帯であった。ウラジオストクやハバロフスクにも、ここ1年程度の間でエスカレーター設置のショッピングセンターが相次いで開店しており、極東諸都市での消費水準の向上を示している。これら高級店のターゲットは、まず第一にサハリンプロジェクト関連の外国人スタッフである。しかし、これらの企業の現地職員の採用が増え、その給与水準も上がってきているという点も見逃せない。オペレーター各社の現地オフィススタッフの月給は2,000ドル程度ではないかといううわさも耳にした。先にも述べたように、日本企業が現地オフィスを設置するという計画もあり、当然のことながらサハリンプロジェクト業務を受注した他の外国企業も現地オフィスを構えるで



サハリンエナジー社のオフィス

あろうから、賃金水準が急上昇することも予測される。

サハリンプロジェクトでは、「ロイヤリティ」や「ボーナス」といった名目で地元にお金が落ちる仕組みになっている。これらの資金を活用したインフラ整備などが行われている。今回、州都ユジノサハリンスクから南部の港湾都市コルサコフまで約40kmを走行したが、拡幅・改修が進んでおり、かなりの区間が片側2車線となっていて、路面の舗装状態も良く、快適な道路であった。まさに現在工事中という区間も何箇所もあった。ただし、都市内の街路や歩道の維持・修繕はあまり進んでいるようには見受けられなかった。古ぼけた建物との対比で、サハリンプロジェクトのオペレーター事務所の真新しさが際立っていた。ライフラインの老朽化も進んでいるようで、市民の間では、「ロイヤリティ」や「ボーナス」はどこに消えているのかといった疑問が渦巻いているとの話も聞いた。ただし、全体としてみれば、人口50万人強の州に数億ドル規模の資金が「プレゼント」されることのインパクトは大きいはずである。

サハリン州の基幹産業の一つである水産業は、ここ数年（少なくとも統計上は）不調である。これに対し、サハリンプロジェクト関連ではさまざまな波及効果（先述のホテル新設はその一例）も顕在化しつつあることから、サハリン経済は石油・ガス開発プロジェクトがリードする形で、目に見えて好転するだろうとの確信を持った。

中口国境周遊紀

ウラジオストク～グロデコボ～緩芬河～牡丹江～延吉～図們～琿春

ERINA調査研究部研究員 李勤

2003年8月3日(日)から8月7日(木)まで、日本海横断国際フェリーの可能性調査の一環として、中口国境の交通状況、観光資源調査を目的にウラジオストク～グロデコボ～緩芬河～牡丹江～延吉～図們～琿春を訪問した。ここでは国境地帯の最新状況を中心に報告する。

ウラジオストクへ

8月3日の新潟は30℃を越え、この夏初めての猛暑となった。15時20分に飛行機に乗り込んだものの、TU154機は離陸するまでエアコンは効かず、ほぼ満員の機内はサウナ状態であった。幸い座席のポケットに団扇が備えられていたので助かった。乗客はロシア人中心で、ビジネスマン風の日本人旅客もいたが、観光客風の日本人は見当たらなかった。飛行機は1時間余の飛行時間を経て、ロシア時間19時10分に定刻通りウラジオストク国際空港に到着した。

通関手続きは1人当たり5分ほどで、荷物もX線検査のみであった。日本の旅行社のWさんから必ず印をもらうようにと言われていた「所持金申告表」は、税関職員に見せたところ「OK」とだけ言われ、印をもらえずに出ることとなった。しかし、同行したMさんの書類には印が押されていたため、現地ガイドのSさんに税関職員に聞きに言ってもらった。5分後、Sさんは印の押した書類を持って現れたものの、「今年から3,000ドル以下の持ち込みは自由になったそうなので不要になった」と教えてくれた。国際空港では問題ないとしてもこの先中国に向けて出国するグロデコボのような国境の陸路税関では本当に大丈夫なのかと半信半疑のまま書類を大事に仕舞い込んだ。



地図1 調査行程図（日本通運株式会社新潟旅行支店より提供）

ウスリースク中古車市場

翌4日(月)は9時30分にウスリースクに向けて出発した。ウラジオストクからウスリースクまでは約113kmの距離である。12時頃、最初の目的地であるウスリースク郊外の中古車市場に到着した。あいにく市場は定休日であったが、警備員の男性に話を聞くことができた。警備員の話によると、この市場は週2回開かれ、1回当りの出展台数は2,000台に上る。今年の7月15日までは中古乗用車（車齢3～7年）の売行きが上々であったが、15日以降中古乗用車の購入税率が引き上げられたため、乗用車の販売台数が激減している。しかし、代わりに冷凍車、クレーン車などの専用車の需要が増えているとのことであった。

表1 中古乗用車の新税率

車種	税率(1cc当り)
1,000cc以下	0.85ユーロ
1,000～1,500cc	1.00ユーロ
1,500～1,800cc	1.50ユーロ
1,800～2,300cc	1.75ユーロ
2,300～3,000cc	2.00ユーロ
3,000cc以上	2.25ユーロ

出所：ロシアニュースサイト「lenta.ru」より。
注：1ユーロは126.7円（2003年8月28日現在）

グロデコボ中国商品市場

12時30分にウスリースクを出発し、120km先の中国国境グロデコボバスターミナルに向かった。道路は十分に整備され、豊かな大自然の中を走ること2時間、14時30分にグ



写真1 ウスリースク中古車市場（株式会社博達堂岩橋清文氏提供）

ロデコボバスターミナルに到着した。駅はロシア人と中国人観光客で賑わっていた。まず、現地ガイドのSさんの案内で、中華料理のお店で昼食を取ることにした。メニューにはロシア語と中国語が並記されていた。見渡すと私たちの日中混合チーム以外の客は中国人ばかりであった。店主の女性はハルビン出身で、料理の味も確かに懐かしい中国東北の料理であったが、少しロシア風にアレンジした餃子なども印象的であった。昼食を済ませ、駅の右側にある「中国商品市場」の取材に出かけた。市場は40～50軒の店が建ち並び、衣類、靴、日用品が揃っている。経営しているのはほぼ全員中国人であった。店主の中には南方訛りの人もいた。出身は中国東北部に限らないようだ。30代前半の靴屋さんの男性主人に話かけてみると、「商売は繁盛しているよ。今の時間帯はお客が少ないけど、午前中は多い。商品の仕入れは専門の担ぎ屋さんに頼んでいる」と誇らしげに言った。



写真2 グロデコボ中国商品市場（株式会社博達堂岩橋清文氏提供）

グロデコボからのロシア出国

市場取材を終了し、切符売り場に戻るとガイドのSさんから、私たちが乗る予定の16時20分グロデコボ駅発のバスは最終バスで、時に来ない場合もあると言われ、不安が募った。それでは、今停まっている数台の定期バスの切符を買ってはどうかとSさんに尋ねると、これらの便の切符は売り

切れだと言う。16時20分のバスの到着を祈るしかない、切符売り場の窓口に張りつき、はらはらときどきしているうちに、16時20分発のバスがやってきた。置いていかれないように大急ぎ切符を買い、バスに乗り込んだ。しかし、私たち以外の乗客は慣れているのか、それほど緊迫感を見せなかった。

バスは満員だった。乗客の割合は私たち調査団の日本人4人を除いて、ロシア人と中国人が半々であった。15分ほど走るとバスが停車した。先に列を作っているバスは私たちより先に駅を出発したバスのようであったが、ここは出国ターミナルの待合場の役割を果たす野外地だった。乗客の多くはバスから降り、トランプで遊び始めた。このバスは最終便だと思っていたので、23時（中国時間20時）に出国窓口が閉まるので、その前に通してくれるのだと思っていた。しかし、私たちが乗ったバスがこの待合場に到着した後、ほぼ15分間隔で定期バスが続々とグロデコボ駅からやってきた。そう、私たちが乗っていたバスは最終ではなかったのだ。

待合場の中央にある建物は、観光税の徴収場であった。1人当たり450ルーブル（約2,000円）が徴収された。観光税事務室の隣に、大きな「今後の国境建設計画図」の看板が立てられていたのが目立っていた。また、待合場の敷地の中にはレストランや雑貨屋もあった。以前は秘密が多く、緊張感が走っていた国境が明るい雰囲気に変化していることを実感した瞬間であった。

延々4時間待機し、やっと私たちのバスが出国ターミナルへ向かう順番がやってきた。夕日を浴びながら出国ターミナルに向かった。途中2回ほど国境警備隊員が乗り込み、パスポート審査を行った。ロシア時間の21時、待ちに待った出国審査が開始された。荷物はX線検査を受けるのみで、開けられることはなかった。心配していた「所持金申告表」も必要はなかった。国境通過手続きが簡素化したことが身を持って体験できた。バスの乗客全員の検査が終わったのは21時30分が過ぎたころだった。

バスは中国国境に向かって走る。途中中国国境警備隊が乗り込んで1回のパスポートのチェックがあった。中国時間18時50分には中国綏芬河口岸に到着し、1人当たり3～4分足らずで通関できた。綏芬河市幹部のZさんは朝10時から待っていてくれた。Zさんの話によると、最近観光客が急増している、夜中の2～3時にロシアを通関して来る人もいるという。それに対しても通関の受付が柔軟に対応しているのだ。



写真3 グロデコボ出国ターミナル待合場
（株式会社博進堂岩橋清文氏提供）

活気に溢れる綏芬河

綏芬河市内に入り、まず感じたのはあちこちで建設工事が行われていることであった。3年前にはそれほど高層ビルがなかったこの町は見違えるほどに高層マンションが林立し、ロシア人向けの市場「青雲市場」も拡張建設を行っていた。中国沿海部からの投資が増え、不動産価格が2倍に高騰したと紹介された。日暮れの時刻にもかかわらず町は人の往来が激しく、あちこちが賑わっているのがとても印象的であった。19時40分には綏芬河を後にし、今日の宿泊先である200km先の牡丹江に向かった。

牡丹江周辺観光資源の数々

翌5日(火)は朝8時30分に出発し、牡丹江市内から100km離れている牡丹江上流にある渤海国遺跡、鏡泊湖に向かった。道路はコンクリートの片側1車線の国道で、路面の状況は良好であった。

10時30分頃渤海国遺跡に到着した。渤海国は7世紀に靺鞨族が建国した国であり、日本との交流が盛んであった。都城は唐の長安を手本に造られ、外城、内城、宮城の3部分で構成されており、外城の一部は現在も残っている。

遺跡の0.5km先に1662年に清朝が建てた興龍寺がある。高さ6mの渤海国時代の石燈籠や仏教の石刻など重要な文化財が多く保存されている。

続いて、鏡泊湖へ移動した。鏡泊湖は1万年前の火山噴火で生まれた湖で、面積は95km²に及び、中国の最大の火山湖である。この周辺には4つ星の高級ホテルや別荘が建ち並び、川魚料理が楽しめる。

現在これらの遺跡や自然景観はまだ多くの外国観光客に注目されていない。これが今後北東アジア観光開発の上で、重要な観光資源となることは間違いない。

14時、鏡泊湖を出発し、当日の宿泊先の延吉に向かった。寧安から未舗装の村道を30分ほど走り、ようやく舗装され



写真4 渤海国遺跡 - 外城



写真5 興龍寺 - 渤海国時代の石灯籠



写真6 鏡泊湖

ている国道に出た。その後更に山道を走ること5時間半、目的地延吉に到着した。

図們江中朝国境大橋

翌6日(水)は大雨の中、図們国境大橋に向けて延吉を出発した。約1時間半車を走らせて中朝国境大橋に到着した。ここは国境観光名所となっていて、1人当り30元(約450円)入場料を払えば、誰でも国境の高い門の屋上に上ることができ、写真撮影もまったく規制はなかった。この自由撮影の実現は北朝鮮側が態度を緩和した現れでもあると感じた。

国境門の中の土産屋を覗いたら、昨年9月に小泉総理が訪朝した際の写真が北朝鮮の切手になって売られていた。

図們国境大橋から次の目的地琿春に向かう途中、朝鮮族の民家を訪問した。突然の訪問にもかかわらず快く家に上げてもらった。純朴な人々の暖かさに触れた瞬間だった。

写真7 図們国境大橋からみた対岸の北朝鮮
(株式会社博進堂岩橋清文氏提供)

琿春中口自由貿易区

琿春边境開発区の責任者の出迎えを受け、中口自由貿易区内の市場に案内された。市場と言っても露天ではなく、建物の中にある。日用品や衣類などが並び、ロシア人商人が買付けに来ていた。

その後、出国荷物倉庫に案内された。市場で商品を購入した後、出国荷物倉庫で検査を受けるという。倉庫では出国を待つ人の休憩場ともなっているようだ。中には子供たちの姿もあった。同管理者の話によると、中口国境荷物持ち込みの免税制限は年齢に関係なく、ロシア側規定では1人当り50kg以下、中国側規定では1人当り3,000元(約4.5万円)以下となっている。制限内で一度により多くの品物を運ぶことができるように、子供たちが夏休み期間中に親に連れられてきているとのことだった。同貿易区は1日平均500人が来場し、15万元(約225万円)の取引が行われている。



写真8 琿春中口自由貿易区出国荷物倉庫

まとめ

長い陸路調査を無事に終え、振り返ってみて感じたことは、まずこの地域の道路状況は良好であることだ。次に、

中口間の国境通行については、ロシア側国境通関の所要時間の短縮は今後の課題ではあるが、通関時間の延長などの面において柔軟に対応していることは評価できる。また、グロデコボ駅、綏芬河、琿春中口自由貿易区などの国境地帯では多くの人々が往来し、この地域の発展は確実に前進していることが実感できた。

北東アジア地域の観光の面においても、現在中口、中韓間の往来は既に行われており、増加傾向にある。私見ではあるが、北東アジアに一番近いヨーロッパの町ウラジオストク、陸路国境グロデコボ～綏芬河、歴史を語る渤海国遺跡、絶景の鏡泊湖、中口自由貿易区など、日本人にとっても面白い観光資源がこの地域に多く存在し、開発する余地は多く残っていると思う。観光交流を活発化させることにより、北東アジア地域の相互理解を深め、地域の安全と繁栄にもつながると思う。

2004北東アジア経済会議

北東アジア経済フォーラムイン新潟

【開催予告】2004年2月2～3日 / 「朱鷺メッセ」

プログラム

オープニング

基調講演 宋健（中国・中日友好協会会長）

「北東アジアグランドデザイン」パネル

北東アジア地域において、地域の協調的発展のためのグランドデザインを策定し、具体化していくことが必要であることを確認し、各国、地域が共同でグランドデザインを策定していくために必要な取り組みや条件および策定作業の進め方について議論します。また、グランドデザインを具体化する上で必要となる資金問題について、金融面でとりうる適切なオプションを検討します。

「運輸・物流」パネル

北東アジア輸送回廊の実現に向け、海を隔てた日本との接続（海上ルート）といった視点を取り入れ、各国政府や国際機関と連携、個別回廊（図們江輸送回廊）確立のための具体的プロジェクトの推進といった観点から議論を行います。

「環境」専門家会合

北東アジア地域における環境問題の現状と課題をふまえ、

各国の経済発展と環境保全の両立を図るための国際連携による取り組み、とりわけ地球温暖化防止に向けた京都メカニズムの活用策やネットワーク構築の必要性などについて議論します。

「エネルギー」パネル

「アジアエネルギー共同体」の形成を目指す観点から、エネルギー分野の規制緩和と環境問題との関連、環境にやさしいエネルギー利用及び北東アジアガスパイプラインといったテーマについて議論します。

地域別セミナー

北東アジア各地の現地関係者から、主として日本企業を対象として、各地域におけるビジネスに役立つ実務的情報を提供してもらいます。

全体会議

二日間の会議を振り返り、主な成果・将来の課題等を整理します。

関連行事

新潟エネルギーフォーラム2004

2004年2月1日 9:00 - 14:50 / 朱鷺メッセ

ERINAと北東アジア経済フォーラム等との国際共同研究プロジェクト「北東アジアにおけるエネルギー安全保障と持続可能な発展（国際交流基金日米センター助成事業）」の一環として実施します。米国や北東アジア諸国のエネルギー専門家などの参加を予定しています。

北東アジアビジネスメッセNAB-Messe

2004年2月2日、3日 / 朱鷺メッセ「ウェブマーケット」

ERINAと北東アジア経済フォーラム等との国際共同研究プロジェクト「北東アジアにおけるエネルギー安全保障と持続可能な発展（国際交流基金日米センター助成事業）」の一環として実施します。米国や北東アジア諸国のエネルギー専門家などの参加を予定しています。

国内からの参加申し込みの募集開始は、12月頃を予定しています。また、プログラムは変更になる可能性があります。最新の情報は、ERINAのウェブサイト（<http://www.erina.or.jp>）でご確認ください。

北東アジア動向分析

中国（東北三省）

2003年上半期の東北経済概況～SARSの影響受けつつも高水準を維持～

2003年上半期（1 - 6月期）の中国経済は前年同期比8.2%の経済成長率を記録した。数字だけを見れば、2002年の経済成長率を上回る高成長であるが、1 - 3月期の成長率が同9.9%であったことを考慮すると、4 - 6月期の中国経済が新型肺炎SARSの影響を受けて、伸び悩んだ様子がうかがえる。SARSは特に市民の消費心理に影響を及ぼし、社会消費品小売額は1 - 3月期の前年同期比9.2%増から、4月は前年同月比7.7%増、5月は同4.3%増と落ち込んだ。また、観光関連産業など、第三次産業の成長率も1 - 3月期の7.6%から4.2%へと低下した。しかしながら、SARS蔓延地域が限定されていたことと長期的な影響を受けなかったことから、中国政府は、2003年の経済成長率を8.3 - 8.5%と予測している。

東北三省経済も1 - 3月期と比較すると4 - 6月期はSARSの影響により落ち込んだものの、それほど大きなダメージを受けず、1 - 6月期の経済成長率はいずれも全国を上回る水準となった。特に、吉林省は10.8%の高成長となった。

吉林省経済を牽引したのは、好調な鉱工業生産であった。特に、自動車製造、石油加工、農産品加工といった三大支柱産業が順調に伸び、三産業の付加価値額は鉱工業全体の78%を占めるに至った。また、対外貿易の伸びも著しかった。輸出入総額の伸び率は前年同期比79.3%と高く、全国トップの伸び率を記録した。これにより、同省の対外貿易額は全国第12位までその水準を高めた。

遼寧省経済は1 - 3月期には最近10年間で最高水準となる12.4%の成長率を記録したが、4月、5月には観光業、輸送業、飲食産業などのサービス産業が大きく落ち込み、1 - 6月期では9.5%成長となった。遼寧省経済を牽引したのは、固定資産投資（前年同期比33.8%増）、鉱工業生産（同17.7%増）であった。SARS対策として、公共衛生インフラ施設建設向け投資も拡大した。鉱工業部門では、

軍需、機械、建材などの産業の伸び率が30%を超えたほか、電子機器、医薬なども伸びが高かった。対外経済面では、遼寧省が昨年実施した「日本週間」、「韓国週間」、「台湾週間」などの効果が今年初期から現れ、1 - 3月期は貿易総額は前年同期比39.7%増、外資導入額は同51.0%増と好調であったが、その後は現在に至るまで減速傾向にある。

黒龍江省経済は10.1%の成長率であった。固定資産投資は、磨盤山ダム供水、地方間道路建設、太陽島風景名勝区総合整備などのプロジェクト着工のほか、公共衛生インフラ施設の建設などもあり、前年同期比19.4%増となった。この伸びは1997年以降の最高記録（前年同期比）となった。消費面では、SARSの影響により、飲食業は落ち込んだものの自動車や通信機器（携帯電話）などの購入が大幅に伸び、1 - 6月期の社会消費品小売総額は前年同期比9.4%増となった。対外貿易では、SARS蔓延を防ぐため、対口陸上税関を一時閉鎖した影響で、伸び悩んだが、最近に入り急速な回復傾向がみられている。今年は農産品の輸出が好調でトウモロコシは前年同期比250%増、大豆は同73.1%増を記録している。

対口、対朝交流の活発化に向け、鉄道ルート新設へ

現在、黒龍江省東部の中口国境都市撫遠から中口国境（東寧）中朝国境（吉林省琿春・図們、遼寧省丹東）に沿って走り、大連港に至るという“東北辺境鉄道”の建設が計画されている。これは東北三省の東部を貫き、国境でロシア、朝鮮民主主義人民共和国と接続することを目指した鉄道である。中国側は、この鉄道により三省の連携・隣国との交流を促進し、国境地域の経済発展を図りたい考えである。8月30日に、その一部をなす黒龍江省の綏陽～東寧間（100km）が3年の建設期間を経て完成した。全線完成までにはまだかなりの時間がかかるとみられるが、ルート新設の効果が期待されている。

（ERINA調査研究部研究員 川村和美）

		2001年				2002年				2003年1 - 6月			
		中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江
GDP成長率	%	7.3	9.0	9.3	9.3	8	10.2	9.5	10.3	8.2	9.0	10.8	10.1
鉱工業生産伸び率	%	8.9	10.8	15.1	9.5	10.2	15.3	18.6	11.0	16.2	17.7	19.0	13.7
固定資産投資伸び率	%	12.1	11.9	15.8	14.3	16.1	13.0	18.4	11.5	32.8	33.8	20.8	19.4
社会消費品小売額伸び率	%	10.1	10.1	11.8	9.6	8.8	11.0	10.9	10.1	8.0	11.1	8.0	9.4
輸出入収支	億ドル	226.0	23.1	2.1	1.6	304.0	30.0	1.5	3.7	45.0	8.1	9.0	2.7
輸出伸び率	%	6.8	2.4	16.3	15.4	22.3	12.4	21.0	23.3	34.0	22.4	36.5	22.8
輸入伸び率	%	8.2	7.7	27.1	11.1	21.2	6.6	11.1	33.2	44.5	35.7	112.7	11.9

（注）前年同期比。

遼寧省の2002年鉱工業生産伸び率は生産額ベース。他は付加価値額ベース。

（出所）中国国家統計局、各省統計局、対外貿易経済合作部、各種新聞報道より作成。

ロシア（極東）

2003年上半期のロシア極東経済

2003年1 - 6月の極東鉱工業生産は前年同期比で1.6%増え、他の連邦管区より最も低い成長率となった。州別で見ると、マガダン州（23.0%）チュコト自治管区（9.6%）及びハバロフスク地方（6.6%）の3地域では生産が減少した。ユダヤ自治州（10.0%）及びアムール州（9.4%）の伸びが目立ち、サハ共和国及びサハリン州のような生産高が変わらない地方もあった。小売売上高の伸び率では、極東がウラル連邦管区に次いで2位を占め、全国平均を上回った。消費者物価は、高い上昇を見せたチュコト自治管区以外は全国平均前後であった。雇用状況は悪化してきたが、全国では失業者数が約14%増えたのに対し、極東地域でその増加率は3.5%にとどまった。なお、チュコト自治管区、マガダン州、サハ共和国及びハバロフスク地方では失業者数が減少した。国民生活水準については、2002年5月から2003年5月までの間、実質貨幣収入は全国平均の18.7%増に対し、極東では24.8%増加した。特に沿海地方及びハバロフスク地方が高い伸びを記録し、それぞれ31.9%と27.4%であった。

ブレヤ水力発電所の稼働

2003年6月30日にアムール州のブレヤ水力発電所の第1号機が稼働した。7月9日に行われた稼働記念式典にはプーチン大統領、関係省庁大臣、ロシア統一電力システム社の幹部、極東南部の各地方知事らが参加し、極東ロシアだけでなく、ロシア経済にとって非常に重要な出来事となった。

ブレヤ水力発電所の建設プロジェクトは、長い歴史を持っている。1976年に準備作業に入り、1985年にダム建設に着手したが、ソ連崩壊後の経済混乱により1993年から国家による融資がなくなり、建設作業は完全に停止した。しかし、

ロシア統一電力システム社は、ブレヤ発電所建設を優先プロジェクトに位置付けて、2000年から投資を開始した。2003年の総投資額の40%は、このプロジェクトに投入する予定である。また、ロシア鉄道省も将来電力料金割引を受けるという条件で、2000 - 2001年に15億ルーブルを投資した。今年の12月に2号機が稼働予定であり、その後順次整備を進め、2006年に最後の6号機が稼働して2007年には全ての建設作業を完了する計画である。

現在、極東地域は、ロシア西部の電力網から事実上分離した状態にある。また、燃料需給に占める地域外からの移入石炭の割合は40%に達し、その価格の50 - 70%は輸送費である（平均輸送距離は3,000 - 3,500km）。その結果、平均電力料金は1.21ルーブル/kwhで、全国平均の0.72ルーブル/kwhよりずっと高く、地域経済発展の障害となっている。1号機の稼働だけでアムール州、ユダヤ自治州、ハバロフスク及び沿海地方では電力料金を7 - 10%引き下げることが可能となった。全体の建設完了時には、発電所の出力は200万kW、平均年間発電量は71億kWhに達する。2007年の石炭の移入量は現在より520万トン減少、費用は47億ルーブル減り、電気料金はさらに低下すると思われる。また、この発電所の完成により、電力不足の極東南部、特に沿海地方での電力供給は安定する。ゴルベンコ・ブレヤ発電所株式会社社長によると、電力の40%が沿海地方、30%がハバロフスク地方、約15%がアムール州で消費される。残りの15%を中国に供給する予定であり、すでに中国側との交渉が行われている。

このように、ブレヤ発電所の建設完了は、電力供給の安定化、電力料金の値下げ及び輸出拡大などの経済活発化の効果がある。さらに、地方及び国家予算の歳入増加や、雇用機会の増大も期待され、社会的な影響も大きい。

（ERINA調査研究部研究員 ドミトリー・セルガチョフ）

	鉱工業生産 (2003上半期) [前年同期比]	小売売上高 (2003上半期) [前年同期比]	消費者物価 (2006年12月) [前年12月比]	実質貨幣収入 (2003年5月) [前年5月比]	失業者数 (2003年5月) [前年5月比]	参考：地域総鉱工業生産 (2002年) [対全国比(対全地域比) %]
サハ共和国	0.2	13.2	7.7	25.7	7.1	1.10 (27.65)
沿海地方	2.5	20.5	7.4	31.9	12.0	0.71 (17.76)
ハバロフスク地方	6.6	14.1	9.8	27.4	2.9	1.13 (28.34)
アムール州	9.4	4.2	8.4	22.6	3.6	0.20 (5.12)
カムチャッカ州	5.5	1.9	6.6	16.5	4.7	0.28 (7.00)
マガダン州	23.0	8.6	4.2	11.4	8.2	0.17 (4.40)
サハリン州	0.6	13.3	7.9	23.5	0.0	0.32 (8.15)
ユダヤ自治州	10.0	6.6	7.0	6.5	7.1	0.03 (0.66)
チュコト自治管区	9.6	31.6	14.6	0.6	9.1	0.04 (0.91)
極東	1.6	13.6	7.7	24.8	3.5	3.97 (100.00)
ロシア連邦	6.8	8.9	7.9	18.7	13.8	100.00

出所：ロシア国家統計委員会、「ロシア連邦管区の社会経済状況」四半期報、6号、2003年。

モンゴル

経済状況全般

鉱工業生産は2003年1 - 5月には前年同期比5.9%増と加速したが、6月以降は減速し、1 - 7月では0.1%となった。これは、同時期の鉱工業生産の50.8%を占めたモンゴル最大の産業部門である鉱業・採石業生産が2.9%減少したことによる。その一方、製造部門の生産高は3.1%の増加で、電気・エネルギー・水供給部門は2.8%上昇した。

消費者物価上昇率は5月に8.5%であったが、7月には5.2%に低下した。失業者数は2002年末より6,400人増えて、7月末現在で37,300人となっている。輸入の拡大に伴う関税収入の増加により、1 - 7月の国家財政赤字は前年同期比240億トグリク、47.1%の減少となった。同期間に税収は25.7%増加し、関税収入は63.9%伸びた。

外国貿易は2003年1 - 7月に前年同期比16%増であったが、輸出に比べて輸入が急激に伸びたため貿易赤字は継続して悪化し、1年前の17.4倍、1億6,920万ドルとなった。輸出は前年同期比3.9%増の2億7,840万ドルとなり、一方、輸入は25.8%増の4億4,760万ドルとなった。非通貨用金の輸出は前年比48.4%減少、3,800万ドルのマイナスであった。畜産品の輸出は肉類の輸出不振のため390万ドル減少した。また野菜類を除くほぼ全ての品目の輸入が増加した。

北東アジア諸国は引き続きモンゴルの主要貿易相手国であり、1 - 7月の貿易総額の約69%を占め、最大は中国の2億4,900万ドルであった。しかし、中国と北朝鮮を除く諸国との貿易は赤字であり、貿易赤字総額の87.9%を占めた。最大は対ロシアの1億2,220万ドルであった。北朝鮮との貿易はこの時期少なく、68,600ドルに留まった。品目別に見ると自動車の輸入が1 - 7月に前年同期比で大幅に伸びており、これは主に北東アジア諸国から輸入された。例えば、韓国からの公共輸送用車両、乗用車、トラックの

輸入、日本からの乗用車の輸入はほぼ2倍となり、日本からのトラックの輸入は3倍となった。しかし、これらの国々に対するモンゴルの輸出品目は、カシミヤや馬の皮など、畜産を元にする原材料や低付加価値製品に限られている。この傾向を見る限り、モンゴルは北東アジア市場でより積極的に輸出の機会を探る必要がある。

進むモンゴルの統計整備

調査やデータ集計に関してモンゴルには長い歴史があり、紀元前3世紀のモンゴルの祖先である匈奴やその後のチンギスハン帝国時代まで遡る。しかし、現在の近代的統計制度の基礎は1924年に始まり、1964年に全国の統計作業を行う中央統計局（現在のモンゴル国家統計局）が作られた。1990年代の半ばまで、統計データは旧経済相互援助会議（CMEA）メンバー国で統一された産業分類に従って集計されていた。国の経済改革に伴い、統計システムも国際基準に合わせて改められ、1998年には国連の国際標準産業分類に準じるモンゴル標準産業分類を正式に採用した。同分類は2年間の試用期間を経て、2000年に正式に施行された。

モンゴルは社会主義経済時代の1960年以降、5年毎に産業連関表（部門間バランス表）を集計してきた。しかしこれらは社会主義経済の概念に基づき、物財の生産のみに対象とした表であった。現在、国家統計局は世界銀行から支援を受け、国際標準に基づく2000年の産業連関表を作成中である。同表は経済を85部門の産業に分類している。現時点ではデータの収集並びに集計作業が終わり、データの入力や訂正作業が行われており、10月末には完成する見通しである。同表が完成すればモンゴル経済を、産業間の連関という視点から全体的に分析することが可能となる。

（ERINA調査研究部客員研究員 エンクパヤル・シャグダル）

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	03年1-5月	03年1-6月	03年1-7月
GDP成長率（対前年比：％）	4.0	3.5	3.2	1.1	1.1	3.9	-	-	-
鉱工業生産額（前年同期比：％）	4.4	3.2	1.3	2.4	11.8	3.8	5.9	0.9	0.1
消費者物価上昇率（対前年末比：％）	20.5	6.0	10.0	8.1	11.2	1.6	8.5	6.3	5.2
国内鉄道貨物輸送（百万トンキロ）	2,554.2	2,815.3	3,491.7	4,282.5	5,287.9	6,461.3	2,965.2	3,569.9	4,107.1
失業者（千人）	63.7	49.8	39.8	38.6	40.3	30.9	38.8	37.4	37.3
対ドル為替レート（トグリク、期末）	813.2	902.0	1,072.4	1,097.0	1,102.0	1,125.0	1,131.0	1,139.0	1,153.0
貿易収支（百万USドル）	16.8	158.1	154.5	78.7	116.2	166.8	93.5	141.6	169.2
輸出（百万USドル）	451.5	345.2	454.2	535.8	521.5	524.0	184.1	219.3	278.4
輸入（百万USドル）	468.3	503.3	512.8	614.5	637.7	690.8	277.5	360.9	447.6
国家財政収支（十億トグリク）	65.1	102.1	98.2	69.7	45.5	70.0	23.1	32.4	21.4
成畜死亡数（100万頭）	0.6	0.7	0.8	3.5	4.7	2.9	1.0	1.2	1.2

（注）失業者数は期末値。消費者物価上昇率は各年12月末、2003年は期末値。貨物輸送、財政収支は年初からの累積値。

1999年以降の貿易額は、非通貨用金取引額を含む。

（出所）モンゴル国家統計局「モンゴル統計年鑑」、「モンゴル統計月報」各月号ほか

韓国

マクロ経済動向と展望

8月に公表された第2四半期の実質経済成長率は、季節調整値で前期比 0.7%で第1四半期の 0.4%をさらに下回った。これにより韓国経済は深刻な景気後退局面にあることが示された。

これを需要項目別に見ると最終消費支出は前期比 1.2%と前期に続きマイナスになっている。前期にはプラスの伸びを維持した固定資本形成も前期比 1.7%とマイナスとなった。さらにその中で機械設備投資は前期比 2.5%と落ち込みが大きく、現状が設備投資循環に伴う本格的な景気後退であることを物語っている。

失業率も景気後退に伴い上昇傾向にあり、6、7月には二か月連続して3.6%（季節調整値）を記録している。

韓国銀行が7月に発表した経済予測¹によれば、今年の経済成長率は後半に若干の持ち直しを見込んでも3.1%に止まるとされており、昨年の6.3%からは大きく落ち込むものと見られている。韓国経済は通貨危機以降、最も深刻な不況下にあると判断される。

貨物トラックストと物流混乱

韓国経済の宿病ともいべき労働争議が、またもや物流システムに混乱を生じさせている。ナショナルセンター、民主労総傘下の貨物トラック運転手組合である貨物連帯²は、運送料の値上げなどを要求して8月21日からストライキに入った。これによって家電、タイヤなど輸出製品のコンテナ輸送や、セメントなどの国内輸送に大きな障害が生

じている。今年に入ってから物流関連のストライキは、5月の同組合のスト、6月の鉄道ストに次いで三回目となる。

国際的な貨物港である釜山港では、国内発の荷役取扱量自体は今回のスト開始から数日で、ほぼスト前の平常水準に復帰した。しかし繰り返される物流ストの影響で、荷扱いの4割を占める海外からのトランジットカーゴの減少が生じている。コンテナ取扱量で昨年は、シンガポール、香港に次いで世界第3位であった釜山は、今年は上海に抜かれ第4位に後退するものと予想されている。

一方、貨物連帯は高速道路でのピケなど、闘争戦術をエスカレートさせた。また一部では、ストから離脱したトラックに対する破壊活動なども発生した。これに対し政府は組合幹部の逮捕状を請求するなど、6月の鉄道ストと同様に強硬な対決姿勢を示した。

9月5日、貨物連帯は組合員に対し業務復帰命令を出し、状況はようやく収拾される見通しとなった。しかし、組合側の要求は実現していないため、ストが再発する懸念は引き続き残っている。

今後もこのような事態が繰り返されれば、盧武鉉政権の推進する北東アジア物流ハブ構想は画餅に帰すと言えよう。また外国企業の韓国の物流システムに対する信認の低下は、通貨危機以降の韓国経済の回復を支えてきた対内直接投資の動向にも大きなマイナスの影響を及ぼすと考えられる。そうした意味で今回の貨物トラックストは経済全体を人質にとった闘いだったといえる。

（ERINA調査研究部研究主任 中島朋義）

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	02年7-9月	10-12月	03年1-3月	4-6月	5月	6月	7月
国内総生産（%）	6.7	10.9	9.3	3.1	6.3	1.0	2.0	0.4	0.7	-	-	-
最終消費支出（%）	9.8	9.4	6.7	4.2	6.2	0.5	0.7	1.3	1.2	-	-	-
固定資本形成（%）	21.2	3.7	11.4	1.8	4.8	2.5	6.5	1.9	1.7	-	-	-
製造業生産指数（%）	6.6	25.0	17.1	0.9	8.3	5.3	11.3	5.8	2.9	1.2	8.7	0.7
失業率（%）	6.8	6.3	4.1	3.7	3.1	3.0	3.0	3.1	3.4	3.4	3.6	3.6
貿易収支（百万USドル）	41,627	28,371	16,872	13,492	14,180	2,988	3,865	1,226	5,697	1,683	2,747	1,568
輸出（百万USドル）	132,313	143,686	172,268	150,439	162,471	41,255	45,308	43,056	46,141	14,690	15,716	15,541
輸入（百万USドル）	93,282	119,752	160,481	141,098	152,126	38,884	42,262	44,254	41,670	13,510	13,392	14,876
為替レート（ウォン/USドル）	1,399	1,190	1,131	1,291	1,251	1,197	1,221	1,201	1,209	1,200	1,194	1,182
生産者物価（%）	12.2	2.1	2.0	0.5	0.3	1.6	3.9	5.3	1.3	1.0	1.1	1.6
消費者物価（%）	7.5	0.8	2.3	4.1	2.7	2.5	3.3	4.1	3.3	3.2	3.0	3.2
株価指数（1980.1.4=100）	406	807	734	573	757	723	674	591	621	614	663	704

（注）製造業生産指数、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率、国内総生産、最終消費支出、固定資本形成は前期比伸び率
国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、失業率は季節調整値
生産者物価、消費者物価は2000年基準
貿易収支はIMF方式、輸出入は通関ベース

（出所）韓国銀行、国家統計庁他

¹ 第2四半期GDPの発表前の予測値であるが、予測された同期の成長率は8月に発表されたものと一致している。

² 韓国の貨物トラック運転手の多くは自ら車両を所有する事業者である。このため同組織は厳密な意味での労働組合とはいえない。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

最高人民会議代議員の改選と第1回会議

(1) 最高人民会議代議員選挙

第11期最高人民会議の選挙が2003年8月3日行われた。憲法で最高人民会議の任期は5年と規定されている。前回の選挙は1998年7月に行われており、規定通りに選挙が行われたといえる。金正日国防委員長は平壤市の人民軍の選挙区（第649号選挙区）から出馬し、当選した。今回の選挙でも前回と同じく、ほぼ半数が新人で占められている。軍人の比率は約14%¹であり、前回よりも軍人の比率が増大している。古参軍人の引退が目立っており、民間人も含めて世代交代が進んでいることが見て取れる。

(2) 最高人民会議第11期第1回会議

代議員選挙を受けて、9月3日に最高人民会議第11期第1回会議が開かれた。この会議の議題は、朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長の推戴（選挙）、朝鮮民主主義人民共和国国家指導機関の選挙、朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議決定『朝米間の核問題に関連して朝鮮民主主義人民共和国外務省がとった対外的措置を承認することについて』であった。

国防委員長には金正日氏が再選され、内閣総理には朴奉珠化学工業相が選出された。また、最高人民会議常任委員会の委員長には金永南氏が、副委員長には楊亨燮氏が再任された。朴奉珠総理は宣誓の中で「内閣は社会主義原則と実利の原則で社会主義经济管理方法を限りなく完成させていくことにより、经济管理を改善するための新たな国家的措置が、効果を上げ、情報産業時代に合わせて科学技術を発展させ、国家の生産力を早い期間内に世界的水準に上げる」「地方の創発性を高く発揚させるための積極的な対策を立てていく」など、経済改革や技術革新、地方への権限の委譲などに言及した。

また、外務省の対外的措置に関する決定では、「多者会談でわれわれは、朝鮮半島の非核化がわが共和国政府の最終的目標であるということを示し、米国の対朝鮮敵対視政策を実践的に放棄すれば、われわれも核計画を放棄することができるという立場を明らかにし、朝鮮半島の非核化を実現するための合理的で包括的な提案をした」と核問題を米国の対朝敵視政策の産物とし、米国がまず対朝鮮

敵視政策を放棄しない限り「米国の核先制攻撃を防ぎ、朝鮮半島と地域の平和と安全を保障するための正当な防衛手段として核抑止力を維持し、強化し続けていく道の他に選択の余地がなくなった」としている。北朝鮮は、核カードを失えば、イラクのように攻撃されてしまうかもしれないと恐れているため、先に核兵器開発を放棄する形での解決方法は選択できないことを強調していると考えられる。

六カ国協議と北朝鮮をめぐる国際情勢

2003年8月27日から29日まで、北京の釣魚台迎賓館で北朝鮮の核開発をめぐる六カ国協議が日本、中国、アメリカ、ロシア、韓国、北朝鮮の参加で行われた。協議は中国の王毅外務次官が議長を務め、外務省の藪中三十二アジア大洋州局長、米国のケリー国務次官補（東アジア・太平洋担当）、韓国の李秀赫（イスヒョク）外交通商次官補、北朝鮮の金永日（キムヨンイル）外務次官、ロシアのロシュコフ外務次官が率いる各国代表団が出席した。

この会談では、基調発言での発言内容も重要だが、米朝間、日朝間、南北間等の非公式会議が行われたことが重要な点である。日朝間では合計3回の協議がもたれ、拉致問題に関して、二国間の問題として、日朝平壤宣言に基づいて解決するという協議継続の合意がなされた。米朝間で話された内容は不明であるが、8月29日に国務省が肯定的評価を行っていることから、何らかの前進があったものと見られる。8月30日に北朝鮮代表団が帰路、北京空港で協議に対して否定的な発言を行ったが、その後若干柔軟な姿勢を見せている。また、南北間では米国の発言の意図についての説明などが行われ、これまでの交渉の積み重ねがお互いの信頼感に転化しているともいえる。

この六カ国の枠組みは、単に核兵器開発問題という当座の問題を解決するためだけではなく、今後北朝鮮が国際社会の一員として活動していく上で、経済協力など様々な問題を話し合う上で重要な役割を果たすと思われる。この枠組みは冷戦時には想像もできなかったものであり、冷戦終結がもたらした平和の配当が北東アジアにもたらされる可能性を見せる会談となった。今後、このような新しい時代を反映した枠組みの中で、日本がどのように行動していくかが試されている。

（ERINA調査研究部研究員 三村光弘）

¹ 職能別の比率は北朝鮮側から発表されていないので、ここではラヂオブレスの『RP北朝鮮政策動向』348（2003.8）の分析によった。

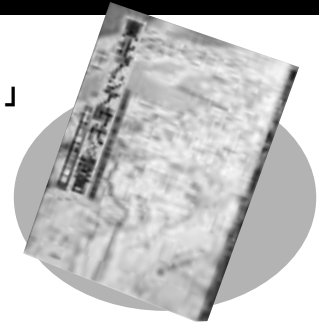
BOOK REVIEW

「東北アジア時代への提言 - 戦争の危機から平和構築へ」

監修：武者小路公秀

編者：徐勝、松野周治、夏剛

発行：平凡社



本書は2003年2月に日本、韓国、中国に在住する研究者が、立命館大学で東北アジアにおける平和構築と地域協力について討論した時の報告をベースに他の研究会における報告も加え、一冊にまとめたものである。議論の中心は朝鮮半島を中心とした北東アジア地域安全保障体制をどのように構築するかという時宜にかなったテーマである。朝鮮半島を巡る政治的問題について、日韓中3カ国の複数の政治学者がそれぞれの視点で分析を試みており、6カ国協議という新しい枠組みが動き始めた今、一読に値する論文集である。

小此木政夫・慶應義塾大学教授は「日朝首脳会談の成果と展望」の中で、2002年9月に平壤で開かれた日朝首脳会談の背景、経緯、結果とその後の展開について多角的分析を試みている。日朝首脳会談の成果である平壤宣言の実現が困難になっている原因として、核開発問題と並んで、拉致問題に対する日本国内世論の激昂があったことを指摘している。

一方、金熙徳・中国社会科学院日本研究所教授は、「日朝交渉と日本の選択」の中で、小泉訪朝の意義を認めながらも、その後の対応については、「日本は拉致問題だけに集中すべきでなく、戦後補償・拉致問題・安全保障の包括的進展を目指すという合理的な外交交渉軌道に戻るべきだ」と拉致問題最優先になった日本の姿勢を批判している。さらに、金氏は日本の軍事大国化を警戒し、日米同盟は東北アジア地域の平和構築の阻害要因であると言っている。米国への強い不信感が窺える。

本書では多くの論者が北朝鮮を巡る安全保障問題問題解決のためには日米中韓口を加えた6カ国協議が必要との結論を出している。張達重・ソウル大学校政治学科教授は、「韓国の政治変化と韓米日同盟関係の未来」の中で、韓国・盧武鉉政権が目指す方向性と直面する難題、すなわち対米関係と南北関係の調整を民族と同盟間の葛藤問題ととらえ、日韓連帯による6カ国協議体制に解決の方策を求めている。韓庸燮・韓国国防大学教授も、「大量破壊兵器と東北アジアの平和」の中で東北アジア地域には共同安保の概念が無く、地域安保の概念も無いとし、東北アジア6カ国安保協力体制構築の必要性を唱えている。

さらに豊下楯彦・関西学院大学教授は「東北アジア安全

保障協力機構の構想に向けて」と題する包括的分析において、94年核危機と2003年のそれを比較し、そこに決定的違いを見出している。「94年当時は問題が事実上米朝2国間の動向によって左右され一つの決着がもたらされたわけであったが、今回は米朝2国に加えて、太陽政策を引き継ぐ盧武鉉新政権の韓国、ともかくも小泉訪朝に踏み出した日本、そしてロシアと中国という6カ国が重要なアクターとして登場してきているのである」と多国間協議を開催する環境が整ってきていることが前回と違うと指摘する。

くしくもこの本が出版された数ヶ月後に6カ国協議が実現する運びとなった。2003年8月27-29日、北京において初の6カ国協議が開催された。北朝鮮の核開発問題の平和的解決に向けて関係6ヶ国全員がテーブルに着いたことは歓迎できる。しかしながら第1回の6カ国協議では共同声明を出すことも出来ず、前途多難を予期させるような結果となった。次回協議の日程は決まらなかったし、今後長期的に継続し、実のある解決策を生み出していくかどうか油断を許さない。6カ国協議の開催を提言した本書の続編として、協議を継続すると共に地域の安保協力体制構築へと発展させるための議論・提言が必要となっているのではないか。その場合は日中韓に加えて米口、さらに北朝鮮の研究者の参加が望まれる。

本書では安全保障の枠組みや軍事面といった外交的議論に焦点が当てられており、北朝鮮の国内体制や人権問題に触れた論文はない。近年、北朝鮮の食糧難に喘ぐ辺境民が多数中国などへ脱出を試みる実態が次第に明らかになってきた。このような国内問題は人権の見地からも隣人として無視できない。

本書第二部では北朝鮮を含む東北アジアにおける経済協力の可能性が論じられているが、経済面でまず注目すべきは北朝鮮国内の経済的困難に関する事実の把握や対策であろう。経済協力云々は東北アジアの平和的環境の下でこそ実現するものであって、現実的議論が始まるにはもう少し時間が掛かるのではないか。

(ERINA調査研究部主任研究員 辻久子)

SUNSET NOTES

北東アジアに観光の風を

2003年9月より、中国を訪問する日本人観光客のビザが免除された。中国としてはSARSの影響で落ち込んだ上半期の観光客を取り戻そうと期待しているのだろう。ビザ免除が大幅に観光客が増加することは10年ほど前に日本人観光客のビザ免除に踏み切った韓国の例が示している。長期的にはビザ免除の効果は薄れるとしても、これで中国観光に弾みが付くことが期待される。2002年に出国した日本人は1,650万人。最大の訪問国は米国であるが、二番目は中国で全出国者の18%に当たる299万人が訪中した。しかも前年比25%増の勢いである。三番目は韓国で232万人が訪れた。

中国・韓国ともに日本から近く、安く、気軽に行ける観光地として人気を集めている。観光資源という観点から見ても、悠久の歴史に抱かれた中国は広い国土の各地に史跡や風光明媚な観光地が豊富に存在する。韓国には史跡に加え、ショッピング、食文化、エステ、カジノなどの若い世代にも受ける都市文化がある。

一方、北東アジアでもロシアは日本人の観光誘致に出遅れが目立つ。2001年にロシアを訪問した日本人は7万人に過ぎない。そのうちのどのくらいの旅行者が極東を訪問したかは不明である。2001年に日本と極東を結ぶ空路の利用客は延べ5万8千人、往復利用したとすると2万9千人となる。このうち約半数が日本人であったと仮定すると、1万5千人程度が極東を訪問したことになる。ロシア極東の至近性を勘案すると、中国や韓国への旅行者に比べて極めて少ないといえる。

ロシア側も極東観光の開拓に意欲を見せ始めた。2003年10月初旬に東京で観光セミナーを開くとのことだから、この号が発行されるころには何らかの成果が出ているかもしれない。しかしロシア極東を観光地として売り込むには多くの問題がある。

ロシア極東を訪問する日本人観光客は2種類に分けられる。一般的観光客と特定の目的を持った旅行者である。

一般観光客の多くは既に欧州、米国、アジア（中国、韓国を含む）などを既に訪れた経験があり、未知の地域としてロシア極東にも眼を向けようと考えている。彼等が期待するのは、欧州並の町並みと文化的楽しみ、五つ星ホテルの快適さ、韓国並の価格、日本人の口に合うロシア料理、豊富な土産物、そしてガイドブック片手に個人で街を歩き回る自由さである。現状では、一般観光客がロシア極東を訪問した場合、満足度は低いと言わざるをえない。

一方、アウトドア、釣り、狩猟、文化交流など特定の目的を持った観光客がいる。これらの旅行者は一般に満足度が高く、リピーターになる場合もある。しかし人数が限

られており、大幅な増加には一般観光客の誘致が必要であろう。現状を良く知る旅行業者の話を総合すると観光客誘致には次のような点で改善が必要である。

ロシア政府観光局が日本にないので設置し、航空会社などと協力してPR活動を強化する。それにより、日本の旅行会社も現地の情報が得やすくなる。東京にロシア全体、新潟に極東担当部局を置くことが望まれる。

ロシア語を解さない観光客が地図を片手に自由に歩ける都市づくりが必要。街路標識を日本語や英語で整備し、外国人が利用できるようなタクシーを流す。空港から市内のホテルへのシャトルバスが日本語で利用できることが望まれる。さらに安全な街のイメージ作りが必要。

ビザの免除と出入国手続きの簡素化。韓国や中国に負けてはいけない。

コストダウンが必要。日本から韓国へ旅行する場合と比較して極東は30 - 40%割高である。ロシアの場合、航空運賃、ホテルが高く、通関、トランスファーなどが必要となる。

ホテルの整備・近代化が必要。夏季には大都市で室数も不足気味といわれる。また、カムチャッカやバイカル湖のような大自然が魅力的な所ではホテルの質と量が不足している。スイスのように魅力的なリゾートが出来れば避暑地として売り出すこともできるかも知れない。

観光資源の開発に官民を上げて取り組む必要がある。文化的催し物（バレエ、コンサート、サーカス、美術館）、大自然（カムチャッカ、バイカル湖など）、欧風の町並み（ハバロフスク、ウラジオストクなど）はポテンシャルが高い。例えば、日本人が好きなエルミタージュ美術館は膨大な所蔵品を有し地下の蔵に眠っているものも多いと聞く。もったいない話である。眠っている作品を極東にまわして、エルミタージュ美術館極東分館でも作って展示したらどうか。欧風町並みもさらに磨き上げ、老朽化個所を伝統的様式で復元すると魅力を増す。ヨーロッパの古い街、例えばドイツ南部のロマンチック街道と呼ばれる一帯では、中世の城壁や建築物を再建し、観光名所として成功している。意図的に伝統的なものを再現する工夫が求められる。

お土産店免税店の充実。空港の免税店は外貨獲得の機会である。珍しい土産物や美しい絵葉書を用意することなども観光客に喜ばれる。

このような改善には当然日本の旅行業者もアイデアの提供や研修生受け入れなどで協力すべきであろう。

（ERINA調査研究部主任研究員 辻久子）

研究所だより

運営協議会及び運営協議会・賛助会合同意見交換会の開催
平成15年9月3日 朱鷺メッセ

評議員の異動

< 辞任 > 平成15年6月26日付け
評議員 杉山真一（東北電力㈱常務取締役新潟支店長）

職員の異動

< 採用 > 平成15年7月22日付け
総務部 嘱託員 小熊亜弥
< 転出 > 平成15年8月9日付け
調査研究部 客員研究員 柳承鎬（韓国輸出入銀行へ）

セミナーの開催

平成15年度第4回賛助会セミナー
平成15年9月25日(木) 万代島ビル
テーマ：「中国のカントリーリスク」
講師：(財)日本国際問題研究所
主任研究員 北村隆則氏
ERINA10周年記念シンポジウム
平成15年10月2日(木) ホテル日航新潟
記念講演「ERINAの10年」
講師：ERINA前理事長 金森久雄
パネルディスカッション
「ERINA中期計画に期待すること - 北東アジアと
地域経済の発展」
コーディネーター：新潟日報社編集委員室長 望月迪洋氏
パネリスト：
立教大学法学部教授 李鍾元氏
新潟経済同友会副代表幹事・ERINA評議員 中山輝也氏
新潟県知事 平山征夫氏
ERINA理事長 吉田進
エネルギー実務者会議
平成15年10月10日(金) 国際交流基金国際会議場
テーマ：「北東アジアにおけるエネルギー安全保障と
持続可能な発展 - 協調的政策の展望」
主催：ERINA、北東アジア経済フォーラム（NEAEF）、
国際交流基金日米センター（CGP）
パネリスト：
(財)日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団

阿部進氏

ERINA ウラジーミル・イワノフ

(財)電力中央研究所 鈴木達治郎氏

北東アジア経済フォーラム 趙利済氏

アジア太平洋エネルギー研究センター 鄭龍憲氏

アジアパイプライン研究会 平石和昭氏

ERINA 吉田進（議長）

韓国エネルギー経済研究所 李相驥氏

編集後記

大道寺小三郎氏へのインタビューでは、その言葉の一つ一つにロシアへの愛が込められているのを実感した。これほどまでにロシアに惚れ込んだ経済人でも、ロシアでのビジネスは難しいと嘆く。同じ問題を米国のビジネス団体の代表も指摘する。先駆者である大道寺氏の後を引き継ぎ、日ロビジネスの成功例を作っていくのが課題である。

8月から9月にかけて、ERINAのある朱鷺メッセ周辺は騒がしい日々が続いた。北朝鮮の貨客船、万景峰号が直ぐ近くの新潟港に数回入港したのを受けて、右翼団体などの街宣車がこの周りをパレードしたことによる。私自身はかなり昔のことになるが、万景峰号に乗って北朝鮮視察訪問を行ったこともあり複雑な気分である。ごく普通に船で往来できるような国際環境作りが待たれるところだ。(H)

発行人 吉田進
編集長 辻久子
編集委員 ウラジーミル・イワノフ 中村俊彦
三村光弘
発行 財団法人 環日本海経済研究所 c
The Economic Research Institute for
Northeast Asia (ERINA)
〒950-0078 新潟市万代島5番1号
万代島ビル12階
Bandaijima Bldg. 12F
5-1 Bandaijima, Niigata City
951-0078, JAPAN
tel 025-290-5545 (代表)
fax 025-249-7550
E-mail webmaster@erina.or.jp
ホームページ (URL)
<http://www.erina.or.jp/>

発行日 2003年10月10日

(お願い)

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、上記までご連絡ください。

禁無断転載